

平成 28 年

富岡町議会会議録

第 2 回定例会

3 月 3 日開会～3 月 8 日閉会

富岡町議会

平成28年第2回富岡町議会定例会会議録目次

第1日 3月3日(木曜日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	5
○出席議員	7
○欠席議員	8
○説明のため出席した者	8
○事務局職員出席者	8
開 会 (午前10時00分)	10
○開会の宣告	10
○開議の宣告	10
○議事日程の報告	10
○諸般の報告	10
○会議録署名議員の指名	10
○会期の決定	11
○諸報告	11
○議案の一括上程	15
○提案理由の説明及び一般町政報告	15
○動議の提出	15
○一般質問	23
三 瓶 一 郎 君	23
遠 藤 一 善 君	31
堀 本 典 明 君	37
山 本 育 男 君	44
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	47
○散会の宣告	58
散 会 (午後3時07分)	58

第2日 3月4日(金曜日)

○議事日程	61
○本日の会議に付した事件	62
○出席議員	63

○欠席議員	6 3
○説明のため出席した者	6 3
○事務局職員出席者	6 4
開 議 （午前 9時58分）	6 5
○開議の宣告	6 5
○議事日程の報告	6 5
○教育委員就任の挨拶	6 5
○会議録署名議員の指名	6 6
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	6 6
○動議の提出	8 0
○散会の宣告	9 0
散 会 （午後 1時48分）	9 0

第3日 3月7日（月曜日）

○議事日程	9 3
○本日の会議に付した事件	9 4
○出席議員	9 5
○欠席議員	9 5
○説明のため出席した者	9 5
○事務局職員出席者	9 6
開 議 （午前 9時58分）	9 7
○開議の宣告	9 7
○議事日程の報告	9 7
○会議録署名議員の指名	9 7
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	9 7
○散会の宣告	1 3 6
散 会 （午後 1時57分）	1 3 7

第4日 3月8日（火曜日）

○議事日程	1 4 1
○本日の会議に付した事件	1 4 1
○出席議員	1 4 2
○欠席議員	1 4 2

○説明のため出席した者	1 4 2
○事務局職員出席者	1 4 3
開 議 （午前 9時59分）	1 4 4
○開議の宣告	1 4 4
○議事日程の報告	1 4 4
○会議録署名議員の指名	1 4 4
○追加議案の上程	1 4 4
○追加議案の提案理由の説明	1 4 4
○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決	1 4 5
○委員会報告	2 0 0
○動議の提出	2 0 3
○町長の挨拶	2 0 4
○閉会の宣告	2 0 5
閉 会 （午後 3時15分）	2 0 5

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成28年第2回富岡町議会定例会

議事日程 第1号

平成28年3月3日(木) 午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第4 議案の一括上程

- 発議第 1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 3号 富岡町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 4号 富岡町行政不服審査会条例について
- 議案第 5号 職員の降給に関する条例について
- 議案第 6号 富岡町森林環境交付金基金条例について
- 議案第 7号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成28年度の町税等の減免に関する条例について
- 議案第 8号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について
- 議案第 9号 富岡町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例について
- 議案第10号 富岡町立とみおか診療所設置等条例について
- 議案第11号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第12号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例について

- 議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第15号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 富岡町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第22号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第23号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第24号 富岡町養護老人ホームの指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第25号 富岡町立とみおか診療所の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第26号 町道路線の認定について
- 議案第27号 不動産の取得について
- 議案第28号 不動産の取得について
- 議案第29号 平成27年度富岡町一般会計補正予算（第6号）
- 議案第30号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第31号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第32号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第33号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第34号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第35号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 議案第36号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 議案第37号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第3号）
- 議案第38号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第39号 不動産の取得について
- 議案第40号 平成28年度富岡町一般会計予算

- 議案第 4 1 号 平成 2 8 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 4 2 号 平成 2 8 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4 3 号 平成 2 8 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 4 4 号 平成 2 8 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第 4 6 号 平成 2 8 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
- 議案第 4 7 号 平成 2 8 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 4 8 号 平成 2 8 年度富岡町仮設診療所特別会計予算
- 議案第 4 9 号 平成 2 8 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第 5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第 6 一般質問

日程第 7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 発議第 1 号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 議案第 3 号 富岡町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 4 号 富岡町行政不服審査会条例について
- 議案第 5 号 職員の降給に関する条例について
- 議案第 6 号 富岡町森林環境交付金基金条例について
- 議案第 7 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成 2 8 年度の町税等の減免に関する条例について
- 議案第 8 号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について
- 議案第 9 号 富岡町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例について
- 議案第 1 0 号 富岡町立とみおか診療所設置等条例について
- 議案第 1 1 号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議案第 1 2 号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 3 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 5 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 6 号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第 17 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 18 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 19 号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 20 号 富岡町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 21 号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 22 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 23 号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 24 号 富岡町養護老人ホームの指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 25 号 富岡町立とみおか診療所の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 26 号 町道路線の認定について
- 議案第 27 号 不動産の取得について
- 議案第 28 号 不動産の取得について
- 議案第 29 号 平成 27 年度富岡町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 30 号 平成 27 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 31 号 平成 27 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 32 号 平成 27 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 33 号 平成 27 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 34 号 平成 27 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 35 号 平成 27 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 36 号 平成 27 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 37 号 平成 27 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 38 号 平成 27 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 39 号 不動産の取得について
- 議案第 40 号 平成 28 年度富岡町一般会計予算
- 議案第 41 号 平成 28 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 42 号 平成 28 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 43 号 平成 28 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 44 号 平成 28 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算

- 議案第 4 5 号 平成 2 8 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
議案第 4 6 号 平成 2 8 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
議案第 4 7 号 平成 2 8 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4 8 号 平成 2 8 年度富岡町仮設診療所特別会計予算
議案第 4 9 号 平成 2 8 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸報告

- 1、監査委員報告
- 2、議会運営委員会報告
- 3、議会報編集特別委員会報告
- 4、原子力発電所等に関する特別委員会報告
- 5、総務常任委員会報告
- 6、産業復興常任委員会報告

日程第 4 議案の一括上程

- 発議第 1 号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
議案第 3 号 富岡町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
議案第 4 号 富岡町行政不服審査会条例について
議案第 5 号 職員の降給に関する条例について
議案第 6 号 富岡町森林環境交付金基金条例について
議案第 7 号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成 2 8 年度の町税等の減免に関する条例について
議案第 8 号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について
議案第 9 号 富岡町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例について
議案第 1 0 号 富岡町立とみおか診療所設置等条例について
議案第 1 1 号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について
議案第 1 2 号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について

- 議案第 1 3 号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 5 号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 6 号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 7 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 8 号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 1 9 号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 0 号 富岡町税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 1 号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 2 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 3 号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 4 号 富岡町養護老人ホームの指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 2 5 号 富岡町立とみおか診療所の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第 2 6 号 町道路線の認定について
- 議案第 2 7 号 不動産の取得について
- 議案第 2 8 号 不動産の取得について
- 議案第 2 9 号 平成 2 7 年度富岡町一般会計補正予算（第 6 号）
- 議案第 3 0 号 平成 2 7 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 1 号 平成 2 7 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 4 号 平成 2 7 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 5 号 平成 2 7 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第 3 6 号 平成 2 7 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 7 号 平成 2 7 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 3 9 号 不動産の取得について

- 議案第40号 平成28年度富岡町一般会計予算
 議案第41号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
 議案第42号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
 議案第43号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
 議案第44号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
 議案第45号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
 議案第46号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計予算
 議案第47号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
 議案第48号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計予算
 議案第49号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

日程第5 提案理由の説明及び一般町政報告

日程第6 一般質問

日程第7 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 発議第 1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について
 議案第 2号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 議案第 3号 富岡町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
 議案第 4号 富岡町行政不服審査会条例について
 議案第 5号 職員の降給に関する条例について
 議案第 6号 富岡町森林環境交付金基金条例について
 議案第 7号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成28年度の町税等の減免に関する条例について
 議案第 8号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例について

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 山本育男君 | 2番 | 堀本典明君 |
| 3番 | 早川恒久君 | 4番 | 遠藤一善君 |
| 5番 | 安藤正純君 | 6番 | 宇佐神幸一君 |
| 7番 | 渡辺光夫君 | 8番 | 渡辺英博君 |
| 9番 | 高野泰君 | 10番 | 黒沢英男君 |
| 11番 | 高橋実君 | 12番 | 渡辺三男君 |
| 13番 | 三瓶一郎君 | 14番 | 塚野芳美君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一	君
副町長	齊藤紀明	君
教育長	石井賢一	君
参事兼 会計管理 者	齊藤真一	君
総務課長	伏見克彦	君
参事	滝沢一美	君
企画課長	林紀夫	君
税務課長	三瓶雅弘	君
参事兼 健康福祉課 長	猪狩隆	君
住民課長	植杉昭弘	君
参事兼 安全対策課 長	横須賀幸一	君
産業振興課長	菅野利行	君
参事兼 農業委員 事務局 長	阿久津守雄	君
復興推進課長	深谷高俊	君
復旧課長	三瓶清一	君
参事	郡山泰明	君
教育総務課長	石井和弘	君
いわき支所長	渡辺弘道	君
参事兼 大玉出張所 長	三瓶保重	君
参事兼 生活支援課 長	林志信	君
拠点整備課長	竹原信也	君
総務課長補佐	遠藤博生	君
代表監査委員	坂本和久	君

○事務局職員出席者

参事兼議 事務局事務 局長	佐藤臣克
---------------------	------

議 会 庶 務	事 務 係	局 長	大 和 田	豊	一
議 会 庶 務	事 務 係	局 主 任	藤 田	志	穂

開 会 (午前10時00分)

○開会の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回富岡町議会定例会を開会いたします。

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○諸般の報告

○議長(塚野芳美君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

まず初めに、今定例会における会期及び日程等について、去る2月29日の議会運営委員会において審議をしていただきました。その結果、会期は本日から8日までの6日間とし、5日及び6日は議案調査のため休会とする旨の答申を受けておりますので、ご報告いたします。

次に、去る2月24日に平成27年度福島県町村議会議長会の定期総会が開催されました。その席上で第30回町村議会広報全国コンクールにおいて、とみおか議会だより179号が262町村の応募の中から第7位、優良賞を受賞いたしましたので、その伝達が行われました。心よりお祝い申し上げます。

よって、ただいまより議会報編集特別委員会委員長に表彰状の伝達を行いますので、暫時の間よろしく願いいたします。

[表彰状の伝達]

○議長(塚野芳美君) 次に、平成28年第1回双葉地方広域市町村圏組合議会定例会並びに平成28年第1回双葉地方水道企業団議会定例会について文書をもって報告しておりますので、ごらんいただくようお願いいたします。

次に、議会会議規則第122条に基づく議員の派遣報告についても文書をもってお手元に配付させていただきます、報告といたします。

また、陳情書2件を受理しております。この写しもあわせて配付しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上で諸般の報告を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

5番 安藤正純君

6番 宇佐神幸一君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（塚野芳美君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から8日までの6日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から8日までの6日間といたします。

○諸報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第3、諸報告に入ります。

初めに、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員、坂本和久君。

〔代表監査委員（坂本和久君）登壇〕

○代表監査委員（坂本和久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、監査委員より例月出納検査の報告をいたします。

27監第20号、平成28年3月3日、富岡町長、宮本皓一様、富岡町議会議長、塚野芳美様、富岡町監査委員、坂本和久、富岡町監査委員、高野泰。

例月出納検査報告書、例月出納検査を実施した結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記、1、検査の対象。（1）平成27年11月、12月、平成28年1月分、（2）一般会計及び特別会計、（3）歳入歳出外現金。

2、検査の時期。12月18日、1月20日、2月19日。

3、検査の結果。（1）収支出納関係諸帳簿及び整備の状況、適切であると認めた。（2）違法または不適切と認めて指示した事項、なし。（3）検査時における現金及び予算執行の状況、適切であると認めた。

以下、別紙のとおりです。朗読は省略いたします。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 次に、委員会報告に入ります。

議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、宇佐神幸一君。

〔議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君） おはようございます。報告第1号、平成28年3月3日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、宇佐神幸一。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、(1)議案審議について、(2)3月定例会の会期及び日程について、(3)富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について、(4)その他、①一般質問について、②議員派遣報告について、③陳情について、④その他。

2、審査の経過。回数、第1回、日時、平成28年2月29日午前9時12分、場所、富岡町郡山事務所桑野分室、出席委員5名、欠席委員なし、説明出席者、総務課長、同補佐、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。第1回、(1)議案審議について、3月定例会に町長提出予定の議案等の内容について総務課長より説明を受けた。提出予定議案は次のとおり。人事案件1件、条例の新規制定案件8件、条例の全部改正案件1件、条例の一部改正案件12件、指定管理者案件2件、町道認定案件1件、不動産の取得案件3件、補正予算案件10件、当初予算案件10件、合計48件。(2)3月定例会の会期及び日程について、3月定例会の会期日程については、会期を3月3日から8日までの6日間(5日、6日は休会)とすることに決し、議長に答申した。(3)富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例(案)について、3月定例会において富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例を議員発議として提出することに決した。(4)その他、①一般質問について、一般質問の通告4名について、議会事務局長より説明を受けた。②議員派遣報告について、原案どおり決した。③陳情等について、軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情。「フクシマエコテッククリーンセンター」の公害防止協定で汚染水流出防止策の確約を求める陳情書、以上の2件の陳情について審議し、全議員に周知することに決した。④その他、なし。

以上、報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、高野泰君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君） おはようございます。報告第2号、平成28年3月3日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、高野泰。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより第185号の編集について、(2)その他。第4回、(1)とみおか議会だより第185号の最終校正について、(2)その他。

2、審査の経過。審査の経過は、下表のとおりでありますので、ご一読お願いしたいと思います。

3、審査の結果。第1回～第3回、(1)とみおか議会だより185号の編集について。とみおか議会だより185号企画表に基づき、議会報編集の事務分担を決めた。とみおか議会だより第185号の今後のスケジュールについて協議し、本特別委員会を4回開催することに決した。リード記事の審議及び編集、質疑応答のピックアップ、レイアウトの審議を実施した。「ちょっとひとこと」は、成人式の実行委員長である鈴木雄大さんに寄稿していただくことに決した。第4回、とみおか議会だより第185号の最終校正について。議会報の最終校正及び内容確認等を実施した。4、特段の報告事項。全国町村議会議長会が主催する第30回町村議会広報全国コンクールにおいて、とみおか議会だより第179号が優良賞（第7位）を受賞した。1月に発行した第185号の議会だよりをもって、今のメンバーでの編集体制は終了となるが、今まで培ってきた編集技術を次の編集委員に伝え、さらに町民に愛読される議会だよりを目指して研さんを積んでもらいたいと願います。

以上であります。

○議長（塚野芳美君） ただいま議会報編集特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、議会報編集特別委員会委員長の報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、渡辺英博君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君） おはようございます。報告いたします。

報告第3号、平成28年3月3日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺英博。審査報告書、本委員会は、付託された事件について審査した結果を次のとおり報告する。

記、1、事件名。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成27年11月・12月・平成28年1月分）について、2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について、3、福島第一原子力発電所事故当時における通報・報告状況について、4、その他。

2、審査の経過。審査の経過は、記載のとおりでございますので、お読み取りいただきたいと思えます。

3、審査の結果。第1回、1、原子力発電所通報連絡処理（平成27年11月・12月・平成28年1月分）について。原子力発電所通報連絡処理簿に基づいた福島第一原子力発電所並びに福島第二原子力発電所の通報内容について安全対策課より説明を受けた。2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について。廃炉に向けた主な作業項目と現在の作業の進捗状況等について、東京電力（株）より説明を受けた。陸側遮水壁の凍結方針について、建屋内の汚染水が流出することがないように、海側の凍結を先に行い、その後山側の段階的な凍結を行うとの説明を受けた。3、福島第一原子力発電所事故当時における通報、報告状況について、東京電力（株）より事故当時の情報発信において、社内マニュアルに沿わない対応をしていたことについて謝罪するとともに、第三者機関による検証を行い、結果を報告するとの説明を受けた。4、その他、住宅確保の損害賠償や今後の帰還に向けた人的支援についての質疑応答を行った。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。この件につきましては、委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、原子力発電所等に関する特別委員会委員長報告のとおり決しました。

次に、所管事務の調査については、文書をもって報告しておりますが、委員長報告に対し1人1回の質疑を許可することになっておりますので、質疑を許します。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告について質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

次に、産業復興常任委員会委員長の報告に対して質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で所管事務の調査についてを終わります。

以上をもって委員会報告を終わります。

これをもって諸報告を終わります。

○議案の一括上程

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案の一括上程を行います。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○提案理由の説明及び一般町政報告

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第5、提案理由の説明及び一般町政報告を行います。

○動議の提出

〔「議長、議事進行」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） はい。

○13番（三瓶一郎君） 報告書をもって書いてあるのですがけれども、甚だ長文なので、私は1ページあるいは2ページの下2段目まででよろしいかと思うのですがけれども、あとは所管事務の調査だけですから、町政報告として私は2ページの最後まででよろしいかと思えます。お諮りください。

○議長（塚野芳美君） ただいまの動議に対して賛成議員いらっしゃいますか。

○13番（三瓶一郎君） 議長、動議でなくて、私議事進行で発言したということに聞いております。

○議長（塚野芳美君） 正式な取り扱いとしては動議になりますので、所定の賛成者がおりませんので、動議は成立いたしません。

○13番（三瓶一郎君） では、発議ではなくて、取り消ししまして動議にします。動議でお諮りください。

○議長（塚野芳美君） ただいまの動議に対して賛成の議員いらっしゃいますか。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 賛成ということがありましたので、動議は成立いたします。

内容の説明を求めます。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） それでは、文書が非常に長文であるということと、それから2ページ以降は、これ所管事務の調査で先ほど報告されておりますので、これを省略してはいかがかということで、1ページあるいは2ページにわたっての町政報告でいかがかと、こういうことであります。

○議長（塚野芳美君） 今提案の内容がありましたが、それに対してご意見ございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 今提案ありましたが、一理はあるとは思いますが、この定例会の町政報告の中身は頭の説明だけなものですから、あと議案の中では中身の細かい審議をしていくわけでありますから、町長からぜひこの提案の理由の説明と、あと細かいというより大ざっぱな新年度の報告いただければ、私はありがたいのかと思います。そうやって省いていったのであれば各委員会、常任委員会やっていますので、議会必要なくなってしまうので、その点はきちっとやっていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） ただいま2つのご意見が出されました。

13番、三瓶一郎君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（塚野芳美君） 起立少数であります。

よって、13番、三瓶一郎君の動議は否決されました。

○議長（塚野芳美君） 町長より提案理由の説明及び一般町政報告を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。平成28年第2回富岡町議会定例会を開催するに当たり、さきの定例会以降の町政についてご報告申し上げ、次いで今定例会に提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

今月11日をもって東日本大震災から丸5年を迎えます。この震災によって尊い命を亡くされた方に改めて哀悼の意を表するとともに、長い避難生活の中でさまざまなご苦勞をされている町民の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、議員の皆様ご承知のとおり、町では早ければ平成29年4月の帰還開始を目指し、一人でも多くの町民が安心してふるさとで暮らしたい、町に戻りたいと思われるよう、復興拠点の整備を初めとするさまざまな事業に職員一丸となって取り組んでいるところであります。

現在、帰還困難区域を除く町内の除染につきましては、本年度内に一通り完了する見込みであり、また町立診療所や複合商業施設、災害公営住宅などの町内での生活に向けた復興拠点内の施設整備も着々と進行しております。

加えて、帰町計画や地域防災計画、第2次復興計画の実施計画となる保健、福祉や第3の道などの各種アクションプランなど、帰る、帰らないにかかわらず、町民を支援していくために必要なさまざまな計画につきましても十分に検討、検証を重ね、皆様にお示しできるよう準備を進めております。

帰還目標時期を約1年後に控えた今、町と議会、町民が一体となって生活再建や帰町に向けた町内の生活環境の整備をさらに推し進めるためには、潜在する課題を抽出する必要があると、今月17日より特例宿泊を実施することといたしました。実施に当たりましては、さきの全員協議会での議員各位からのご意見を踏まえ、国と詳細な調整を重ね、町独自の取り組みとしても役場職員の24時間の配置、個人積算線量計の貸し出し、保健師による巡回訪問の実施など、宿泊する町民の安全、安心を最優先とする体制確保に万全を期してまいります。

このように、平成27年度は町の復興の道筋を目に見える形でお示ししてまいりましたが、来る28年度はこれまでの取り組みをさらに加速化、具現化させるとともに、その先の町の発展を視野に入れた事業を展開していかなければならない年であります。富岡町の本格復興に向け、まさに正念場の年であるとの観点から、富岡町の発展を見据えた心とふるさと再生の加速化を基本理念とした上で、ふるさと富岡での生活を見据えた環境づくりの加速化、町民一人一人の心の復興に向けた生活と誇りの再建、ふるさと富岡の発展を支える産業と交流基盤の再生の3つを取り組み方針として、平成28年度当初予算を編成いたしました。

1つ目のふるさと富岡での生活を見据えた環境づくりの加速化では、放射線情報システム構築などの除染及び放射線管理事業、JR富岡駅周辺整備などの生活インフラの整備事業、診療所や商業施設、災害公営住宅などの復興拠点整備事業、学校機能回復や福祉施設などの復旧などの教育・福祉体制構築事業などを柱としております。

2つ目の町民一人一人の心の復興に向けた生活と誇りの再建では、サロン運営や生活支援バス運行などの既設事業に加え、各種証明書のコンビニ交付事業などの避難生活支援事業、第3の道アクションプランの作成を初め、復興まちづくり会社の設立や震災の記録などの収集、保存、伝承、タブレット端末での町専用アプリ開発及びニュース動画の配信などの事業に取り組んでまいります。

3つ目のふるさと富岡の発展を支える産業と交流基盤の再生では、営農再開や農業再生計画の策定、富岡漁港内の共同利用施設整備などの農林水産業の支援事業、複合商業施設整備などの商業再生、太陽光発電事業や富岡工業団地整備、企業誘致の強化などの新たな産業基盤形成事業、文化交流センタ

一やスポーツ施設の機能回復などの交流基盤の再生事業を柱としております。

復興のさらなる具現化、加速化に向けた施策に着実に取り組むため、平成28年度当初予算につきましてはこれらさまざまな事業を盛り込んだ結果、一般会計総額で約198億円、特別会計を合わせると約280億円となりました。富岡町としては、過去に類を見ない予算規模であります。来年度は帰還開始目標を目前に控えた年であるだけでなく、帰還後の町の発展をも見据えた基礎を構築する上でも重要な年でもありますので、議員各位におかれましても引き続き格段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、12月定例議会以降の町政についてご報告いたします。初めに、総務課所管の業務について申し上げます。まず、役場庁舎機能回復についてご報告いたします。先月までに廃棄物や不要となった什器、備品の搬出が完了し、現在電気設備や配管の更新を初めとする修繕工事が予定どおり進捗しております。今後も適正な工事監理に努め、工期内の完了を目指してまいります。

次に、平成28年表彰式及び賀詞交歓会につきましては、去る1月22日、いわき市のパレスいわやにおきまして、議員初め多数の皆様ご列席のもと挙行いたしました。受賞された皆様におかれましては、まことにめでとうございます。改めて感謝を申し上げます。表彰式終了後、合併60周年記念事業として林家木久翁師匠をお招きしての記念公演、その後賀詞交歓会を実施し、約150名の皆様にご参加いただいたところであります。

次に、富岡町議会議員一般選挙についてご報告いたします。本年3月30日に任期満了を迎える富岡町議会議員の一般選挙につきましては、既に広報とみおかななどでもお知らせしてありますとおり、3月17日告示、同27日投票として執行いたします。

次に、企画課所管の業務について申し上げます。まず、帰町計画の策定についてご報告いたします。本計画は、第2次復興計画でお示した帰還に関する考え方を改めて整理、確認するとともに、帰還に関する考慮要件を整理し、町内の生活環境を充実させる施策をお示したものです。今後も帰還に向けた環境整備を継続して進めるとともに、長期待避、将来帰還の第3の道に関するアクションプランを早急に策定し、その施策の確実な実施により、町民一人一人がそれぞれの立場や境遇、ご家族の状況に応じたさまざまな選択を尊重する復興を図ってまいりたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましてもご理解とご協力をお願いいたします。なお、避難指示の解除に関しましては、帰町計画に基づく帰町検討委員会や除染検証委員会などの客観的な現状評価を町民の皆様にお示しし、議会を初めとする皆様のご意見をお聞きして判断してまいりたいと考えております。

次に、特例宿泊の実施についてご報告いたします。避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、町民などが一時的、短期間の宿泊ができる特例宿泊を春の彼岸に合わせて3月17日から同月23日までの7日間実施することとし、特例宿泊登録の受け付けを開始いたしました。なお、4月初旬及び4月下旬の開始日となる特例宿泊も今後予定しておりますので、申し添えます。

次に、町内における災害公営住宅の整備についてご報告いたします。復興拠点地区内に整備する第

1期分、50戸につきましては、昨年12月24日、工事請負事業者と住宅等の売買に関する基本的事項について協定を締結し、平成29年3月下旬の引き受けを目指して詳細設計を進めているところです。また、本年度末までには公営住宅整備に係る全体計画となる富岡町公営住宅基本計画を住民意向調査の結果を踏まえ作成すべく作業を進めており、平成28年度当初にはお示しするとともに、第2期分以降の災害公営住宅の整備についても早急に着手できるよう取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、拠点整備課所管の業務について申し上げます。まず、曲田土地区画整理事業についてご報告いたします。復興拠点の交通のかなめとなりますJR富岡駅前交通広場につきましては、整備予定地内の家屋解体について2月上旬に権利者全員のご理解を得たところであり、今月中には更地化が完了する見込みとなりました。新年度当初には駅前広場の工事発注ができるよう準備を進めているところであり、当初の予定どおり年内の竣工を目指してまいります。また、当区画整理事業地から県道広野小高線や国道6号へアクセスするJR跨線橋部の工事につきましても新年度当初の発注に向け準備を進めております。

次に、JR常磐線の復旧見通しについてご報告いたします。JR常磐線の竜田駅、富岡駅間の復旧につきましては、先月開催された浜通りの復興に向けたJR常磐線復旧促進協議会において、当初の予定を前倒して平成29年内の開通を目指すとした新たな工程が示されました。町といたしましては、富岡駅までの再開通のさらなる短縮と早期の全線復旧が図れるよう、今後ともJR東日本や国など関係機関との連携を密にしながら交通ネットワークの回復に全力で取り組んでまいります。

次に、住民課所管の業務について申し上げます。まず、健康保険についてご報告いたします。町は、国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者に対する医療費の一部負担金及び介護保険の被保険者に対する利用者負担の免除措置を国が示した財政支援の延長に合わせ平成29年2月28日まで継続することに決定し、先月国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に対し免除証明書を発行したところです。なお、介護保険の被保険者につきましては、免除証明書の提示は不要となっています。

次に、個人番号カードを利用した住民票などのコンビニ交付サービスについてご報告いたします。本年1月25日、議長初め関係者各位のご臨席のもと、役場郡山事務所隣にあるコンビニ店舗前においてオープニングセレモニーを開催しました。原発避難指示区域町村では、当町が初めてのサービス提供となりました。また、同カードを利用して、町民の皆様が役場窓口に設置した専用端末機をみずから操作することで、住民票などの交付申請が簡単に行えるシステムも同日に稼働いたしました。今後とも多くの町民の皆様が利便性を実感していただけるよう、カードの取得促進とサービスの充実に努めてまいります。

次に、健康福祉課所管の業務について申し上げます。まず、保健・福祉アクションプランについてご報告いたします。このプランは、町民が安心して帰町できるために、第2次復興計画で示した事業施策に基づき、保健、福祉分野における今後の行動計画を示すものであります。今後は、議員の皆様

のご意見を伺いながら、今月下旬に予定しております最終検討委員会での協議を行い、新年度の早い時期に町民の皆様公表していきたいと考えております。

次に、新年度における保育施設及び児童施設の運営についてご報告いたします。富田応急仮設住宅内にあるとみた保育施設は継続して開設していくものの、あだたら応急仮設住宅内のあだたら保育施設及び郡山市南1丁目応急仮設住宅内の郡山児童クラブにつきましては、新年度の登録者がいないこと、入所希望者が少ないことなどから、保護者などの理解を得た上で、本年度をもちまして閉所となりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

次に、株式会社リフレ富岡についてご報告いたします。富岡町健康増進センターリフレ富岡は、当町における地域振興の拠点、また町民の健康増進の場、そして地域間交流の場として平成10年に開館し、多くの皆様に親しまれてまいりましたが、東日本大震災により大規模な被害を受けておりますとともに、帰還困難区域に立地していることから、再開のめどは立たない状況にあります。施設の管理運営をしておりました株式会社リフレ富岡では、震災後、定期総会のほか、臨時株主総会や臨時取締役会を複数回開催して、今後のあり方について検討を重ねてまいりましたが、施設の再開は極めて困難であるとの判断に至り、また営業賠償に係る精算行為を終えるめどがついたことから、平成28年3月をもって解散することといたしました。今後は、3月末に解散決議がなされ、清算人を定めた上で、解散に向けた手続を進めていく予定でありますので、議員の皆様には現状を鑑みまして、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、復興拠点内に整備する町立診療所につきましては、本年10月の開所を目指し、年度内に実施設計や建築確認申請を完了させ、新年度当初に着工できるよう準備を進めております。また、診療所の運営につきましては、町直営と委託運営などについて検討を進めてまいりましたが、病院経営に精通しており、医療人材体制や診療報酬改定などに的確に対応、かつ弾力的な運営ができて、経費節減が図れる医療法人社団邦論会を指定管理者に選定いたしました。なお、診療所の名称は多くの皆様に利用いただけるよう、わかりやすさ、親しみやすさなどを考慮し、平仮名でとみおか診療所といたしましたので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、安全対策課所管の業務について申し上げます。地域防災計画の改定についてご報告いたします。今年度において改定方針を定め、現在素案の作成を進めているところであります。新年度当初には、議員の皆様にご説明し、ご意見をいただきながら改定作業をさらに進め、本年9月定例議会に改定計画案の上程を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

次に、産業振興課所管の業務について申し上げます。まず、商業施設整備についてご報告いたします。富岡ショッピングプラザの取得に向けた店内の清掃廃棄委託事業につきましては、予定工期内で終了する見込みとなっております。また、キーテナントとして食料品スーパーの株式会社ヨークベニマルに加え、ホームセンターの株式会社ダイユーエイトの出店が決定したほか、地元商業者の方々についてはフードコート形式による4つの飲食店について調整を進めているところです。引き続き、ド

ラッグストアや100円ショップ、コインランドリー、ATMなどについて出店協議を図ってまいります。なお、先月末、土地及び建物の不動産取得などのための国補助金の交付決定がなされましたので今定例会に関係議案と予算案を上程いたしました。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

次に、太陽光発電事業についてご報告いたします。町内におきましては、本町と福島県が共同して進める大石原・下千里地区と、民間主導型で進める高津戸・清水前地区及び杉内地区の3地区において計画がありますが、いずれの計画につきましても、昨年11月及び今年1月に行われた復興整備協議会において、農地転用に係る農林水産大臣の同意が得られたところです。また、大石原・下千里地区においては、先月末、当該事業の発電会社にJR東日本株式会社のグループ会社であるJR東日本エネルギー開発株式会社の参画が決定いたしました。今後、事業運営方式の見直しを図るなど効率的な運営を目指し、町、県、JR東日本エネルギーの3者共同により進めてまいります。なお、同地区の発電事業用地の確保につきましては、現在全ての地権者との地上権設定予約契約締結が完了しており、今後は地上権の本登記を進めながら金融機関などからの融資条件を整え、今年の秋ごろまでの工事着手を目指し取り組んでまいります。

次に、富岡町シンボル作成事業についてご報告いたします。本事業は、町民のきずなとコミュニティの再生、さらにはシンボルを活用しながら町民の皆様が目線に立った情報の発信を図ることを目的に取り組んでいるものです。今年度は、マスコットキャラクター及びキャッチフレーズを公募し、富岡町シンボル検討委員会での選考を経て、マスコットキャラクターをとみっぴー、キャッチフレーズを「未来へとつながれひろがれ富岡町」と決定し、去る1月の賀詞交歓会の中で正式にお披露目をしたところです。今後は、本シンボルの活用方法を検討し、より一層多くの方に本町の現状及び魅力をお伝えしてまいります。

次に、営農再開支援事業について申し上げます。現在、本町の農地除染は一部を除きほぼ年度内に終了する予定であります。農地の引き渡しについては今年度前半の客土問題によりおくれ、富岡町農業復興組合などによる農地の保全管理は昨年11月から開始されたところです。しかしながら、年度末までには大半の農地が引き渡されることとなり、今後本格的な保全管理活動が展開されることとなりますので、町といたしましても福島県営農再開支援事業を活用し、復興組合の活動を支援してまいります。また、営農再開に向けた取り組みといたしまして、これまで避難指示解除準備区域での水稲の実証栽培や、一部の野菜について試験栽培を行っておりますが、今後本格的に野菜類の試験栽培あるいは実証栽培を実施するなど、出荷等制限解除に向けた取り組みを行い、帰町後に多くの農産物の作付が可能となる環境の整備に努めてまいります。

次に、復旧課所管の業務について申し上げます。まず、下水道関連の災害復旧についてご報告いたします。公共下水道につきまして、富岡川南区域は、全域で使用再開しております。一方、富岡川北区域は年度内に管渠復旧工事を完了させる予定であり、また特定環境保全公共下水道につきましては管渠復旧工事が完了しておりますので、いずれも来月からの使用再開を予定しております。農業集落

排水につきましては、上手岡地区が舗装本復旧工事を完了し全域で使用再開しております。小良ヶ浜地区におきましては、浄化センターの機器修繕を実施中であり、污水管渠につきましては年度内に小浜地区の復旧工事に着手する予定です。

次に、道路の災害復旧についてご報告いたします。帰還困難区域などを除く37カ所の被災箇所のうち、27カ所で災害復旧工事が完了し、残りの箇所につきましても調整が必要な一部箇所を除き年度内に完了する予定です。

次に、復興推進課所管の業務について申し上げます。まず、国の直轄除染につきましては全体の進捗率も95%を超え、ほぼ順調に進められております。また、除染検証委員会からは町内調査などに基づく緊急提言を盛り込んだ中間報告書が提出されております。町は、これを受け、昨年末に環境大臣に直接要望書を手渡し、除染事業での課題や要望を説明してまいりました。今後とも除染検証委員会の意見などを踏まえながら、国に対し確実に効果的な除染事業の実施を強く要望してまいります。

次に、荒廃家屋の解体につきましては、今年度500件の解体工事が発注され、このうち約200件の解体が完了し、現在は約100班体制で事業が展開されているとの報告を受けております。町内では、除染や解体事業に伴う大型工事車両の往来が増しており、事業者らに対し安全管理の徹底を求めるとともに、町といたしましても安全パトロールや放射線モニタリングなどで町内一円の作業現場や放射線量の推移を注視し、町民の皆様が安心できる安全かつ迅速な除染と解体事業の実施に向け努力してまいります。

次に、生活支援課所管の業務について申し上げます。富岡町民のための住宅として大玉村が整備を進めてきた村営の復興公営住宅横堀平団地につきましては、59棟を3つの街区に分けて建設してきましたが、この度昨年10月に入居を開始した第1街区17棟に続いて、第2、第3街区の42棟が完成し、1月15日から入居が始まりました。なお、1月27日には村主催の竣工式が行われております。

次に、教育総務課所管の業務について申し上げます。まず、平成28年富岡町成人式についてご報告いたします。去る1月10日に郡山市内の会場で行われた成人式につきましては、議員各位を初め多くのご来賓臨席のもと、新成人201名のうち全国各地から146名が出席し、厳粛な雰囲気の中で輝かしい20歳の大きな一歩を踏み出しました。式典後は、新成人実行委員が進行役となり、小中学校の恩師らとともに当時の写真のスライドショーを眺めながら、久しぶりの再会を喜び合っていました。なお、来年の成人式につきましては、対象となる年代へ意向調査を行った結果、平成29年1月8日、日曜日、郡山市内での実施を考えております。

次に、双葉地区教育構想ビクトリープログラム、バドミントンについてご報告いたします。来年度の募集につきましては、1月に1次審査、2次審査を経て、男子6名、女子3名の合格が決まりました。今後は、猪苗代中学校への区域外就学の諸手続を経て、新たなビクトリープログラム生として、スタートいたします。

次に、今定例会に提出しております議案について申し上げます。人事案件1件、条例の新規制定案

件8件、条例の全部改正案件1件、条例の一部改正案件12件、指定管理者案件2件、町道認定案件1件、不動産の取得案件3件、平成27年度一般会計歳入歳出補正予算案件など計10件、平成28年度一般会計歳入歳出予算案件など計10件の合計48件であります。

詳細につきましては、それぞれの議案審議の際にご説明申し上げますが、いずれも町政執行上、重要な案件でありますので、速やかなる議決を賜われますようお願い申し上げます、町政報告及び提案理由の説明といたします。

○議長（塚野芳美君） これをもって提案理由の説明及び一般町政報告を終わります。

11時20分まで休議いたします。

休 議 （午前11時05分）

再 開 （午前11時19分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

○一般質問

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず、13番、三瓶一郎君の登壇を許します。

13番、三瓶一郎君。

〔13番（三瓶一郎君）登壇〕

○13番（三瓶一郎君） それでは、ただいまより私の一般質問に入らせていただきたいと思います。

まず1点目に、企業誘致についてです。これは、双葉郡のどこの首長でも、あるいは富岡の歴代の首長でも企業誘致というものには大分力を入れてきたという経緯はよくわかるのです。ところが、富岡の場合は、例えば王塚の上岡工業、これ悪臭で大変大きな問題になって、これ県議会でも代表質問で問題にされたという経緯があるのです。それから、第一工業団地、TOTO会社が地元から400人雇用するという急いで造成したという経緯があるのです。ところが、実際は400人どころか、一人も使っていないのです。再三町は、TOTOに促しました。しかし、TOTOがやってくれたのは檜葉の工場から30人を1カ月だけ雇用したという経緯があります。その後TOTOは、富岡はもちろん、檜葉の工場に約300名いましたけれども、これも解雇して、結局福島県からはTOTOは撤退してしまったということがあります。これも大失敗だということ。それから、第二工業団地の茂手木、後作につくった工業団地。これも非常に悪臭が強いということで、茂手木、後作の人を初め、杉内の人たちから批判を受けてしまい、あそこ実際は第二工業団地は4区画使ったのですけれども、悪臭がすごいということで、あと3区画は全く残ってしまったという経緯があるのです。ですから、企業誘致というのは、私は多分役場では持っているか持っていないかわかりませんが、「会社四季報」

という雑誌が、四季報という名前のおり、春、夏、秋、冬に厚さ5センチぐらいで、これ1冊5,000円なのです。これは、東証1部、東証2部、マザーズ、ジャスダック、こういうところの企業内容が明細に出ています。

ご案内のようにシャープも320億円の黒字計上ということだったのですけれども、実際は2,700億円の赤字決算になったと。結局大手銀行が3社がいわゆる債権放棄をしたということで、それでその3社にメガバンクに2,700億円を債権放棄させておいて、その上に3,000億円を融資してほしいということですよ。これ結局折り合いがつかなくて、台湾の企業が7,000億円でシャープを買収するということになったわけです。そもそもシャープは、太陽光発電そのものをいち早く経営が悪化した時点で退去しているわけです。これ大阪の堺工場であついていた工場を閉鎖してしまったということです。では、これからシャープの第一工業団地の施設の維持管理、メンテナンスあるいは利益計上、そういったものは全く見込まれないということですから、私は誘致する場合にそれらの企業の収支リサーチをやはりすべきだろうと。そのためには、少なくとも役所のところに何冊か「会社四季報」を1冊5,000円ぐらいですから、年間4冊買ったって2万円ですから。そのほかに日本経済新聞、こういうものをお読みになっていけば、どこの企業が来ようと、そういうもので一目わかるわけです。余り規模の小さいものは、富岡町と指定取引銀行である東邦銀行、こういうところにいわゆる四季報に載っていない、東証1部、2部、それからマザーズ、ジャスダック、そういうものの調べようがないとき、これは今言ったのは調べられるのです、「会社四季報」という本で。あるいは日本経済新聞を読んでいけばわかるのです。にもかかわらず、シャープを読み込めなかったという、非常に残念だったなと、こう思うのです。ですから、もうこれは今週中に台湾の企業に7,000億円でシャープを全体を売るということですから。太陽光発電も生産中止、将来のメンテナンスもなしという。これも私は、大きな汚点だったのでないかなと思って。

ですから、今後やはり企業を誘致する場合には、さっき言った「会社四季報」、日本経済新聞読めばよくわかることであるし、それからそれにも載っていないような小規模の企業を誘致する場合は、銀行関係にこれは調査を依頼すると、銀行間でそれはやってくれますから。そこまでやらないと全く意味がないと。結局私は、現職の首長を批判するなんていう気は全くありませんけれども、過去の例としてそういう3つの失敗をした例があると、4つですか。ですから、私は企業誘致はそう焦らずともゆっくりとその企業が富岡に進出する場合に、やっぱり簡単な言い方すると身元調査を厳重にしておかないとこのような結果になるのだろうと、このように思うのです。だから、そのためには誘致する前に企業調査をするということです。

日曜日の午後1時からの1時間番組で、今太陽光発電というのは非常に批判を浴びているのです。茨城県の筑波町、筑波山麓の下です。筑波町では、太陽光発電の大反対運動が町中で起きているわけです。筑波町で、それももう今戸惑って、これは規制する法律がないのです。だめだとか、いいとか、やれないとかって法律規制がないものだからやると。ところが、茨城県の筑波町の住民は全員太陽光

発電は百害あって一利なしということで大反対が起きていると。私、心情的にやっぱり昔で言う戦敗れふるさとに山河ありということですからけれども、今思うと震災に敗れて、ふるさとに黒いパネルがあるというようなことで、やはり私どもは太陽光発電、太陽光発電と言いますけれども、これはもっと幅広い意味で、本当は太陽光発電の先進は京セラなのです。ところが、これもやはり出てこなかった。シャープが出てきたということですから。私、ここに町長の報告の中に、3つ目に富岡漁港、その他商業施設の再生、太陽光発電事業や富岡工業団地の整備、企業誘致などに強化をするというのを書いてあるのですが、これ大変結構だと思うのです。ですけれども、私は前例の4例を踏まえた上で、やはり嚴重にその進出する企業の経営状態、将来性などを十分に精査して、やはりやる必要があるのだと思うのです。だから、私は一概にその日曜日の1時間番組でも、やはり農地を別な角度で転用するという大きな意味もあるので、これ町長は農業やっているからわかるでしょうけれども、今農地というのは坪3,000円の利益を出すのです。だから、1反歩からお米にしたらば、例えば7俵とれたらば約8万円近くなるわけだね。そうすると、大体農業指数で言う坪3,000円の利益が出るわけです。生み出せると、農地があれば。それをわずか100円か200円でしょう、貸した場合。だから、私はその辺を含めて企業誘致というものについては、ここに町長がお書きになったことについて決して反発するわけではないですけれども、やはり慎重にその企業をリサーチすることが大変大事でなかろうかと。このことについて、町長はどのようにお考えかをご答弁いただきたいと思います。

2番目について、学びの森の再生について。これは、確かに質問する前にいろいろ職員の方から教えられるものですから、一般質問にならない部分もあるのですが、これはどの程度の規模で再生するのか。この必要性は、私お聞きしましたので、このことについてとやかく言う気はありませんけれども、どの程度まで回復、復旧させるのか。これ私、不信感を持っているのは、まだ3月の当初予算も通らないのに業者が施設の中に入って調査測量をやっているのです。これではおかしいと。あなた方、誰に頼まれてやっているのですかと言ったら、返答は言葉濁すのです。こういうこともおかしなことで、これはどの程度までの学びの森の再生について100%やるのか、あるいは必要な大事な部分だけやるのか、この辺をお聞かせしていただきたいと思います。

3点目の教育施設の再建。やっぱり帰還しろ、帰還しろと言っても、やはり帰るのはお年寄りなのです。ふるさとに非常に哀愁を持っていて、田舎で死にたいと、田舎にお墓があるからということで言えるのですが、私も町長と同じ若い人にも帰っていただきたいというときに、やはり一遍に何百人なんて帰れっこありませんから、やっぱり4校あるうちの1校の、例えば一中なら一中を整備して、その中に一中、二中、一小、二小の4校が合同で使えるような施設を整備してはどうかということをしたのですけれども、榎葉町の教育委員会調べてみました。そしたら、榎葉も4校を一つにしたけれども、だけれども、富岡の場合はちょっと会津に1,000人、中通りに2,000人、いわきに7,000人いるのです、被災者が。そうすると、いわきからはかなりの人が富岡で整備されると通おうと思うのです。もちろんスクールバスが必要です。ただ、その時間帯は非常に町長ご存じのように作業車が群

れをなしているものですから、渋滞が発生するのです。よっぽど早い時間にいわきを出るか、あるいは逆に遅くするかという。始業時間も8時半ではなくて9時半ごろにして、それで帰りも3時半ごろ帰るよといういろいろな方策があると思いますので、何とかその辺をご検討いただいて、ご答弁をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 13番、三瓶一郎議員の一般質問にお答えを申し上げます。ただ議員、質問をされるときには詳細にわかりやすくというふうなお話をしている中で、ただ1行で表現してあるものから、私の答弁とちょっと食い違うところがあるかもしれませんが、それについてはご容赦を願いたいと思います。

1、企業誘致について。（1）、誘致する企業の場合、その企業の資産内容を十分にリサーチすべきではないかについてお答えいたします。本町へ進出を希望される企業については、これまでも企業業績や事業内容などの調査を行うなど、企業活動の持続性が確保されることの確認を行ってまいりました。今後も進出希望企業や関係する金融機関などからの聞き取りによる確認を行い、あわせて国や県の企業立地担当部署から情報を収集してまいりたいと考えております。

なお、進出を希望される企業に対しましては、進出後の活発な事業展開と事業持続のためにも本町の状況を十分把握いただくことが何よりも重要と考えておりますことから、企業進出に係るPR資料を作成し、積極的に活用してまいるとともに、国、県との一層の連携強化に努めてまいりたいと考えております。

次に、2、学びの森の再生について。（1）、今ほかにやるべきことがほかにたくさんあるのではないのかについてお答えいたします。富岡町文化交流センター学びの森は、平成16年10月の開館以来、震災前までに利用者数延べ100万人を達成するなど、富岡町の生涯学習や地域間交流人口の拡大の場としてその一翼を担ってきた施設であります。今回、昨年9月に公表した復興拠点整備計画アクションプランでお示しをさせていただいたとおり、平成30年4月の再開を目指し、来年度より復旧に向け、本格的に工事を予定しております。この施設の利用につきましては、早ければ29年4月の帰還開始にあわせ、帰町した方、新たな住民となる方及び一時帰宅した皆さんが集える社会教育活動施設としてそして隣接地に立地が決定した廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟のコンベンション施設としての利用を図れると考えております。また、県文化財センター白河館に保管している行政所有文化財の町への返還時期にあわせ、それらを展示、活用する場所として、そして震災、原発事故直後から保存、保管を行っている民間所有の文化財、震災遺産の保管施設としても必要と考えております。本施設は、富岡町への関心を深めていただく効果も期待できる施設とも考えておりますので、さらに施設利用のあり方や運営の方法についても十分検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解を

賜りますようお願いいたします。

次に、3、教育施設再建については教育長より答弁させますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（塚野芳美君） 教育長。

〔教育長（石井賢一君）登壇〕

○教育長（石井賢一君） それでは、3、教育施設再建について。（1）、一小、一中のどちらかを最小限整備し、必要性があるのではないかについてお答えいたします。

町内の教育施設につきましては、第2次復興計画に基づき、市街地復興先行ゾーンと位置づけた曲田地区で小中学校の再開を目指しております。町としては、震災による建物被害の比較的少ない富岡第一中学校校舎を来年度中に改修したいと考えております。また、その他の学校については、被害調査を実施し、保全に努めるとともに、町民の皆さんの帰還の状況を見きわめながら計画的に整備していく考えであります。

なお、学校再開の時期につきましては、避難指示の解除、保護者への意向調査の結果や町民の帰町意向などとあわせて判断していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 順次質問していきますけれども、総務課長、私が先ほど申し上げた「会社四季報」という本、これ春、夏、秋、冬出ますので、これは東証1部、2部、ジャスダックとかいろいろのものが2,200社ぐらいの企業がここに載っているのです。これ見ていると、シャープは全くそのとおりになりましたけれども、今騒がれているように。例えば東芝だってそうなのです。決算期に決算が間に合わないのですから。これも大型な赤字。これは、やはりアメリカに進出して、原子力発電所受注をした。日本で100万キロの電力を発電、原子力発電だと約3,500億円ぐらいなのです。ところが、東芝は2,500億円ぐらいで請け負ったのです。それで、それが失態で、結局大幅な赤字。しかし、株主の手前あって、大幅な赤字というのは計上できなくて、結局決算に間に合わなかったという不信感があって、今東芝の株、どんどん下がっていますよね。それがそれで、またソニーなんかもそうです。世界で有名なソニー、これ5年間で6万人リストラしているのです。社長の給料は10億円です、年間報酬。これも決して優良企業とは言えないのです。だから、そういうさまざまなことあるので、いわゆる「会社四季報」とか日本経済新聞とかというものをお読みになっていただければ、私はなお早いのかと思うので、これを求める考えは総務課長ありますか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） ただいま議員申されました「会社四季報」につきましては、私も恥ずかしながら存じ上げておりませんでした。それから、日経等についても議員かねがねおっしゃっている財務諸表を読み解く力というようなことにも必要かと思っておりますので、購入に向けて検討させていただ

きたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） そうですよ。これそんな高いものではないですから、両方買っても年間五六万円ですから、これは購読料としてお買い求めになっても議会では何ら問題ないと思うので、これをぜひ前向きに、そういう企業の裏づけをとるためにもやはり必要ではないかなと、こう思いますので。

それから、ここに先ほども話したように太陽光発電のための工業団地造成というのは、これはもう一度町長、一步下がって、今日本中で太陽光発電についての熱意がどれくらいあるかというものを一時立ちどまってご検討していただいて、余り先ほど話した茨城県の筑波町みたく、これ住民が大反対するというようなことが起きかねないと思うし、それから農地の、例えば確かに汚染されたとか、それから担い手がいないとかというそれぞれの事情があると思うのですけれども、こういう場合、例えば東京の千葉あたり、関東圏、ここでハウス栽培で相当成績を上げているところがあるのです。むしろ太陽光なんかよりもハウス栽培で特産物をやれば若い人来ますから、本当に若い人来るのです。そういうこともご検討いただいて、富岡の町づくりを太陽光だけ前に出すのではなくて、農地の再生というようなことについて考えたときに、都会から若い人呼び込めますから、ハウス、そういうものについて。ですから、あくまでも住民の帰還に向けて、あるいは住民の将来のことを考えたときに、優良農地ですよ。優良農地をパネルで埋めるというようなことよりも、もう一步下がってみてご検討いただきたいなと、このように思いますので、町長のお考えを伺いたいと思います。

学びの森について……

○議長（塚野芳美君） 一問一答にしてください。

○13番（三瓶一郎君） 2番目ね。

○議長（塚野芳美君） 一問一答にしてください。

○13番（三瓶一郎君） はい、わかりました。

○議長（塚野芳美君） ただいまの件でとりあえず答弁をもらいます。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 議員の今の質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目のシャープということでございますが、当然シャープの状況は私どもも認識しておりますので、シャープのほうに今後どうなるのだろう、どうするのかということは当然投げかけております。その中で現時点では、今後台湾の企業等が本格的に乗り出すという状況ありますのですが、現時点では何ら変わらないという確認はとっておるのですが、その話だけではしようがないので、文書をもって今後どうするかどうか、今求めているところでございます。

一方、確かに工業団地内に先に太陽光パネル設置しておりますが、それについても協定を結んでおりますし、それについてどうのこうのということでは現時点はありません。

あと、今後工業団地をつくって太陽光パネルというのは、現時点でそれも考えておりません。ただ、現に杉内地区で40ヘクタールの事業が計画されております。これにつきましても、当然今後の先行きどうなるのかという状況に影響されますので、実は先ほど町長の町政報告の中でその杉内地区についても農林水産大臣の整備計画において同意を得たという報告はございましたが、それはまだ同意を得た段階で、この流れなのですが、まだ農転は完了しておりません。というのは、同意を得た、あるいは今地権者と本格的にこの登記事務とかやっているはずなのですが、あと今後は工事が実際にできるかどうか、あるいはほとんどは銀行等から、ファイナンス等から融資を受けるので、そういう実態きちっとできるかどうか、担保をできるかどうかを見きわめるのです。その上で、それが大丈夫だとなって、その上で初めて農転の許可というか、公示するのですが、この地区について農転しますよという公示するのですが、それをしないと農転が完了しないのです。と申しますのは、不測の事態で万が一できなかつたら農転を先にやってしまうと、もう農地でもない、あるいは太陽光もできないという状況になるので、地権者は大変困るわけです。それを防ぐためにそれを見きわめてやるというような状況でございます。

あと、太陽光に反対運動というか、当然太陽光、そういうことがあるのも存じております。多くは、1つは環境問題というか、優良な観光地等々があって、その入り口とか、そこに太陽光があったのではまずいだろうというようなことで全国数カ所でそういう反対運動というか、ことがあるというのは知っておりますし、自治体の中ではさっきの農地転用、農地の場合ですが、農地転用をかけなければできないという歯どめがあるのですが、それ以外というのはなかなか太陽光自体を規制するのはないので、自治体等では規制条例をつくって、そういう場合には環境条例、景観条例みたいな形でという動きがあるのは存じておりますし、実際そういう動きはあるのだらうと思います。

一方我が町、ちょっと長くなって申しわけないですが、我が町のほうの農地ということで、特産物とか農地の再生、私のほうは太陽光と同時に当然農地の農業振興持っていますので、それは今当然農業の再開とか、あるいはこういう特殊な状況にあるので、それを逆手にとればいいのですが、そういった発想で、さっき議員おっしゃったような特定のものに絞ったものとか、今後は今検討しておりますし、ことしの9月あるいは12月までには当然帰町の目標がありますので、そういったものの方向をお示ししたいと思っています。当然農業の再生、振興については、太陽光があるかないかにかかわらず取り組んでまいりたいと思います。

あと、太陽光自体ですが、確かに賛否両論はございまして、特に景観問題、あと安全性の問題もあるのですが、その辺については当然チェックしますし、よくパネルが波打つとか何かというのは5キロワット以下だと建築確認要らないのです。実際要らなくなっているのですが、そういったものがあるいろいろな問題を起しているというのは聞いております。ただ、今回の40ヘクタールなので、その辺は当然安全性、きちっとした形で施行するということを確認した上で、当然今後進めていくということでございますので、あと農業……太陽光のメリットとしましては、さっき担い手とか、そういう問題もあ

りますし、あと客土が山砂だったり、この農地を再生させていくという問題あります。やはり一番多いのは、今度荒廃農地、担い手がなくて困るとというのが一番大きいので、やはりそれは別な形で、現在670ヘクタールが対象になりますので、広大な面積を何とかしていききたいという対策についても考えていききたいと思っています。

一方で、売電益が出てくるので、東北農政局でも農転を120ヘクタール、今のところ、それ大規模なので、それをやるのには条件があるのです。その売電益とか何かが地域貢献あるいは農業の振興とか再開に向け役立つように使えということでございますので、当然3つの地区から上がってくる売電益については、これは今どこにということはないのですが、上がってくるものを農業の再生とか、そういうものに向けていききたいというような考えで今取り組んでおります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） よくわかりました。余り課長の答弁が長いものですから、私の持ち時間がだんだん少なくなってきました。ただ、一言、課長、シャープはもう今週中に台湾の企業に譲りますから、これはあなたが先ほど照会をして、その返答を待つというけれども、これ返答来ませんから。もうこれ台湾の企業になりますので、今週中に。4月1日から台湾の企業として名称変更してスタートということでした。これはもう結構ですから、総務課長に言ったように企業を呼ぶときにはその下調べを十分にやっていただきたいということで、これで私は2番目について終わります。余り菅野課長の答弁が長いものだから。

3番目の教育施設の再開についてです。やっぱり老人は、帰りたいというのは当然あるのですけれども、若い人も、私は三春の学校は父兄も子供さんも教師の方もよく耐えておるなということで、非常に心を痛めるときがあるのです。だから、今度は先ほども申しましたように会津に1,000人、中通り2,000人、いわきに7,000人被災しておりますから、そういう意味で問題はほかの町に聞くと、それもいいのだけれども、時間帯が6号国道使っても、高速道路使っても非常に朝は混雑すると。だから、教育長の答弁で教育施設は必ず確保するというのですから、それは結構なのですけれども、確保しても子供が実際6号国道あるいは高速道路を学校のスクールバス出したときでも、授業の時間帯に差し支えがあるのではないのかなという懸念がありますので、その点について伺います。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町では、平成28年度の早い時期に対象となる子どもさん、また保護者の方に意向調査を行いたいというふうに考えてございます。そういった中で富岡町に戻られるお子さんがいた場合に、教育を受ける環境を整えてあげなければいけないというふうに考えてございます。そのために29年4月を目指しまして学校施設の整備、改修を行っていききたいと考えてございます。アンケート調査の結果にもよりますが、その結果によりましては少人数の場合には学校再開ではなくて、隣接する自治体さんとのご

協議によりまして、スクールバス等々を配置しまして通える環境をつくりたいというふうに考えてございます。交通渋滞等々もあるかと思われませんが、その辺につきましては十分配慮しながら行ってきたいとは考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 3点ともよく答弁でわかりましたけれども、今1問についても再質問、2問についても再質問、3問目についても再質問しましたけれども、その答弁のように今後実施を進めていただきたいと、このように思いまして、思うよりもお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君の一般質問を以上で終わります。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時58分）

再 開 （午後 零時59分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

続いて、4番、遠藤一善君の登壇を許します。

4番、遠藤一善君。

〔4番（遠藤一善君）登壇〕

○4番（遠藤一善君） ただいま議長より一般質問の許可を得ましたので、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

1つの質問であります。森林除染についてであります。(1)、政府は森林除染について里山も除染をするということで、合同チームを組んでやるということで、今月のうちにその方針を出すということなのですが、報道の中にもありますように最終的に里山の範囲というものは各地元自治体の意向を踏まえて決定するというような話をされております。その中で町としましては、富岡町町内の里山をどの範囲までを里山ということで考えて、この里山除染というところに臨んでいるのか、その辺の町の方針をお聞かせください。

もう一つは、同じように(2)として、大倉山の除染方針なのですが、大倉山は里山ということで自然公園ということになっていたわけですが、大倉山の除染はどのような方向で同じように考えているのかという、その2つを町の考え方をお知らせください。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 4番、遠藤一善議員の一般質問にお答えを申し上げます。

1、森林除染について。(1)、政府は森林除染について里山にも広げる方針を発表したが、町としては里山の範囲をどこまでと考えているのか、町の方針はについてお答えいたします。昨年末に環境省の環境回復検討会から、森林における放射性物質対策の方向性についてが示されましたが、それに対し福島県や福島県議会から、森林全体の除染方針や放射性物質流出防止のロードマップを示すことなどさまざまな要望が提出されているところであります。また、富岡町除染検証委員会においては、森林除染の重要性が指摘され、里山の十分な除染が必要であるとの意見が出されております。町といたしましても、町民が安全で安心して生活するためには震災前の良好な住環境の回復が重要であり、そのためには里山の除染が不可欠であると考えております。住宅に隣接した森林はもとより、住宅地に挟まれ、地域の住民が往来する際に通る山道を持つような森林、シイタケのほだ場、容易に山菜等をとりに立ち入ることができるような森林を里山と捉え、広域的かつ効果的な除染の実施を今後とも強く求めてまいります。

次に、(2)、大倉山の除染方針はについてお答えいたします。大倉山には、赤木地区内を起点としたハイキング道として通称塩の道、さらに頂上付近にトイレや東屋を備えた大倉山森林公園が整備されております。震災前には、桜と並ぶ町のシンボルとして多くの方が訪れ、これらの施設を活用していたことから、塩の道と大倉山森林公園について一体的な除染の実施を要望しております。町といたしましては、今後も可能な限り広範囲での除染の実施を継続的に要望してまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ただいま答弁をいただきましたが、里山につきまして、里山の範囲ということで、今の説明でもある程度漠然とした状態で、山菜をとりに行くところ、当然住家と住家の間の山は全てやらなければならないということはあろうかと思うのですが、富岡町の場合、大倉山も含めてなのですが、どの程度やはり山の中に入って行くのかということを考えてときに、山菜をとりに行ったりとか通常行くということで考えると、相当奥まで入っていくことになろうかと思うのですが、ただだからといって富岡町の全域をとというのはやはりなかなか難しいのかなというふうに考えたときに、例えば北ならどの辺まで、南ならどの辺まで、東は当然全部だと思うのですが、西側が一番問題になろうかと思うのですが、西側も大体どの辺までというような形で考えているのかをもうちょっと具体的にお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） ただいまのご質問でございますが、まず町としては森林除染については基本的には全部やったださいということはこれまでも申し上げている中で、今回里山という広げるという方針が発表されたところです。町として、では里山はどこまでを範囲としているかということについては、ただいま町長が答弁申し上げたとおりでございますが、詳細については実は今検討

中でございます。里山の定義としては、国もこれには明確なものがないということで、町として考えているものは生活圏に隣接する低山地というようなことで考えてございますので、特に西側については、これは相手があることで、これから交渉、協議することになります、やはり生活圏に隣接する低山地ということであれば山麓線がございしますが、山麓線から東側についてはおおむね里山だろうというような認識は持っております。それから、西側でございしますが、西側も今詳細は検討中でございますが、例えば山麓線から西側についても麓山林道や片倉林道、それから夜ノ森林道とか、あと小野富岡線もございします。そういう林道や県道がございしますので、そういう道路を中心とした一定の範囲はやはりこれは里山だろうというような認識を持っております。その他、西側に今度国有林がございしますが、さすがに国有林については里山という定義からはなかなか厳しい面があるというような認識でおります。ただし、先ほど当初で申しましたとおり、森林全体をやらなければならないという認識はございますので、今後長きにわたってはそこも含めて要望はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 今林道という話が出たわけですがけれども、里山は林道で入っていくということも確かにあろうかと思うのですけれども、富岡の場合は大きな1級河川があるわけでもなく、やはり普通の我々が通常いる川というのはほとんどが町内に近いところの川が源流となっているという形になっています。それを考えていくと、林道というのは当然1つあろうかと思うのですけれども、やはりある程度の川の川沿い、除染をしてどの程度するのかもあろうかと思うのですけれども、やはり川から流れてくるというのが一つの心配事でもありますので、川ということに関してはどういうふうに考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） ありがとうございます。河川についても富岡川の上流部分等ございますので、河川はもともと人が生活する上で生活空間と、生活圏というような位置づけでございましたので、河川についても上流部どこまで、どの範囲ということは今後の課題といえば課題なのですが、そこも当然範囲の中に考えながら今後進めてまいりたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ありがとうございます。やはり川は生命の源の部分もありますし、海に流れていくところでもありますので、ぜひとも富岡川だけではなくて、その支流、紅葉川もありますし、渋川もありますし、そういうところも含めて考えていただかなければならないというふうに思いますので、ぜひともその辺はきちっとやっていただきたいと思います。

それから、里山で今外の大枠に広げたわけですがけれども、実際に住居のあるところは全てやらなければいけないというふうな話なわけですがけれども、例えば富岡の役場の庁舎の周りというのも、グリーンフィールドがあったり、ちょっと丘陵、崖のようになっているような山があるのですけれども、

そういうところに関しては全て面でオーケーという形で進めているのか、それともやはりある程度抜けるところが出てくるのか、そういうところはどういうふうを考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） ただいまの役場庁舎の北側から東側にかけての森林あるいは小浜地区等も含めるところだと思いますが、これまでこの話が出るまでは生活圏から20メートルというところで、20メートルといういわゆるエリアAというところで、なかなかそこから先は難しいというような認識もあったのですが、この里山というキーワードが出たことによって、当然役場の北側の森林は里山だと認識しています。ただ、その除染の手法については、確かに今議員おっしゃるとおり少し奥に入ると崖地になっておりまして、ここをどのようにして除染をして線量を低減させるかということが課題でございます。これは、まず除染は必ずやらなければならないという認識のもとに、今後除染の手法については一番効果的なもの、お金を渋ったりなんだりというものではなくて、やはりやるものはやらなければならないと思っていますので、そこについては今後環境省を含めて協議して、必ずやるという方向で詰めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ありがとうございます。やはり住家の近くは、もう面的にきちっとやっていただくということは必要なというふうに思っておりますので、ぜひともそこはお願いいたします。

それから、今若干手法の話が出たのですが、この住宅地の20メートルのときにもいろんなところで今までも話が出ていたのですけれども、表面をばっととると、実質葉っぱが落ちて5年の木の葉が落ちていて、震災のときはもうちょっと下に実際あるわけで、表面をとっただけだと逆に自分の裏の山が線量が上がってしまったというような話がもう多分町のほうもそれは聞いていると思うのですけれども、その辺について、そういうある程度除染の方法とか、例えば木をある程度間伐しながらやるとか、そういうところまで含めての今交渉というか、話になっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 森林の除染の方法でございますが、これまでは堆積物除去ということで本格除染は一通りある期間まではその方法だったのですが、それでは森林除染をしても線量が下がらないよと。特に居住している住宅地の裏山等付近の線量が下がらなくて、森林除染の効果が見られないということで、森林についても例えば5センチ表土を剥いで、堆積物除去にとどまらず表土を剥いで線量の低下に向けて除染してくださいということは前々から申し上げていました。フォローアップ除染の中で、今後は基本的に住宅地の裏山等の余り崖地というところはほとんどないと思いますが、そういうところはまた別としても、ある程度平坦なところや、あるいは一定勾配でとどまることについては表土を5センチ程度剥いで除染するというような方針が環境省より示されましたの

で、これはフォローアップ除染で徹底してやるように今後も現地等も確認に当たっていきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ありがとうございます。里山除染になるのか、フォローアップ除染になるのか、どちらにしてもやはり住宅の裏山とか、そういうところはもうきちっと線量を下げてくださいという話で方向が進んでいるということなので、ぜひとも線量が格段に下がるような除染をしていただきたいというふうに思います。

それから、この里山の範囲というのが今交渉中ということなのですが、また東側は別にしても、北側から南側、西側の実際にその地域で今山麓線という一つの区切りがあったわけですが、そこで生活をしてきた行政区とか、そういうところをよく使っていた住民、そういう人たちからの聞き取りとか、そういうことというのは行政区なりなんなり通して行っているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 里山の特定ということで、大枠ではほとんどの住宅地、生活圏に隣接するところは全てということは申し上げましたが、実際にその現場での対応あるいは今後の町としての詳細を決定する際の対応ということでございますが、今作業として当然私どもでも自分の住んでいた箇所は少しわかって、ほかのところはわからないということもございまして、町民の方に協力いただいている事例もございまして、直接教えていただきながらやっているという事例もございまして、もっと具体的にちょっと話しさせていただければ、町内一円に詳しい方ということで、森林組合などに長年勤めていた方などにはいろいろご指導を今いただいて、里山の範囲というのを特定というか、しっかり把握していきたいというふうに考えております。ただ、その方一人でもまたなかなかわからないところもある可能性もございまして、今後地区の詳しい方あるいは議員の皆様のご意見などもいただきながら、そこについては進めてまいることができればと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ありがとうございます。里山は、使う人、使わない人という語弊があるのですが、やはり山に近い行政区の方々は頻繁にそこを使っているということはあろうかと思っておりますので、ぜひともそういう詳しい人たち、ふだん入っていたところというところをなるべく広く、都市計画区域内が全てできるのが一番いいわけですが、なるべく広くということで今後詰めの交渉をしていただきたいというふうに思います。

続いて、(2)番の大倉山の除染なのですが、この大倉山は森林公園という、公園という扱いになっていたかと思うのですが、この大倉山というのは現実に里山という扱いなのか、それとも別扱いなのかはおいておいたにしても、大倉山の除染というの、これも面的な除染ということ

で考えているのかどうかもちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 大倉山の除染については、実は1年半くらい前になりますが、大倉山森林公園のところは全て環境省と立ち会いを行いました。その際に幾つかルートがあって、頑張る小道とかいろいろルートがあって、そこを上ったりおりたりしたわけですが、森林公園については面的な除染で全てやってくださいというような申し出はそのときしてございます。ただ、その結果、方針としてはまだ示されておられません、そのところは妥協できない部分だと考えておりますので、今後も引き続きお願いしてまいりたいと思います。

それから、大倉山の登山道、塩の道ということでございますが、そこそこのほかにも1カ所はルートあるとお聞きしております。そういうところについても、範囲についてはどこまでというのはこれからの詰めによりますが、しっかりこれまで登山道として使っていたところでございますので、そこはやらなければならないと。これは、大倉山森林公園、里山ということで面的な除染をお願いしたいと思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 大倉山の中は、1度ある程度大倉山整備で動かしているのでもいいのですが、この登山道のところに関しましては大倉山も途中途中で結構植生で、木ではない植生のものが群生地があろうかと思うのですけれども、やはり一概にすべからく全部表土を剥いでしまうと、そういうもともとあった植生のものがなくなってしまうということも考えられるわけで、非常に難しい判断をしなければいけないというふうに思うのですが、植生の群生地等に関しましては、これは大倉山だけではなくて里山も同じかとは思いますが、そういうのはある程度把握に向けて何か方策をとっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

現時点ではまだやってはおりませんが、例えばカタクリとかいろんなものありますし、そういうものの宝庫であることは認識しています。本年度全部できるかってなかなかあれなのですが、初めの一歩としまして、そういう周辺の調査、今回の当初予算にも計上させていただいたのですが、そういう調査は始めたいと思っています。その際にやはりある程度想定はできますが、現状がどうなっているかということ把握しながら、あと復興推進課のほうの除染と、その辺を組み入れてやっていければと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） ありがとうございます。ぜひともやはり貴重な植生がなくなることだけは避

けていただきたいと。実際にこの大倉山だけではなくて、里山のほうにも我々が知らなくても、その家の近辺の人たちがひそかにしていたものというのが結構ありますので、ぜひとも住民の方にもある程度きちっと情報収集するような体制も含めて進めていっていただきたいと思うのですが、その辺特殊な団体だけではなくて、住民にもある程度そういう植生がどこかということを経験を仕入れるというようなことは考えているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） はっきり申しましてそこまでまだ考えてはおりませんでした。ただ今ご指摘いただきましたとおり、やはり私先ほど大倉山のことを申しましたが、それ以外にもやはりそういうのはあると思われまますので、何らかのちょっと今の時点では方針立てておりませんが、ちょっと検討させていただいて、できる限りそのような方向でやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 里山の除染をするときに土壌をとるという話が出てきましたので、土壌をとるということは、そこにある植生ということもあるので、貴重なものはなるべくうまく残せるような方策もとっていただきたいというふうに思いますので、除染と残すのと非常に相反することですが、でもそれをうまくやらないと富岡町の自然の再生というのはなかなかいかないというふうに考えていますので、ぜひともそういうことも含めて考えてやっていただきたいというふうに思います。発表する前のところ、交渉中というところがたくさんあるのでなのですが、そういうところまで気を回して交渉を続けていただいて、きちっと山が除染されて、また山で自然に生活をして、自由に皆さんが町民が生活できるということに向かって進んでいってもらうということを切にお願いいたしまして、私の一般質問はこれで終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君の一般質問を以上で終わります。

続いて、2番、堀本典明君の登壇を許します。

2番、堀本典明君。

〔2番（堀本典明君）登壇〕

○2番（堀本典明君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして大きく2問質問をさせていただきます。

1番、国際共同研究棟について。(1)、昨年8月に富岡町に整備されることが決定した廃炉国際共同センターの拠点となる国際共同研究棟について、これ済みません、ちょっと通告のとき、「平成29年度」というふうにしてしまったのですが、実は「平成28年度」の運用開始予定となっておりますのですが、進捗等の情報が出ていないように感じています。詳細の情報、運用に関しての関連機関との協議の状況、町に対して要望等の進捗状況について現状をお聞かせください。

続きまして、2番、広域連携強化について。(1)、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故

より5年が経過する現在、各市町村において復旧、避難解除が進んでおります。しかしながら、避難解除後住民帰還が進まない現状で、各市町村個々では解決できない共通問題、共通課題を打開するためにこれまで以上に広域連携の強化が必要と考えておりますが、町の考えをお聞かせください。

以上2点、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 2番、堀本典明議員の一般質問にお答えを申し上げます。

1、国際共同研究棟について。富岡町に整備されることが決定した廃炉国際共同研究センターの拠点となる国際共同研究棟について、平成29年度の運用開始予定であるが、詳細の情報、運用に関して関係機関との協議の状況、町に対しての要望などの進捗状況はについてお答えを申し上げます。廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟の用地につきましては、その取得を今定例会でご同意いただきたく議案上程いたしており、取得後、簡易造成を町が施し、国際共同研究棟の事業主体である独立行政法人日本原子力研究開発機構に売却することとして予定しております。施設は、平成29年4月の研究棟開設を目指し、来月より建設に着手し、施設開設後、職員約30名程度の運営から段階的に研究者を増員させるとの予定で、最終的に100名から150名程度の研究施設とする計画と聞いているところでございます。

なお、隣接する学びの森を活用し、シンポジウムや研修会などを計画したいとの提案や、職員、研究者の生活環境整備について相談がありますので、町といたしましては関係機関との連携を密にしながら、これらに十分丁寧に対応してまいります。

次に、2、広域連携強化について。東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故より5年が経過する現在、各市町村において復旧、避難解除が進んでいる。しかしながら、避難解除後、住民帰還が進まない現状で、問題を打開するために広域連携の強化が必要と考えるが、町の考えはについてお答えをいたします。本町においては、震災以前より消防やごみ処理、上水道給水事業や下水道汚泥処理事業、介護認定審査などについて幅広く近隣町村と連携してまいり、今後もこれら事務の連携継続を基本としてまいりたいと考えております。また、震災、原発事故の影響で、人口減少の傾向が進展する中、広域連携の必要性は以前より増してきているとも認識しております。ご指摘のとおり、広域連携をさらに強化してまいり必要があると考えております。

昨年7月の福島12市町村の将来像に関する有識者検討会提言においても、広域連携の可能性について福島県並びに関係市町村で検討を行う必要があるとされ、本年1月に第1回の避難12市町村広域連携検討会準備会が福島県の主導により開催されました。準備会では、まずは広域的に取り組むべき課題について抽出し、整理することが必要であり、継続して検討してまいることとなっておりますので、ご報告いたします。今後設立が予定される広域連携検討会等において、議論を深め、連携を模索して

まいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

まず、国際共同研究棟についてですが、今ほど町長からもご説明いただきました。なかなか決まったときはすごく喜んでいろんな情報が出たのですが、その後何か余り進捗状況がちょっと聞こえてこないし、報道も余りなされていないなという思いがあって、その中で運用開始まで約1年ぐらいの期間しかないのかなというふうに感じておりました、その中で本当に町の一つの希望となる施設だと思っております、国や県と十分協議した上で、町のできる対応、そういったものを運用開始に間に合うように進めるべきかなというふうに思うのですが、町のそのあたりの考えはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お答えします。

ご質問の回答の前に、1度廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟の復習ということではございませんが、構想そのものの内容について1度おさらいをしていただきたいということでお話をさせていただきます。イノベーション・コースト構想、福島国際研究産業都市構想は、新たな産業基盤の構築や広域視点での町づくりを目指しまして、産業基盤の構築、広域的町づくり、それから地域再生のモデルづくりということをコンセプトに、国際共同研究棟や放射性物質分析施設の国際廃炉研究開発拠点、それからモックアップ試験施設やロボットテストフィールドなどのロボット開発実証拠点、そして国際共同研究棟や原発事故教訓の情報発信施設の国際産学連携拠点、新たな産業集積、それから主要道路や生産物流の施設整備、中核病院などの整備というインフラ整備、この5つを構想の主要プロジェクトとして位置づけた構想でございます。その中で既に楡葉町においてモックアップ施設が運用開始、稼働されている。それから、大熊町に放射性物質の分析施設が立地決定、我々の町に国際共同研究棟の立地が決定したというような状況でございます。全体の流れとしましては、今のところ目に見える形ではこのような状況でございますが、ロボットテストフィールドの例えばロボットテストフィールドを我が町にとか、こういう場所にといい照会も実は来ておりました、その照会、それからあとは皆様ご承知のように情報発信、アーカイブ的な情報発信ということでのご要望を今県を通しまして国が各地域において要望を確認しているという状況でございます。それとあわせて、例えば広域的な道路整備、連携を保つための広域的な道路整備をどうするのかとか、その他これから先の構想を実現するための内容の確認をどうするのかというところについては、国、それから県が主体となって、有識者のご意見を聞き、それから検討しているという状況でございます。町としましては、その状況を一つ一つ確認しながら、我々のところに立地が決定した国際共同研究棟がその中で当然中心的な役割にはなるのですが、その中でどういう役割を担っていくべきかということも含めて、事業者、それから文科省とお話をしていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。本当にこのイノベーション・コースト構想の中心である施設を本当に町の努力で誘致が決まったということを私はすごくうれしく思っておりますし、評価しております。その中で、今なかなか細かい部分が情報も出ていないので、結局建物だけは決まったというようなイメージしかちょっと持たなくて、やはり中身が大事であろうというところで、まだこれは町で決められる問題ではないので、なかなかそういった情報とれないのかもしれませんが、そういった国や県と協議する中で、少し期待の持てるような情報があるのかどうかというのがすごく気になっているところなので、そういった情報があるのかどうかというのも教えていただければよろしいでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） 現在のところ先ほどお話ししたような動き方、町も含めて国、県という動き方をしているところがございます、なかなか見えてこないというところもございます。確かにあります。もう少しお時間をいただくことも必要かなというふうに思っております。我々としては、そのような状況ではありますが、運用開始、施設の開設当初は30名程度の職員というふうには聞いておりますが、その後国内外からの研究者が大勢おいでになると。我々富岡町の成り立ちとしまして、近世、それから近代の成り立ちとして、やはりよそから来られた方とか、そもそもいた方プラスよそから来られた方々との交流によって町が成り立っていたというところもありますので、我々そういう歴史を踏まえた町でございますから、100名、150名とは言いながらも、非常にいろんな知識経験をお持ちの方々がおいでになる。そこの交流によって町が活性化していくというようなところを目指してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。まさに国際共同研究棟がスタートして、世界中から研究者の方がいらっしゃる、そういった方がもしかすると町民の皆さんと交流する機会があればにぎわい創出に非常につながるのだらうなというふうに私も思っております、今課長がそういったところも視野に入れつつというお話をいただいたので、そういったお考えはあるのかなというふうに感じました。

それと、今あの周り、田畑が非常に多く存在していると思うのですが、今いろいろ聞くと例えばそういうところを買い上げるのか借りるのかということが非常に町民の皆さんにも税制いろいろ優遇措置があるようなので、そういったところを例えば早目に取得するなどして、今後の例えばそれに付随した企業誘致などということもメリットがあるのかなというふうに思うのですが、そのあたりは視野に入れているかどうか、お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） ありがとうございます。まさしくそのようなことを目指して、第2次復興計画、それからアクションプランの中でもそのようなことを目指して国際共同研究棟の誘致に取り組んだというところでございます。ただし、周辺全て農地でございまして、農地買い上げという際には農地をどのように利用していくのかというところが定まらないと、その先の農地転用であったり、農振除外であったりというところがございますので、まずは全体的な計画というか、全体的な構想を実現するためにどのような施設が必要なのか、それから申しわけないことではございますけれども、これは国、県どのようなお考えなのかというところも詰めながら進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。いろいろと今アクションプラン等々立てられていて、本当に目いっぱいの中でなかなか手が回らない部分もあるのかと思いますが、町としてもいろんなビジョン、この国際共同研究棟を誘致するに当たってのビジョンというのをあると思いますので、そのあたりどういふふうに、こちらから国や県のほうにこういうビジョンでやりたいというものをきちんと打ち出していただいて、ぜひ本当に後々残る町の希望になる存在だと思っておりますので、そのあたりきちんと国や県と連携して協議を進めていただいて、我々の思うものをかち取れるような努力をしていただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、広域連携の強化についてに移らせていただきます。先ほど町長からの答弁の中でもこれから県が主導になっていただいて準備会ができた、これから連携に対していろいろとやっていくというふうなお話をいただきまして、非常に心強く感じました。やはり2次医療、介護、福祉、地域の公共交通、道路交通網とやはり広域的に対応する必要があるというふうに思うのですが、そのあたりもやはり広域連携でやっていただきたいというふうに私は思っているのですが、そのあたり、そういった準備会でそこまで話できているかというのはちょっとわかりませんが、そういった話が出ているのかどうか。今までにもいろいろと12市町村で会議やったと思うのですが、そのあたりの内容をちょっとお知らせください。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） お答え申し上げます。

まずは、早急に検討が必要な広域連携という事項としましては、広域行政を担う福島県が行うべき項目として、先ほどご質問の中でもありましたが、公共交通体制、それから医療という分野については広域行政を担う福島県が検討すべきことだというふうになっておると思っております。そのところについては福島県を主体に検討されているというふうに聞いています。それから、市町村の連携により取り組むべき事項としまして、早急に取り組むべき事項としまして交流サロンの運営であった

り、それから町外での生活支援であったりというところ、各町ともそろそろ単独ではなかなかやり切れないというか、限界も見えてきたというところがあって、ここのところの連携ができないかというところが1点、各町村から上げられております。そして、あとはイノシシ、それからネズミなどの獣害対策、これについてもやはり単体町村で行っても、生き物でございますから、単体町村で行った対策が対策時点ではそこにはいなくてもそのままよそに逃げていってしまう。よそで被害が起こる。これについても連携が必要だろうと。そして、防犯防火対策については、やはりこれは双葉郡というのか、12市町村というのか、広く連携しないと対応できないものだということで、この辺が早急に対応すべき連携項目ということで各町村認識しているといったところです。

もう一つは、我々行政にいますので行政の話をしていただけますけれども、行政の事務の連携以外にもやはり双葉地域、双葉郡、地域にかかわる方全て同士がそれぞれ民間レベルというのか、かかわる方同士の連携というところも非常に大事なことと言われておりまして、このことも意識しながら12市町村の連絡会議、連携会議では検討してまいらなければならないというような会の……1回しかまだやっていませんけれども、会の状況でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。まさに双葉郡を超えて今回被災した12市町村になると思うのですが、除染や賠償などなど同じ課題抱えていると思います、避難解除とか。ぜひ連携が必要だと思いますし、今回こういった協議会ができて連携強化に向けて動き出したというのは非常にありがたいと思いますし、ぜひ本当に強化していただくような流れをつくっていただきたいと思うのですが、これはやはり県がリーダーシップをとっていただくのかもしれませんが、やはり町としても町長からもきちんといろいろ発言をいただいて、そういったものの強化が必要であるというのを訴えていただきたいと思うのですが、町長、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） まず、私のほうから先ほどの状況も含めて、今のご質問にお答えいたしたいと思います。

まさに広域連携というのは、複数市町村にまたがる課題をどう効率的に、あとどう効果的にやるかということで非常に重要だと思います。そういう意味では複数の市町村まとめる、つまり広域自治体の県のリーダーシップが非常に重要で、12市町村の将来像と提言の中に県がしっかりやれよと書いてあります。事実今ほど答弁ありましたように、主立ったところでは、2次医療に関しては4回、何回か昨年来やっているのですが、もう来年度6月ぐらいには一定の報告書がまとまって、まだ診療所しかできていないですけれども、今後2次医療をどうするかというビジョンが明確になってくるというのが1つ成果としてあると思います。

あともう一つ、県が掲げているのは、これ知事の当初予算の所信表明に出ていましたけれども、2

次医療と、もう一つは地域公共交通、これもまさに広域連携を発揮しないと、単独市町村ではだめなので、これも今いろいろ情報は私も聞いているところではありますが、法定協議会が来年度にできるというような動きになっています。ですから、これはあくまで……もちろん町村単独で考え、町村会とかいろんな組織で考えるのもそうですが、まず県のリーダーシップというのは非常に重要なので、その辺は明確に位置づけられていて、実績も出てきているのかなというところでございます。2月の月上旬に12市町村の将来像のフォローアップ会議というのもありまして、その辺のあわせて報告がされておりまして、なお今後、先ほど申し上げたそれ以外の鳥獣ともっと身近な問題もたくさんあると思うのです。そういった意味でも私どものほうでは被災地から県のリーダーシップなり、あるいは国も含めて広域連携ということを求めて、また求めるだけではだめですので、我々も十分議論しつつ現場の声を訴えていきたいというふうにございます。

もう一つ、ちょっと関連なのですが、今のがただいまのご質問の県としての状況という、あと我々の決意でございます。あと、今まさに拠点というのがどんどん、どんどん各市町村、被災市町村でもできています。ただこれ点がばらばらにできてもしようがないので、その連携が必要だねということはいろんな会議を出しても各町村さんからも強い声として上がっているのは私も実感しております。副町村長会議でも話題になっていますし、まさにそれは必要だねというだけではなくて、具体的な検討をしましょうねというような議論をまず身近な町村会さんとか、そういったネットワークを使ってやっていきたいというふうにございますので、申し添えたいと思います。いずれにしても、広域連携、単なる効率化だけではなくて、発展的な双葉郡地域全体の前向きな連携というのにも必要だと思っております。そういった大きな視野を持って取り組んでまいりたいというふうにございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 今副町長がお話ししたものに尽きると思いますが、医療介護などの身近なものから、それからこれ1度話題になって頓挫した部分があるのですが、帰還を目指す状況の中で、今まで双葉町にあった斎場、これらについてもどんなふうな形で双葉郡に再構築をしたいということで、今広域の10自治会のほうでは話題になっております。そういう意味ではまだまだ共通課題がいっぱいありますが、何としても取り組んでいかなければならないものから、一つ一つ解決をしていくような状況になると思っておりますが、そういう意味ではまだ本格的に話しされている部分もありますし、それから町といたしましては1人でも子供が帰ってくれば学校を再開するというような方向にはなかなか教員という話もありますから、そういう場合に隣の開所している学校のほうに学区外通学というようなことをお願いできないか。これらについても広域連携だとございますので、いろいろと課題は山積しておりますが、解決をしてまいりたいというふうにございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。非常に前向きに進めていただいて、皆さん各市町村で意識の共有もされているということで、非常に本当に前に進むのかなというふうに期待を持ってました。各市町村復旧事業で本当に大きな労力がとられて、なかなかまとまらない部分あると思いますが戻りたいとか、将来戻りたいと思っている皆さんにとっては必要なサービスを広域的に連携して問題解決していくというのは不安材料を払拭できる、少しでも魅力ある町というか、地域になれるチャンスだというふうに思いますので、ぜひ町長初めいろいろと発信をしていただいて、広域連携がどんどん進むようにこれからもリーダーシップ発揮していただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君の一般質問を以上で終わります。

2時5分まで休議いたします。

休 議 （午後 1時51分）

再 開 （午後 2時04分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

続いて、1番、山本育男君の登壇を許します。

1番、山本育男君。

〔1番（山本育男君）登壇〕

○1番（山本育男君） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い順次質問をさせていただきますが、余り答弁、それから質問が長いということで後ろからやじが飛ぶ前に終わりたいと思いますので、ぜひご協力のほどよろしくお願いいたしますと思います。

初めに、施政方針について。28年度は、過去最大の予算規模となりましたが、町政運営の基本的な考え方と重要、重点施策について、また28年度予算編成方針と今後5年間の財政の見通しはどのような見解なのかをお尋ねしたいと思います。

次に、地域情報化の推進については、医療サービスの充実、高齢化への対応、地域活性化など、地域に存在する課題についてICTの利活用によって解決できるものもあると考えますが、取り組みについてお伺いしたいと思います。

次に、観光娯楽事業について。観光や娯楽は、誘客の部分や帰還した町民の楽しみをつくることも重要なことと考えますが、ご所見をお伺いしたいと思います。

次に、英語教育とALTについては、現在の状況と活用についてよろしくお願いいたしますと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君の一般質問について、町長の答弁を求めます。

町長。

〔町長（宮本皓一君）登壇〕

○町長（宮本皓一君） 1番、山本育男議員の一般質問にお答えを申し上げます。

1、施政方針について。（1）、平成28年度の町政運営の基本的な考え方と重要、重点施策はについてお答えいたします。震災、原発事故から間もなく5年を迎えます。昨年は、第2次復興計画の策定により本町が向かうべき方向をお示しすることができました。加えて、町内での役場機能の一部再開や、交流サロンの開設、警察、消防の町内機能の一部回復、廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟の立地決定、常磐自動車道の全線開通などが実現したほか、複合商業施設の公設民営での再開、町立診療所の開設、町内における災害公営住宅整備への道筋がつくなど、復興の姿の具現化へ大きく前進した1年であると実感しております。また、生活圏における除染につきましても、当初の予定のとおり終了すると国からの報告があり、局所的に線量が高い箇所の再除染や、里山除染などについて今後の課題はあるものの、一定の進捗があったと考えております。

その一方で、避難先などでの生活支援の継続や事業再開支援、再除染などによる放射線量の一層の低減と帰還困難区域の除染、既存管理型処分場の活用に伴う風評対策や地域振興策の実現、帰還困難区域の将来像、雇用の再創出、加速化する震災、原発事故の風化など、復興に向けた課題は山積していると認識しております。これらを踏まえ、私は本町の発展を見据え、心とふるさとの再生を加速させるべく、除染、インフラ復旧、復興拠点の整備、教育、福祉体制の構築、事業再開支援の着実な進捗によるふるさとでの生活を見据えた環境づくりの加速化、町民のご意向に沿った生活再建とふるさととのつながり構築に向けた取り組みの強化による一人一人の心の復興に向けた生活と誇りの再建、商業、農業の再生とイノベーション・コースト構想を活用した新たな産業創出に向けた取り組みの具現化によるふるさとの発展を支える産業と交流基盤の再生を平成28年度の取り組み方針と重点施策といたしたいと考えており、これら未来志向の施策の実現がふるさと富岡にかかわる全ての方々の希望となるよう職員一丸となって全力で取り組んでまいります。我々は、再生、復興のスタートラインに立ったばかりと認識しなければなりません。長い道のりになるものとの覚悟が必要です。私は、今後も議会を初め町民皆様とともに考え、ともに歩んでいく所存でございますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、（2）、平成28年度の予算編成方針と今後5年間の財政見通しはについてお答えいたします。平成28年度の予算編成方針につきましては、第2次復興計画の基本理念と12の重点プロジェクトを踏まえ、前問でお答えした3つの取り組み方針に基づき、既存事業においては類似、重複する事業の洗い出しや内容の見直しを行い、また新規事業においては新たな視点を取り入れ、事業の成果を十分に検証するなど、限りある財源の中で費用対効果を意識した事業内容とするとともに、各種補助事業を積極的に活用し、可能な限り財源の確保を図り、一般財源の縮減に努めたところであります。

また、今後5年間の財政見通しについては、平成28年度からの5年間、いわゆる復興創生期間において、事業規模で6兆5,000億円、被災12市町村の事業及び原子力事故対策事業については全額国庫

負担が継続されるなど、復興事業の枠組みが決定されております。また、交付税においても特例措置が講じられるなど、今後5年間における復興財源の確保につきましてはある程度見通せる状況となっております。しかしながら、税収や使用料などの自主財源については今後も大幅な増収を見込むことは困難な状況であります。このため町といたしましては、復興創生期間の終了を見据え、国に対し被災地の置かれた状況を十分踏まえた確実な財源の確保を求める一方、使うべきは使う、削るべきは削るを基本に、持続可能な財政構造の構築に努めてまいります。

次に、2、地域情報化の推進について。(1)、ICT利用による取り組みの考えはについてお答えいたします。地域情報化につきましては、総務省においても地域活性化のツールとして積極的活用を推進しております。富岡町においても本年1月25日に住民票などのコンビニ交付を行うなど、積極的にICTを利用して行政サービスの向上を図っております。また、情報発信力の強化のため、広報誌などの紙媒体だけでなく、タブレット端末機を配布し、電子媒体による情報発信を行っております。他の自治体の事例を見ますと、ICTは自治体業務の広い範囲で利用されており、帰る、帰らないのみならず、あらゆる選択肢を尊重する本町の基本的な考え方からも、ICT利用は今後町内において、また避難先においても町民と町をつなぐための非常に有効なツールであると考えております。当初予算において、29年度のタブレット端末更新を見据えたコンテンツの構築やニュース動画の配信、スマートフォン用アプリの開発などの費用を計上したところであります。町といたしましては、住民が町とのつながりを保ち、安心して生活できるよう、福祉や教育など多様な分野での可能性を検討し、今後さらにICTの有効活用を図ってまいります。

次に、3、観光、娯楽事業について。(1)、帰還に向けて何らかの考えはについてお答えいたします。本町の観光事業につきましては、震災などにより現在中断しておりますが、帰還後は放射線量の状況を考慮し、安全性を確認しつつ、順次再開してまいりたいと考えております。具体的には、富岡第二中学校前、桜通りでのライトアップ、関係団体との協議の上での麓山の火祭りなどについて今後とも検討を深めてまいります。また、震災の記録や遺産を活用しながら、スタディツアーなどを民間機関と協力して進め、県内外からの集客につなげてまいりたいと考えております。加えて、本ツアーは2020年の東京オリンピックの際には外国からの集客も期待されるものであり、世界に向けて本町の現状をお伝えしながら、国際交流の機会を創出し、地域の活性化にもつながるものと考えております。今後は、福島県が進めるアフターDCなどの観光推進事業と連携を図りながら、本事業の内容及び周知方法などについて検討を重ねてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

4、英語教育とALTについて。(1)、英語教育の推進とALTの活用はについてお答えいたします。現在、富岡町立小・中学校三春校には語学力の向上と国際感覚の醸成のため、ALT1名を配置しております。震災前までは2名のALTをJETプログラムにより富岡一中、富岡二中に配置していましたが、震災による学校運営の混乱などにより、平成23年度は配置できなくなりました。しかし、

社会や経済のグローバル化の急速な進展に対応するため、そして国際理解と英語教育を推進する大切さから、震災の翌年には委託事業により1名のALTを配置いたしました。基本的には中学校の勤務を主としておりますが、小学校においても学習指導要領により5年生、6年生に外国語活動の授業が定められていることなどから、総合的な学習の時間や外国語活動などの授業にも積極的に活用しているところであります。また、幼稚園においては簡単な英会話教室や季節ごとに行われる行事にALTを参加させ、英語を日本語と同じように身近なものとして捉えられる教育に活用しているところであります。小さいころから生の英語に触れることにより、子供たちが外国の方々と積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図りながら、気軽に会話のできる環境を整えているところであります。今後も少人数校におけるメリットを最大限生かし、幼稚園を含めたきめ細やかな英語教育の推進を図っていききたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 再質問に入ります。

1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） ただいまの4問について期待どおりの回答を得ましたので、私再質問ここでやめて、これにて一般質問を終了したいと思います。

ただ、学校に関しては、英語教育に関しては英語による特色あるような学校づくりを目指していただければというふうに思います。それから、いろいろICTについてもそうですが、これは今後活用の道がいっぱいあると思いますので、その辺皆さんで研究されて、よりよい方向に向けていただければとお願いして、これにて一般質問を終わります。お疲れさまでした。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君の一般質問を以上で終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第7、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、発議第1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（塚野芳美君） 次に、発議者から発案の理由を求めます。

議会運営委員長、6番、宇佐神幸一君。

○議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君） 発議第1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発案の理由及び内容を別紙資料新旧対照表で説明いたします。

発案の理由は、常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任の方法及び選任の時期を全国の標準例

規に合わせるような形に改正を行うものです。

内容は、第6条第2項は常任委員及び議会運営委員の選任を会期の初めに行うこと。第3項は、特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する規定を定めたものです。第4項は、各委員を議長が議会に諮って指名する。ただし、閉会中においては議長が指名する旨の規定を定めたものです。第5項は、常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任の選任を30日前に行うことができることを定めた規定であります。

なお、施行日は公布の日からとなります。

議員各位のご理解とご賛同をお願いし、ご審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 発議者からの説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号 富岡町議会委員会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題いたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 提案の理由を町長より求めます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 議案第2号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

本案は、富岡町教育委員会の委員、関本征司氏が平成28年3月31日をもって任期満了となるので、本委員会の委員に引き続き関本征司氏を任命したく、ご同意をお願いするものであります。

関本氏は、昭和19年神奈川県相模原市に生まれ、年齢は71歳になります。昭和42年、福島大学を卒

業と同時に教職につかれ、平成17年3月の退職まで38年間にわたり小中学校の教師として、児童生徒の教育に情熱を持って取り組んでこられた方であります。とりわけ同氏は、教員生活38年間のうち6年間は富岡第一小学校教頭、第二中学校校長を歴任し、児童生徒の学力、体力の向上などに努力されました。

平成20年4月からは富岡町教育委員会委員、同年10月からは委員長として、そして震災後は学校を再開した三春校での子供たちの学ぶ環境を整えるとともに、全国に避難している子供たちの支援を重点に、また平成25年4月からは福島県市町村教育委員会連絡協議会双葉支会副会長として東日本大震災による教育に関するさまざまな課題を郡内の教育委員会と連携し、ふるさと富岡の教育復興のために尽力されております。関本氏は、人格、識見ともすぐれた方であり、今まで培ってこられた豊富な知識と経験を本町の学校教育や社会教育に生かしていただくため、適任と考えておりますので、よろしくご同意のほどお願いを申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第2号 富岡町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（塚野芳美君） ただいまの出席議員は13名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（塚野芳美君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（塚野芳美君） 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記入の上、点呼に応

じて順次投票をお願いいたします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則第84条の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

事務局長。

〔事務局長点呼により投票〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（塚野芳美君） 開票を行います。

富岡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、安藤正純君、6番、宇佐神幸一君、7番、渡辺光夫君、以上の3名を指名いたします。

よって、立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（塚野芳美君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成13票。

以上のとおり賛成全数でありましたので、よって本案は原案のとおり可決されました。

なお、皆さんにお諮りいたします。本来であればここでただいま同意されました関本征司さんにご挨拶をいただくところではありますが、明日会議の冒頭でご挨拶をいただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

次に、議案第3号 富岡町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を議題といたします。

この件は、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第3号 富岡町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、平成26年6月、行政不服審査法が50年ぶりに抜本改正され、本年4月1日より施行されることに伴い、関連する町条例8件を一括で改正するために制定するものがございます。関連する町条例の改正点は、審理員による審査手続及び第三者機関への諮問手続の導入、不服申し立ての手続を廃止し、審査請求に一元化、審査請求をすることができる期間を60日から3カ月に延長するの3点であります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。議案第3号別紙資料をごらんください。1ページ、富岡町重度心身障害児の援護手当支給等に関する条例（第1条関係）につきましても、第7条の現行「異議の申立て」を改正案において「審査請求」と改めるものであります。

2ページをお開きください。証人等の実費弁償に関する条例（第2条関係）につきましても、第1条目的の本文において、改正案では現行の「公職選挙法（昭和25年法律第100号）第212条第3項」の次に「その他法令又は条例若しくは規則」を追加し、第6号として地方税法に基づき固定資産評価審査委員会の求めにより出頭した者を追加し、また第7号として公職選挙法及び地方税法以外の法令や条例規則に基づき出頭した者を追加し、これらの者を実費弁償の対象とする旨の改正であります。

3ページをお開きください。富岡町営土地改良事業に要する経費の賦課徴収に関する条例（第3条関係）につきましても、現行の「異議申立て」を改正案において「審査請求」に、「異議を申し立てる」を「審査請求をする」に、「30日以内」を「3か月以内」に、また「決定しなければ」を「裁決してなければ」にそれぞれ改めるものです。

4ページをお開きください。富岡町行政手続条例（第4条関係）につきましても、第3条第8号において現行「異議申立て」及び「決定」を第19条第2項第4号においては、現行「ことのある」をそれぞれ削る改正であります。

5ページをお開き下さい。富岡町情報公開条例（第5条関係）につきましても、第12条の改定につきましては全体として現行の「不服申立て」を「審査請求」に改正し、またそれに伴う文言の追加を行っております。第1項に第1号、第2号として本条の適用を除外する場合の規定を追加し、また第2項を第3項とし、第2項に諮問に当たっては審理員の意見書及び事件記録を添える旨を追加するものであります。

6ページをお開きください。第13条第6項において、現行「不服申立人」を改正案において「審査請求人」に改めるものです。

7ページをお開きください。富岡町議会情報公開条例（第6条関係）につきましても、第12条につきまして全条富岡町情報公開条例（第5条関係）と同様の改正を行うものであります。

11ページをお開きください。富岡町個人情報保護条例（第7条関係）につきましても、第32条以降それぞれ「不服申立て」に係る事項を「審査請求」に改める等、行政不服審査法の改正に即した改正を行うものであります。

15ページをお開きください。富岡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（第8条関係）につきましても、第5条第2号中、現行「不服申立て」を「審査請求」に改めるものであります。

附則において、条例の施行日を改正行政不服審査法の施行日、28年4月1日とし、経過措置としてこの条例の施行前になされたものについては従前の例によることといたしております。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号 富岡町行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 富岡町行政不服審査会条例についての件を議題といたします。

この件につきましてもさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第4号 富岡町行政不服審査会条例についてご説明申し上げます。

今回の条例制定は、行政不服審査法の施行に伴い、同法第81条第2項の規定により、審査請求に対する審査長の判断の妥当性をチェックする第三者機関を設置することとなったため、条例を制定する

ものであります。

第1条で行政不服審査法に基づき、事件ごとに審査会を設置する旨を規定し、第2条では委員会の所掌事務、第3条では委員会を構成する委員の数を5人以内と規定し、第4条では第1項で委員の委嘱について、第2項で委員の任期について、第3項で委員の解任について定めております。また、第5条では委員の守秘義務について、第6条では会長の選任及び職務について、第7条では審査会の庶務を総務課が処理する旨を規定しております。第8条において町長への委任事項について定め、附則において条例の施行日を平成28年4月1日とするものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第4号 富岡町行政不服審査会条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 職員の降給に関する条例についての件を議題といたします。

この件につきましてもさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第5号 職員の降給に関する条例についてご説明申し上げます。

今回の条例制定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、人事評価制度の導入等により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が求められており、職員の降格、降号について必要な事項を定めるため、条例を制定するものであります。

第1条、趣旨において、地方公務員法に基づき、職員の意に反する降給に関し必要な事項を定める旨を規定し、第2条では降給の種類を降格と降号と規定し、第3条では能力評価、心身の故障など降格の理由を定め、第4条では降号の事由を規定しております。第5条では、職員の降給に当たっては書面を交付するものと規定し、第6条で規則への委任を規定しております。

附則において、条例の施行日を改正地方公務員法の施行日、平成28年4月1日といたしております。説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第5号 職員の降格に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 富岡町森林環境交付金基金条例についての件を議題といたします。

この件につきましてもさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） それでは、議案第6号 富岡町森林環境交付金基金条例についてご説明いたします。

本条例は、県の福島県森林環境税条例に係る福島県森林環境交付金交付要綱により、県民参加による森林づくりを効果的に進めることを目的に、本町に交付される交付金または交付金の一部を基金として積み立てるために設置しようとするものです。

議案第6号をごらんください。第1条は、当該条例について、森林学習の推進及び森林整備の推進に必要な資金を積み立てるために行うという設置目的を規定したものです。

第2条は、積み立ては県交付金のうち一般会計予算で定める額とし、第2項において必要な場合は前項にかかわらず別途積み立てることができることを規定したものです。

第3条は、基金は金融機関への貯金あるいは最も確実、有利な有価証券で管理する旨を規定したものです。

第4条は、基金の運用益の処理の方法についての規定です。

第5条は、基金の処分については第1条の設置目的に沿った事業経費の財源に充てる場合に限り行えるという規定です。

第6条は、必要な場合は繰りかえ運用ができ、またその方法についての規定です。

第7条は、この条例の施行等において必要な事項は町長が定めることができるという町長への委任規定です。

附則においては、この条例の施行日は交付日とするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号 富岡町森林環境交付金基金条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成28年度の町税等の減免に関する条例についての件を議題といたします。

この件につきましてもさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、議案第7号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成28年度の町税等の減免に関する条例についてご説明いたします。

原子力災害による避難から丸5年が経過する中、避難指示区域が解除になっていない、または有事の状態が続いていることから、平成27年度に引き続き平成28年度においても町税等の減免する条例を制定するものです。

条例の内容については、一部条文内の文言等を精査し改正しましたが、本質的には平成27年度の減免条例と同様なものとなっております。

説明は以上で終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第7号 富岡町東日本大震災等による被災者に対する平成28年度の町税等の減免に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例についての件を議題といたします。

この件につきましてもさきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、議案第8号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例についてご説明いたします。

この条例は、県が策定する地域再生計画に記載されている地方活力向上地域において、地方拠点の

強化、拡充を行う企業を支援するため、固定資産税の不均一課税の制度を増設するものであります。

それでは、条例の内容についてご説明いたします。第1条については、地方活力向上地域に係る固定資産税の不均一課税に関し必要な事項を定めるとした趣旨を規定したものでございます。

次に、第2条については、前段においては地域再生計画が交付された日から平成33年3月31日の期間内に地方活力向上地域特定業務施設計画の認定を受けた業者であって、認定を受けた翌日から2年間を経過する日まで特別償却施設を新設し、または増設した事業者であり、設備のある家屋、構築物、償却資産並びに取得の翌日から起算して1年以内に家屋等の建設の着手があった土地について3年間不均一課税を適用すると定めた規定であります。

次の表において税率を定めたものでございます。表の内容についてご説明いたします。法第17条の2第1項第1号に掲げる事業とは、東京23区にある本社機能を地方活力地域に移転し、特定業務施設を整備する事業をいいます。次に、法第17条の2第1項第2号に掲げる事業とは、地方にある本社機能を拡充し、特定業務施設を整備する事業をいいます。税率については、各事業とも初年度が100分の0.14、第2年度が100分の0.35、第3年度が100分の0.7としたものでございます。

次に、第3条については、当町の固定資産税において課税免除、不均一課税を制定しています他の条例のうち、いずれか1つを適用することを規定したものでございます。

次に、第4条については、適用を受けようとする各年度の3月20日までに申請書を提出しなければならないとした規定でございます。

次に、第5条については、町が不均一課税を決定した場合、適用を受ける業者に通知する措置を規定したものでございます。

次に、第6条については、必要な事項は規則で定める委任規定を定めたものでございます。

次に、附則第1条において施行期日を交付の日からとし、第2条において経過措置を規定したものでございます。

これで説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第8号 富岡町地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（塚野芳美君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
-

○散会の宣告

- 議長（塚野芳美君） 本日はこの程度にとどめ、明日午前10時より会議を開きます。
これにて散会いたします。

散 会 （午後 3時07分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成28年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 安 藤 正 純

議 員 宇 佐 神 幸 一

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成28年第2回富岡町議会定例会

議事日程 第2号

平成28年3月4日（金）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第 9号 富岡町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例について

議案第10号 富岡町立とみおか診療所設置等条例について

議案第11号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について

議案第12号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について

議案第13号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第15号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第16号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第18号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

議案第19号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について

議案第20号 富岡町税条例の一部を改正する条例について

議案第21号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第22号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第23号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第24号 富岡町養護老人ホームの指定管理者の指定につき同意を求めることについて

議案第25号 富岡町立とみおか診療所の指定管理者の指定につき同意を求めることについて

議案第26号 町道路線の認定について

- 議案第 27 号 不動産の取得について
議案第 28 号 不動産の取得について
議案第 29 号 平成 27 年度富岡町一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 30 号 平成 27 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 31 号 平成 27 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正
予算（第 3 号）
議案第 32 号 平成 27 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 33 号 平成 27 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 34 号 平成 27 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 35 号 平成 27 年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
議案第 36 号 平成 27 年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 37 号 平成 27 年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 38 号 平成 27 年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 39 号 不動産の取得について
議案第 40 号 平成 28 年度富岡町一般会計予算
議案第 41 号 平成 28 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 42 号 平成 28 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第 43 号 平成 28 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
議案第 44 号 平成 28 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 45 号 平成 28 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
議案第 46 号 平成 28 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
議案第 47 号 平成 28 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 48 号 平成 28 年度富岡町仮設診療所特別会計予算
議案第 49 号 平成 28 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 9 号 富岡町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例について
議案第 10 号 富岡町立とみおか診療所設置等条例について
議案第 11 号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について

- 議案第12号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例について
 議案第13号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第15号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第16号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第18号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第19号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について

○出席議員（14名）

1番	山本育男君	2番	堀本典明君
3番	早川恒久君	4番	遠藤一善君
5番	安藤正純君	6番	宇佐神幸一君
7番	渡辺光夫君	8番	渡辺英博君
9番	高野泰君	10番	黒沢英男君
11番	高橋実君	12番	渡辺三男君
13番	三瓶一郎君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事兼 会計管理者	齊藤真一君
総務課長	伏見克彦君
参事	滝沢一美君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事兼 健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君

参事兼 安全対策課長	横須賀 幸一 君
産業振興課長	菅野 利行 君
参事兼 農業委員 事務局長	阿久津 守雄 君
復興推進課長	深谷 高俊 君
復旧課長	三瓶 清一 君
参事	郡山 泰明 君
教育総務課長	石井 和弘 君
いわき支所長	渡辺 弘道 君
参事兼 大玉出張所長	三瓶 保重 君
参事兼 生活支援課長	林 志信 君
拠点整備課長	竹原 信也 君
教育委員	関本 征司 君
総務課長補佐	遠藤 博生 君

○事務局職員出席者

参事兼議 事務局事務 局長	佐藤 臣 克
議事係 局長	大和田 豊 一
議事係 主任	藤田 志 穂

開 議 (午前 9時58分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回富岡町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○教育委員就任の挨拶

○議長(塚野芳美君) 次に、日程に入るに先立ち、先日の本会議において教育委員に町長から提案され、可決されました関本征司さんがおいでになっておりますので、ここでご挨拶をいただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

それでは、そのようにいたします。

暫時休議いたします。

休 議 (午前 9時59分)

再 開 (午前10時00分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

関本征司教育委員、ご挨拶をお願いいたします。

○教育委員(関本征司君) おはようございます。久しぶりに緊張しておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

貴重な時間を割いていただきましてまことにありがとうございます。恐縮しております。一言ご挨拶、御礼を申し上げます。このたび再度委員にご推薦、そして議員の皆様にはご賛同、ご同意いただきまして、まことにありがとうございます。御礼申し上げます。

時は今と申しますか、町の復興、再生に向けていわば胸突き八丁と申しますか、まさに正念場というところかと認識しております。皆様には日々ご努力いただいておりますことに感謝と御礼を申し上げます。もとより私も非才、微力ではございますが、教育委員という職務、役務を通しまして、少しでも町のお役に立てるように精励したいと思っております。

どうぞよろしくをお願いいたします。(拍手)

○議長(塚野芳美君) ありがとうございます。ご退席をお願いいたします。

〔教育委員（関本征司君）退席〕

○会議録署名議員の指名

○議長（塚野芳美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

7番 渡辺光夫君

8番 渡辺英博君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第9号 富岡町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例についての件を議題といたします。

この件につきましても、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） おはようございます。それでは、議案第9号 富岡町行政不服審査法の規定による提出書類等の写し等の交付に係る手数料に関する条例についてご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、行政不服審査法の施行に伴い、審査請求人は提出書類等の写し等の交付を求めることができることになり、当該写し等の交付手数料を定めるため条例を制定するものです。

第1条、趣旨において、行政不服審査法に基づき手数料徴収に関して必要な事項を定める旨を規定し、第2条では手数料の額を定め、第3条では審査請求人または参加人に手数料納入を義務づけております

第4条では、手数料の減免について規定をしており、附則において条例の施行期日を平成28年4月1日としております。

また、第2条、第3条関係の交付の方法、手数料の額を別表として定めております。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第9号 富岡町行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付に係る手数料に関する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 富岡町立とみおか診療所設置等条例についての件を議題といたします。

この件につきましても、さきの全員協議会で説明を求めていますので、内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第10号 富岡町立とみおか診療所設置等条例の制定についてその内容をご説明申し上げます。

本条例の制定は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力事故からの本町の復興と、住民の健康保持に必要な医療提供を行う診療所を富岡町内に設置するため、富岡町立とみおか診療所設置等条例を制定するものであります。

第1条は、設置目的について定めたものであります。

第2条は、診療所の名称と代表位置について定めたものであります。

第3条は、診療所の任務について定めたものであります。

第4条は、診療所の管理運営を指定管理者に行わせることを定めたものであります。運営形態につきましては、これまで町直営と委託運営について検討を進めてきた結果、医療人材の確保や診療医療改定時に的確に対応ができること、そして町民に対して弾力的な運営ができ、かつ町直営より経費節減が図られることなどから、指定管理者制度を採用したところであります。

第5条は、指定管理者が行う診療所の業務について定めたものであります。

第6条は、指定管理者の指定の手続について定めたものであります。

第7条は、診療所の利用に係る料金について設けており、町長は指定管理者に利用料金を当該指定

管理者の収入として収受させることを定めたものであります。

第8条は、診療所の管理に関し、知り得た秘密をほかに漏らさない秘密保持義務を定めたものであります。

第9条は、個人情報の取り扱いに必要な措置について定めたものであります。

第10条は、当条例の施行に関して必要な事項を町長が別に定める委任について定めたものであります。

附則におきましては、この条例の施行日を平成28年4月1日からと定めるものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第10号 富岡町立とみおか診療所設置等条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についての件を議題といたします。

この件も内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第11号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

今回の制定は、平成25年4月1日に国の法律の制定により町条例におきましても地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めたところではありますが、このたび新たに上位法に基づき指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準が改正となったことにより、

町の条例についても条例の名称はそのままで内容を全部改正するものであります。

既に制定しております町条例を全部改正する理由といたしましては、小規模な通所介護事業を地域密着型サービスとして追加制定することにより、各章の条文において改正が必要となり、その条文はそれぞれが密着にかかわり、既存の町条例と上位法の章立てが一致しなくなることから、上位法にあわせた形での全部の改正であります。改めて申すまでもなく、地域密着型サービスとは、平成18年の介護保険制度に伴って導入されたサービスであり、県で指定を受ける介護保険施設とは違い、市町村ごとにサービス事業者が指定され、事業所の所在する市町村に暮らす高齢者等を対象として小規模な事業者や施設におけるサービスを提供するものです。

今回の主な改正内容は、施設に通い、食事や入浴などのサービスを受ける小規模な通所介護サービス、いわゆる18人以下の小規模で運営するデイサービス事業は、地域密着型サービスに移行するというものでございます。

それでは、条文の内容についてご説明申し上げます。本条文は第1章から第8章までとなっております。まず、第1章におきましては、介護保険法に定める規定を基準とすることを定義しております。第1章の2では介護職員と介護士の連携による訪問や随時の対応を行うため、定期巡回、随時対応型訪問介護看護についての基本方針や人員、設備、運営に関する基準について定めてあるものです。

第2章につきましては、夜間に定期的にヘルパーが巡回して介護を行うこととしている夜間対応型訪問介護の基本方針、人員、設備、運営に関する基準について定めております。第2章の2において、今回の制度改正によって追加制定となります地域密着型通所介護について、前章と同様に基準を定めた内容となっております。

第3章につきましては、認知症と診断された高齢者が食事や入浴などの介護を日帰りで受けるための認知症対応型通所介護の基準を定めたものであります。

第4章では、小規模な住居型施設への通いや自宅への訪問施設での泊まりのサービスを提供いたします小規模多機能型居宅介護の基準を定めております。

第5章におきましては、認知症と判断された高齢者が共同生活できる場で、食事、入浴などのサービスを受けることができるグループホームであります。認知症対応型共同生活介護の基準を定めております。

第6章では、小規模な有料老人ホーム等で食事や入浴などの介護を受けることができる地域密着型特定施設入居者生活介護の基準を定めたものであります。

第7章におきましては、やはり小規模な特別養護老人ホームであります介護老人福祉施設での介護を受けることができる地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の基準を定めてあります。

第8章では、小規模な住居型の施設の通いを中心に、自宅への訪問や施設への宿泊のサービスに看護を加えたサービスを受けるための看護小規模多機能型居宅介護の基準を定めたものであります。

附則におきましては、この条例の施行日を平成28年4月1日からと定めるものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第11号 富岡町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第12号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、帰還開始に向けた事業がますます本格化することから、副町長を2人体制とし、機動的かつ適切に対応するため改正するもので、第1条中、現行「1人」を改正案において「2人」に改め、附則において条例の施行期日を公布の日としております。

説明は以上であります。ご審議方よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 副町長を1人プラスすることによる給与とか退職金とかの財政負担についてはどのようになるのか。それから、他町村の状況はどうか。それから、担当事務はどういうふうに割り振りするのか。それから、今までもやっつけられたのに、なぜ今から2人にして分けてやらなければならないのかという明確な理由がもっと欲しいと思います。それから、管理職ではどうしても

対応できないということであれば、その理由はなぜかということ。それから、この条例を2人にする
と定めることはいいのですが、もしこれを2人以内とかもしくはもう一人の副町長は任期を何年とか
というふうにつけることはできるのかどうか、その点についてお伺いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） まず、1点目の財政負担につきましては、現在の副町長1人なのですが、
当然のことでございますが、同額がふえるというような形になります。

また、2人にするによってどのようなメリットあるかということにつきましては、現在郡山、
いわき、そして富岡、3カ所での執務を行っております。町長の町政報告、その他でもございました
ように、現在29年の4月に向けた事業がさまざま行われておりまして、富岡、それからいわきあるい
は郡山、それぞれにその場での臨機応変の意思決定が必要になってまいります。そういった中、現在
の1人体制ではスピーディーな対応がなかなか困難であるということから、今回2人ということで体
制をとりたいということでの条例改正でございます。

また、2人のすみ分けということでございますが、既に2人制を導入しております浪江、大熊など
ではそれぞれ浪江であれば二本松、それからいわき、大熊においても会津といわきというようなこと
で、それぞれ業務を担当を分担しております。現時点での考えといたしましては、副町長お二人には
第1、第2というような順位づけをさせていただきまして、町の重要施策、それから重要事業 復興
再生に関すること、さらには組織、人事、予算編成などについては2人で共有をしていただく。復旧
課、復興推進課、拠点整備課、いわき支所に関する業務については第2順位の副町長が担当、その他
については第1順位の副町長が担当するというようなことを考えてございます。このことから勤務地
につきましては、第2順位副町長については役場保健センター及びいわき支所を主な勤務地としまし
て、連絡調整のため当然郡山事務所での勤務を行うということになります。現時点での考え方としま
しては、このようなことを想定しておりますが、4月1日規則を施行しまして、内容等を定めてまい
りたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

私からは以上でございます。

〔「答弁漏れあります」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 総務課長、任期とそれから2人ということで確定なのか、2人以内というこ
とに対しての答弁が漏れています。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 任期につきましては、4年ということで考えてございます。

それから、2人以内か2人かということでございますが、2人ということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 大体なことはわかりました。ただ、任期は4年、4年なのは確かでしょうけ

れども、4年たったらまた条例を改正して1人に戻すということも考えられるのか、それともずっと2人のままでいくのかということです。

それから、きのうの私の一般質問の中で5年間は財政的には大丈夫だというような答弁をいただいたので、もしくはその辺で考えているのかどうか、財政的なことは。

それから、支所の関係、これいつまでも郡山に置くのかという問題もあるかと思えますね、富岡に戻ったら。この辺をどうするのか、その辺の考え方を教えてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 2人体制につきましては、今回の改正の趣旨であります29年4月に向けた事業が本格化しているところを踏まえますと、その事業の進捗、そういったものを見きわめながら2人あるいは1人に戻すかというようなことを考えていくということになると思います。

それから、支所の件でございますが、まだ正式に決定はしてございませんが、当然郡山から富岡に本体が移れば、郡山が支所というような形になると思います。また、支所の継続期間につきましては、現在他町の帰還の状況を見ましても、即座に数千人が帰るといったような状況ではございませんので、町民の帰還を見ながらその支所の閉鎖というか、そういったことについても検討をしていくということになるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 大体は理解してはいるのですが、副町長2人にしなくても、管理職の格上げというか、そういったことで意思決定の対応することは、例えば総務課長が代理をとるとかというふうなことにはできないのかどうか、その辺について。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） ただいまのご質問にお答えします。

まず、組織、指揮命令系統です。町長の補佐をする立場として副町長がいて、その次はもう特別職以外には課長さんです。県とか市レベルだと部長さんというのがいて、課長さんを束ねる指揮命令系統がラインで存在します。ただ、富岡の役場というかその規模であるとそういった者がいないので、その抜本的な組織の改正というか、例えば部長さんとかそういったことがないと、総務課長がほかの所管の業務まで、ましてやいわき支所とか今度現場に今組織の整理をしていますが、現場の担当課というのはふえる、富岡の保健センター。そういったところでどんどん、どんどん富岡にシフトあるいはいわきに6,000人もいらっしゃいますから、そういった町民の声をしっかり聞くという意味でも副町長という立場が最も適切だというふうに考えておりますので、何か課長を参事とか部長とかそういったもので対応するというよりは、副町長というのが最も適切だということです。

あと、これは皆様ご承知だと思うのですが、対外的にもいろんな行事とか東京への出張、この間私委員会で午前中抜け出して行っています。先ほどこれまでやってこられたのにということは非常に私

としてはそのように受けとめることは、ご指摘いただいたのはありがたいことかもしれませんが、今後200億円のいまだかつてない事業、あとは避難指示解除議論というのが求められる中で、副町長という町長を補佐する立場の者をしっかりと2人制にして構築することこそが、富岡にとって最も適切な組織のあり方だというふうに考えて町長とご相談というか、町長の指揮のもとでそのようなご提案をさせてもらったということですので、何か今やってこられるから大丈夫というのは全く違うというふうに私は感じておりますし、その辺はぜひご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 今の1番議員の答弁の中に、総務課長のほうから第2副町長はいわき担当というような話ありました。あと今の副町長のほうから予算が今年200億になるから多忙だというお話もありました。前段のいわき支所の件なのだけれども、私も何年も前からいわきに重点を置くべきだというふうな質問もさせてもらってきたのですが、いまだかつていわきは十数名対応で、それでそんなに重要視してこなかったのは町当局なのかなというふうに私は思っています。今いわきにやはり50名、70名、100名ぐらいいるのであれば、副町長を置くべきだなと、そういう判断もできるのですが、余力を入れてこなくて、急にここでいわき支所に第2副町長が必要だという論法がどうも納得できません。

あと予算が200億になっても金額は大きくなるけれども、橋葉なんかも27年度は200億で副町長1人でやっています。ですから、私が議員になったころよりも課長のポストもふえているし、あと退職された方の再雇用、そういったので参事という方もいらっしゃるし、十分仕事はこなされているのではないかなと思います。この条文を読み取りますと、改正案は2人とするということで、必ず2人でなければならないのか、適任者がいなかったら1人でもいいのか、その辺がちょっと明確でないので、そこももう一度お答えください。お願いします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 1点目のいわき支所の件でございますが、現在いわき支所には議員おっしゃられましたように、職員としては十数名しかおりませんが、決していわきを軽んじたわけでもございませんし、郡山を重点的という考えでそういう体制をとったわけではございません。そもそも避難をして本庁を構えたのが郡山ということで、大玉、三春と出張所も置き、そしていわきにどんどんと町民も帰還しているという中で、いわきの重要性というのは十分に認識しておりますし、各課いわき支所に対する応援体制もとって対応してきたところでございます。

第2副町長につきましては、いわき、それから富岡町内の保健センター、両方を管理するといえますか、監督するような立場でございますので、これまで十数名のいわき職員でやってきた、それほど重大ではないということではなくて、両方をさらにいわき、富岡の業務を充実させるという意味で

ございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、200億という金額、事業費が増大しておる中で、それぞれに庁内に戻って業務をしておるその場での意思決定、それからいわき市民さまさまざまなご要望、ご意見等をいただく中でスピーディーな意思決定をしていく、そういう必要があるというふうに考えての2人ということでございます。条例では2人とするというようになってございますので、この条例を可決いただいたときには1人欠けていてもいいのかというようなことではございませんので、町としましては2人体制をとりたいというような考えでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 総務課長、先ほどからその場での意思決定というのが何度か出てきました。200億の予算のその場での意思決定、これって第2副町長がその場で意思決定できるのですか。やはりこういったものは予算だから、やはり議会を通したりそうしなければならないと思うのですが、言葉が格好よく先行してしまうのですけれども、そんなに権限、第2副町長にいいよ、いいよ、ここもこういうふうに直してちょうだいね、ここにもこういうのをつくってちょうだいね、いいですよ、そんなスピーディーな決定ができるのですか。

あと、必ず2人でなければ、これ通ってしまったら、なければならないのかという質問が、町当局としては2人で今お願いしたいということで、例えば議会で人事案件が通らなかったら1人になってしまう可能性もありますけれども、そういった場合も改正案では2人だから何でもかんで2人でなければならないというふうに今聞こえるのですが、その辺もう一度お願いします。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） お答えします。

まず、1点目のスピーディーに予算決裁はもちろん、予算も含めて事務の執行については予算の中で決められたものを決裁するというので、今までスピーディーというのはいろんな意味で単純に予算の執行以外にいろんな判断、いろいろな相談事項というのはたくさんあるのです。最終的な町長の意思決定をする前の判断というのがあるのですけれども、そのときにやはりある程度町長と情報量を同じにする副町長が俯瞰をして、総合的に判断してより適切な判断、それが結果としてはスピーディーにもつながりますし、単純に何か予算を決裁する、そういうスピーディーということ以外のもっと大局的なスピーディーというのもございますので、その辺はご理解いただきたいと思います。全くあとは副町長になると情報量が違います。各課長さんの情報量と圧倒的に違います。そういった全体を俯瞰していろんな相談事に乗るあるいは人事も含めて、予算管理も含めて、工程管理も含めて分担をしながら適切に執行するというのが主眼ですので、まずその点をご理解いただきたいと思います。

あと、先ほど法律上の問題ですが、自治法では定数について平成18年か19年だったと思うのですが条例に委任されたのです。まずは自治法でももとは決まっていたのですが、条例で決めていいよと

委任されて1人とか2人ということを経営部の提案と議会の条例の可決をもって決まる。定数というものは以内ということとは基本的には、私法律上絶対だめかどうかは今私言及しませんが、定数ですから、1人か2人というのは明確にすべきものが定数だというふうに思っております。

あと欠員が生じている場合はいろいろあります。私来てからも教育長さん、定数がどうこうあれですけれども、欠員というのは職員の定数条例というのがありまして、それも今欠員になっています。その欠員をもって直ちにどうこうではないのですが、一応2名とした以上は2名にすべく皆さんにご理解いただけるような人事案を出すというのが執行部の務めだというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 欠員に関しては今の副町長の説明でわかりました。

意思決定、意思決定は確かに役職が上であれば意思決定力も強いということも理解できるのですがやはり課長さんも管理職だから意思決定は私はある程度持たせればいいのかなど。今現在も持っていると思うのですが、やはり再雇用の人たちも課長経験だし、情報量も持っていると思うし、これだけのスタッフでやっているのだから、やはり情報量もあるし、新たにそういう設定しなくても私はやっていけると思っています。今の参事さん方の意思決定というか権限はどのような権限なのでしょうか、その辺聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） まず、再任用された参事さんの意思決定というか、まず課に所属します。課長さんの指揮の中で、参事という肩書ではありますが、その中で所管するあるいは特命の業務を所掌するというようなこととございます。意思決定というのは何か参事さんがそこで下位の者に仕事を頼んで、もちろん意思決定なり判断するのがありますが、最終的には課長さんということで、組織上の体制にはなっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

あと、済みません。情報量で、先ほどのこれ繰り返しですが、情報量はやはり課内で勤務する者と副町長の立場で圧倒的に違います。これだけご理解ください。町長とのコミュニケーションとか会話も圧倒的に違いますし、全体を俯瞰するというのは参事さんがついても、今申し上げたように課の下に属する参事でありますから、情報等は圧倒的に限られます。そういう意味はご理解いただきたい。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 副町長の2人制ということですが、私は非常にいいこと、町長の選挙公約の中でもいわき事務所を充実すると、郡山からいわきのほうに本体を持っていくというような選挙公約

もありました。でも、なかなかそれが思うようにいかない、簡単に持っていけるものではないということで、町長がもはやもう少しで3年ですか、任期。3年を迎えようとしているところで、やはり副町長を2人にしていわきに張りついてもらって、いわき事務所を充実するということは非常に私はいいのかなと。町長の方々もやはり副町長が張りつくことによって役場らしくなると。あと先ほどから議論なされている課長である程度判断したらいいのではないかという話も、課長の仕事が今当然一般会計200億、特会で80億、総額で280億の予算をこなそうとする中で、非常に課長の人たちも頭悩ます問題があるかと思うのです。そういう中でやっぱり意思決定までできないにしても、そういう相談事に乗って背中を押してやるという役目も非常に私は重要なのかなと思うのです。そういう部分で副町長2人制にする以上は、2人きちっと張りついてもらって、3カ所、富岡のほうにも今40名ぐらい行っているのですか。そういう中で3カ所見なくてはならないというところで町長の右腕、左腕になってきちっと情報を収集していただき、町民に目を向けていただき、課長の後押し役になったり相談役になったりして進めていくということは、町民に対して私は非常にプラスなのかなと思うのです。予算はどうかのより、やっぱり町民にプラスになることは絶対やっていただけてほしいと思います。

その中で現在副町長2人制にして早々やっているところもあります。名前は言いませんが、私から見れば失敗したのかなという例もありますが、その失敗の例というのはやっぱり副町長2人制にすることによって、すみ分けがはっきりいなくて、きちっとしていなくて、片方の副町長に相談しているいろいろ説明した中で、片方には説明していないということで、2回は必ず説明しなくてはならないということも、いろいろ批判の言葉が聞こえてきました。そういう中ですみ分けをきちっとしておけばそういう問題もクリアできるかなと思いますので、ぜひせつかく条例改正して2人制にするのですから、2人をきちっと張りつけて町民の避難が落ちつくまではきちっと町民の手足になって情報を収集し、町民の意向を聞き取っていただけてスムーズに運用していただければ、私はありがたいと思いますが、先ほどすみ分けの話も聞きましたが、その辺だけはきちっとしていただければうまくいくと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

町長から一言いただきたいのですが、町長は全国飛び回っているわけですが、いろんな情報、確かに先ほど副町長言ったように、情報量がすごい情報を持っていると思いますので、その情報をスムーズに副町長に落とし、課長に落とし、町民のよかれと思うことをどしどしやっていただけるように努力方お願いしたいのですが、町長、どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） ありがとうございます。私も町長に就任してこの6日で2年7カ月になります。そういう意味では就任して1年目のときに町民の方から2人制をとってはどうかというような話もありました。ただ、これらについてはまだいわき地区というものを見据えなかったわけではありませんが、現地富岡での執務というものがありませんでしたので、これらについては見合わせてきたわ

けですが、今回今2課が対応しておりますが、この4月から町としても曲田開発事業、これらのものを30年の3月までには完成をさせたいということで、拠点整備課をまた町のほうにお願いをするような状況になるということで、3課20名以上の人員をやはりこれらの現地で対応する部分、それからいわき支所というものが今回いろいろと相談事がふえてきております。そういう意味では事務事業がふえたということでございますので、これらに対応させるべく今回2人制ということをお願いするわけですが、これらについては第1の副町長、第2の副町長ということで、きちっとすみ分けもしてやっていきたいというふうに思いますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。

副町長の人事案件まだ出ていませんが、この議会中に出てくるのかなと思いますので、ぜひ今役場職員、ましてや課長職に関してはすごい膨大な執務が肩にのしかかっていると思いますので、ぜひ副町長もその一端を担って課長の後押しになれば私はいいなと期待しておりますので、よろしくお願ひします。

終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） この問題、大変重要な問題だと私も認識しておりますので、軽々しく2人というふうに定めていいものかどうかというふうに思っております。もし2人にするのであれば、例えば1人は民間とか女性とか、そういった登用も考えるべきではないかというふうに思います。もっと町民の理解を得られるように、もう少し慎重に議論をして、そして定めていただきたいと思うので、今回は反対をしたいと思います。

以上。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） じっくり議論できれば一番いいのですが、なかなかじっくり議論している時間もない中で、当然副町長2人制ということは町長を初め執行部はそれなりの人材は考えているのかなと。女性とかいろいろ話も今ありましたが、なかなか副町長になってすぐ右左飛んで歩けるかというとなかなか難しいと思いますので、とりあえず私は執行部案で賛成したいと思います。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 2人制に賛成な意見を聞かせていただいて、やはりいわきという言葉が何度か出てきました。私もいわきに重点を移すべきだと言ってきた人間として、余りにも今十数名でいわきを軽く見て扱っていたにもかかわらず、ここに来て急に第2副町長をいわきということには、私は全く納得いきません。もっと早くやるべき、もっとウエートをかけるべきだったと思います。例えば29年4月以降に富岡町に本体を移して富岡、郡山の2つ体制になったときに、この議論を私は始めるべきなのかなと思ひまして、今回は反対させていただきます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） いろいろ議論あろうかと思うのですが、現在の富岡町の町の復興、いわきの状況、郡山の状況を環境を考えていきますと、町長、副町長が2人体制というのは、これから来年度以降復興に向けて進めていくに当たっては、ぜひ2人で進めていくということが重要であるというふうに思いますので、この2人体制は賛成ということであります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） ないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第12号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（塚野芳美君） 起立少数。

よって、本案は否決されました。

次に、議案第13号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第13号、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、県議会議員期末手当の改定状況に鑑み、期末手当を0.05月プラス改定するもので、第1条で平成27年度分について、第2条で平成28年4月1日以降分について改定するものです。

それでは、新旧対照表によりご説明をいたします。議案第13号別紙資料をごらんください。17ページの議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第1条関係）につきましては、平成27年度分の改正となり、第5条中12月支給分の支給割合を現行の「100分の150」から改正案において「100分の155」に改めるものであります。

次に、18ページの新旧対照表（第2条関係）につきましては、28年度分の改正となり、第5条中、6月支給分の支給割合を現行の「100分の140」から「100分の142.5」に、12月支給分の支給割合を「100分の155」から「100分の152.5」に改めるものであります。

附則において、施行期日を公布の日からとし、第1条の適用日を平成27年4月1日からとし、ただし書きにおいて第2条の適用日を平成28年4月1日からとし、改正前に支給された期末手当を改正後の規定による期末手当の内払いと見直す経過措置を規定しております。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第13号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休議いたします。

休 議 （午前10時58分）

再 開 （午前11時09分）

○議長（塚野芳美君） それでは再開いたします。

これから議会運営委員会を開きたいので休議いたします。

休 議 （午前11時10分）

再 開 （午前11時59分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

ただいま議会運営委員会で検討した結果につきましては、午後準備が整い次第、皆様にご報告することいたします。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時59分）

再 開 （午後 零時58分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

午前中にお話ししましたとおり、議案審議に入る前に先ほどの議運の結果について議会運営委員長より報告を求めます。

6番、宇佐神幸一君。

〔議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告、本日午前11時10分より急遽議会運営委員会を開催いたしました。案件は議案第12号 富岡町副町長の定数を定める条例の一部改正する条例についてであります。

本議会で採決の結果、否決となりましたが、今後さらなる増大する業務と町民に寄り添った行政サービスを提供する上で、副町長2人制を否決としてもよいのかということの協議をいたしました。その協議の結果、副町長2人制については再度町執行部より詳細な説明を受けたいとの結論に達しました。

以上、報告いたします。

○議長（塚野芳美君） ただいまの報告のとおりであります。これに関連いたしまして、この後議案をある程度まで進めた後、議員だけによる全員協議会を開催いたしますので、ご承知おきをいただきたいと思っております。

○動議の提出

〔「動議」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 13番さん、何ですか。

○13番（三瓶一郎君） 動議の提出ですから、今賛成のあれを確認してください。

○議長（塚野芳美君） 何も話もないのに、タイトルも何もなくて、何の動議ですか。

○13番（三瓶一郎君） 今の委員長の報告について私は異議ありますので。なぜこの議案たくさんある中でひとつどれが重要だかどれが重要でないかわかりませんが、この件について即議会運営委員会を開くというのは議長の職務権限の範囲なのかどうか。

それから、否決されたものについて議運を開くというのは、これは地方自治法あるいは公職選挙法

の何条の何項にあるのか教えていただきたい。というのは、これこんなことをやっていたら、否決議案みんな議運開かなくてはならない、それがひとつ。全くその必要はない。

一事不再議ということは議長もご存じだと思いますけれども、これはあなたが当日言ったように、開会は3月3日から8日までということですから、この間にこの問題についてどうのこうの言うということはできないと思いますので、この辺の事情とその所見を伺いたいし、それからもう一つ、町長には大変あれですけども、否決になったときにあなたはこんなばかなことやってやれないというような話をしましたね。

○議長（塚野芳美君） 13番さん、動議の提出ですから、あなたの弁論を聞いているわけではありませんので、動議を提出するののかしないのか、端的にお願いします。

○13番（三瓶一郎君） 動議の提出で、あなた確認してくださいよ。

○議長（塚野芳美君） ではお座りください。

賛成者はいらっしゃいますか。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、端的にその動議の内容をご説明ください。

○13番（三瓶一郎君） 一事不再議の原則がありますので、これをあなたが日にちを設定した3月3日から8日までの間にこの問題を取り上げる件については私はおかしいと思うし、ましてや議運を開くということはおかしいと、こういう思いがします。もし再度出すのであれば、今後全協でなんか協議したってこれは一步も動きませんから。それならばむしろ臨時会を開いて、そうして決定すると。全協なんていうのは拘束力も何もありませんから、だから臨時議会を開いて再度協議するというふうなことが私は道理だと考えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） それでは、私の権限の部分についてお答えいたします。

議会運営委員会を開くということは、議会の運営上、何か問題が生じた場合に私の権限で開かれるものです。改めて申し上げるまでもなく。この混乱を防ぐために議会運営委員会を開いていただいたわけでありまして、否決云々とか再議とかそういう問題は一切関係ありません。今後、ですからこの混乱を防ぐためにはどのような方法がよろしいかということをお話したいというだけであって、再議とかそれから今の臨時議会とか、それはちょっとフライングした話であって、そういうことは全く触れておりませんので、お答えいたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の改正及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴い、小中一貫教育を行う学校の種類が制度化されたため、所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明をいたします。資料19ページの議案第14号別紙資料をごらんください。第1条中、地方公務員法の改正による条ずれにより、現行の「第24条第6項」を改正案において「第24条第5項」に改め、第8条の2第2号中、現行小学校の次に義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部を加えるもので、附則において上位法の施行日にあわせて条例の施行日を平成28年4月1日とし、また条例施行期日以後の早出遅出勤務の請求は、施行期日前においても請求できる旨の経過措置を規定しております。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第15号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

今回の改正は、議案第13号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例と同様に、町長等の期末手当を0.05月プラス改定するものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。議案第15号別紙資料をごらんください。20ページの町長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表（第1条関係）につきましては、第3条において現行の「100分の150」を改正案において「100分の155」に改め、次に18ページの新旧対照表（第2条関係）につきましても、第3条中、6月支給分の支給割合を現行の「100分の140」から「100分の142.5」に、12月支給分の支給割合を「100分の155」から「100分の152.5」に改めるものであります。

なお、附則につきましても、議案第13号と同様の内容となっておりますので、よろしくお願いをいたします。

説明は以上でございます。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第15号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第16号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、現在平成28年3月31日までとなっております町長等の給与の5%減額の期間を、平成29年3月31日まで延長するための改定であります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。22ページ、議案第16号別紙資料をごらんください。第1条において、現行の「平成28年3月31日」を改正案において「平成29年3月31日」に改めて、附則において本条例の施行期日を平成28年4月1日とするものであります。

説明は以上です。ご審議の方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第16号 富岡町長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

なお、別表第1の表については朗読を省略し、改正文中第2条から再度朗読を始めてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告等に基づき当町職員の給与及び勤勉手当の改定、また地方公務員法及び行政不服審査法施行に伴う改定を行うものであります。

本条例は、平成27年4月1日から遡及適応する第1条と、平成28年4月1日を施行日とする第2条の2条立てとなっております。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。23ページ、議案第17号別紙資料、職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）をごらんください。第22条第2項で勤勉手当の支給割合を現行の「100分の75」から、改正案においては12月分の支給割合を「100分の85」に改め、再任用職員も同様に「100分の35」を「100分の40」に改定するものであります。また、人事院勧告及び福島県人事委員会勧告により、現行の行政職給与表、別表2を改正案のとおり改定するものであります。

31ページ、職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）をごらんください。第1条中、現行の「第24条第6項」を「第24条第5項」に、地方公務員法の改正による条ずれのための改正をするものでございます。

第4条につきましては、これまで標準的な職務の内容を規則で定めておりましたが、地方公務員法の改正により条例内で定めることとなったため、同条第1項から第4項まで今回必要な改正をするものであります。

第21条の3第2項におきましては、行政不服審査法の改正により適用条文の条ずれ等を改めるものであります。

第22条第2項第1号及び第2号につきましては、23ページの（第1条関係）で平成27年4月1日施行分として改正しました勤勉手当の支給割合を、平成28年4月1日以降の支給割合に改正するもので、第1号において再任用職員以外の職員の支給割合を100分の80に、また第2号においては再任用職員の支給割合を100分の37.5に改正するものであります。

別表第2につきましては、第4条関係、標準的な職務を表記のとおり明記するものであります。

附則において、本条例の施行期日を公布の日とし、ただし書きにおいて第2条の施行期日を平成28年4月1日とし、第1条の適用期日を平成27年4月1日としております。また、改正前の規定により支給された給与を改正後の規定による給与の内払いと見直す旨を規定しております。

説明は以上です。ご審議の方よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第18号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

それでは新旧対照表によりご説明いたします。34ページの議案第18号別紙資料をごらんください。第1条中、地方公務員法の改正による条ずれにより現行「第24条第6項」を改正案において「第24条第5項」に改め、附則において上位法の施行日にあわせて条例の施行期日を平成28年4月1日とするものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第18号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例についての件を議題といた

します。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を教育総務課長より求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） 議案第19号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例について、その内容をご説明いたします。

今回の条例改正は、平成27年度中に受けた6件の指定寄附金112万5,000円を、奨学資金貸与基金として積み立てするため、所要の改正をするものでございます。

議案第19号別紙資料35ページをごらんいただきたいと思います。第2条第1項中、基金の額、現行の「原資3億4,558万円」を改正案「原資3億4,670万5,000円」に改め、同条第2項中原資のうち現行の「1,708万円」を改正案「1,820万5,000円」に改めるものでございます。

36ページをごらんいただきたいと思います。別表中、津田大介奨学基金の下に坂本竹枝奨学基金100万円を加え、「その他篤志家奨学基金8万円」を「その他篤志家奨学基金20万5,000円」に、計の欄中「1,708万円」を「1,820万5,000円」に改めるものでございます。

附則におきまして、この条例の施行日を公布の日からと定めるものでございます。

説明は以上です。ご審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 議案第19号につきまして、議決日が既に3日ということで入ってございました。おわびして削除をしていただきたいと思います。

おわびいたします。

○議長（塚野芳美君） そのように取り計らいをお願いいたします。

説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 教育長、今大手新聞なんかで問題になっているのですが、奨学金を借りて償還するというので、非常に若い人の結婚について弊害があるというようなことを聞くので、これらの償還時期とか利子などについての、無利子だと思いますけれども、償還時期を見直すというふうな考えはないでしょうか。例えば今4万円返しているやつを圧縮して半分にして2万円にして、そして延長というふうな考えはないでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

現在の奨学資金貸与基金については、ご承知のとおり無利子で運用させていただいてございます。

なお、規則によりまして、償還の回数等々は決まっております。なお、今議員おっしゃるとおり、諸事情により返還が難しいという方につきましては、その都度ご相談に応じて返還をいただいております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） やはり特に私どもの身近にいる人たちは、震災の影響もあるでしょうけれども、周囲に困難だと、いわゆる大変だというような声を聞きますので、その都度そういうご相談があれば相談に乗っていただきたいと、このように思います。

答弁結構です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 今の関連なのですが、ここ二、三日前の新聞、テレビの報道なんか聞きますと、まさにそのとおりのようなことを言っているのです。奨学基金をいざ借りて教育受けて就職し、結婚すると、なかなか返すのが大変な状況だと。それだけ多分に景気が余りよくない、給料が上がらないという状況が見られると思うのです。ただ単に引き延ばししても長く続くだけで問題の解決にはならないと思うのです。実際被災を受けた12市町村別にしても、富岡町は富岡町だけのことを考えても、奨学資金を借りた人というのは多分にほとんど町内にいないのかなと、町内にいる人は少ないのかなと、そういう状況の中で、やはりそういう返すのが大変だと、悪く言えば奨学資金返さなくてはならないから結婚もできないなんていうような状況も生まれているかもしれないのです。そういう状況をきちっと聞き取り調査をしていろいろ検討しながら、もう少し奨学基金に関しては無利子だからいいわということではなくて、優秀な人材であれば2分の1を補助するよとか、そういういろんな考え方があろうかと思うのです。そういう部分に対処していくためにもいい機会ですから、一回聞き取り調査をきちっと、アンケートでも何でもいいですからとっていただくと、いろんな諸事情が出てくるのかと思いますので、ぜひそういう方向で進んでいただければありがたいと思います。どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

現在の奨学金の貸与につきましては、大学生で最大で240万円をお貸ししております。これは4年間でございます。償還につきましては、その倍の8年で償還していただくことを基本に考えてございますが、先ほど申しましたように、諸事情により返済が難しいという方につきましては、償還につきましては8年の年2回払いが1回払いというふうなことでお願いしておりますが、それが難しい方につきましては、毎月の返済というふうなものも考えてございます。これにつきましては、震災等々によっていろんな事情も発生しているかとは思いますが、可能な限り検討はしていきたいと思

ますが、前から償還いただいている方とのバランス等々もございますので、その辺は十分に考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 今の答弁で理解はできますが、借りた以上は返すのが原則論ですので、なかなか先には進めない状況かと思いますが、いろんな事情が絡み合ってきていると思いますので、テレビ、新聞で報道しているアンケートなんか聞きますと、なかなか返せないとか、返すに大変だという数字が両方合わせると39.何ぼ、40%近くあるのです。そういう事情があるものですから、やっぱり今の若い人、これ大切な金の卵ですので、やっぱりもう一步先まで進むのも行政の役目かなと思いますので。ただ、財政がある程度富岡町にとっても財政は楽な状況ではないと、今現在恐らく町税関係は15とか16ぐらいしかない中で、そういうことを検討してではどうするのだというとなかなか答えは見出せないかもしれないですけども、やっぱりきちっとしたアンケート調査でも一回していただければ、その実態がきちっと把握できると思いますので、ぜひその辺の実態調査よろしくお願ひします。

要望しておきます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 奨学金なのですけれども、例えば医学部に入っている人が将来双葉郡とかあの地域に戻って医療業務やってくれるとか、あとは例えば介護士の方がまた戻って施設で働いてくれるとか、そういうお約束のある方に関しては、例えば全額免除とか2分の1免除とか何かそういうのがあってもいいのかなというふうに思いますけれども、総務課長どうですか。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答えを申し上げます。

今議員おっしゃるのは給付型の、奨学資金給付型のお話かと思われま。今回今の富岡町の奨学資金貸与基金条例につきましては、無利子での貸し付けというふうなことでございます。先ほどもお答えいたしました、前から借りている方が順次返していただいて、それを運用資金としてやっているわけなものですから、今議員おっしゃるような、例えば医学部だったり介護の資格を取ったりした際の奨学資金といいますか、補助金といいますか、それにつきましては別な制度設計を考えるべきではないかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） なかなか若い人が戻って働いてくれるという環境にないものですから、やはり医療とかそういった部分で戻ってお年寄りが多分多くなる地域かなと思うので、今教育総務課長が言うように別枠でということであれば、ぜひ別枠で検討してみてください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） 制度設計ということで新たなものになります。これにつきましては町の負担といたしますか、お金もかかるわけなので、早急にできるというわけではございませんが、制度設計がうまくできるかどうかを検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） このほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号 富岡町奨学資金貸与基金条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ散会いたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会とすることに決定いたしました。

7日午前10時より会議を開きます。

散 会 （午後 1時48分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成28年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 渡 辺 光 夫

議 員 渡 辺 英 博

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成28年第2回富岡町議会定例会

議事日程 第3号

平成28年3月7日(月)午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

議案第20号 富岡町税条例の一部を改正する条例について

議案第21号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

議案第22号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第23号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第24号 富岡町養護老人ホームの指定管理者の指定につき同意を求めることについて

議案第25号 富岡町立とみおか診療所の指定管理者の指定につき同意を求めることについて

議案第26号 町道路線の認定について

議案第27号 不動産の取得について

議案第28号 不動産の取得について

議案第29号 平成27年度富岡町一般会計補正予算(第6号)

議案第30号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

議案第31号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第32号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)

議案第33号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議案第34号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算(第4号)

議案第35号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

議案第36号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

議案第37号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算(第3号)

議案第38号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)

議案第39号 不動産の取得について

- 議案第 4 0 号 平成 2 8 年度富岡町一般会計予算
議案第 4 1 号 平成 2 8 年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
議案第 4 2 号 平成 2 8 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第 4 3 号 平成 2 8 年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
議案第 4 4 号 平成 2 8 年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 4 5 号 平成 2 8 年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
議案第 4 6 号 平成 2 8 年度富岡町介護保険事業特別会計予算
議案第 4 7 号 平成 2 8 年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 4 8 号 平成 2 8 年度富岡町仮設診療所特別会計予算
議案第 4 9 号 平成 2 8 年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

- 議案第 2 0 号 富岡町税条例の一部を改正する条例について
議案第 2 1 号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
議案第 2 2 号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
議案第 2 3 号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
議案第 2 4 号 富岡町養護老人ホームの指定管理者の指定につき同意を求めることについて
議案第 2 5 号 富岡町立とみおか診療所の指定管理者の指定につき同意を求めることについて
議案第 2 6 号 町道路線の認定について
議案第 2 7 号 不動産の取得について
議案第 2 8 号 不動産の取得について
議案第 2 9 号 平成 2 7 年度富岡町一般会計補正予算（第 6 号）
議案第 3 0 号 平成 2 7 年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 1 号 平成 2 7 年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 2 号 平成 2 7 年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 3 3 号 平成 2 7 年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

- 議案第34号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）
 議案第35号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
 議案第36号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
 議案第37号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第3号）
 議案第38号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
 議案第39号 不動産の取得について

○出席議員（14名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 山本育男君 | 2番 | 堀本典明君 |
| 3番 | 早川恒久君 | 4番 | 遠藤一善君 |
| 5番 | 安藤正純君 | 6番 | 宇佐神幸一君 |
| 7番 | 渡辺光夫君 | 8番 | 渡辺英博君 |
| 9番 | 高野泰君 | 10番 | 黒沢英男君 |
| 11番 | 高橋実君 | 12番 | 渡辺三男君 |
| 13番 | 三瓶一郎君 | 14番 | 塚野芳美君 |

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

- | | |
|---------------|--------|
| 町長 | 宮本皓一君 |
| 副町長 | 齊藤紀明君 |
| 教育長 | 石井賢一君 |
| 参事兼
会計管理 | 齊藤真一君 |
| 総務課長 | 伏見克彦君 |
| 参事 | 滝沢一美君 |
| 企画課長 | 林紀夫君 |
| 税務課長 | 三瓶雅弘君 |
| 参事兼
健康福祉課長 | 猪狩隆君 |
| 住民課長 | 植杉昭弘君 |
| 参事兼
安全対策課長 | 横須賀幸一君 |
| 産業振興課長 | 菅野利行君 |

参 農 事 務	兼 事 務 局 員 長	阿 久 津	守 雄	君
復 興 推 進	課 長	深 谷	高 俊	君
復 旧	課 長	三 瓶	清 一	君
参 事		郡 山	泰 明	君
教 育 総 務	課 長	石 井	和 弘	君
い わ き	支 所 長	渡 辺	弘 道	君
参 大 玉	出 張 所 長	三 瓶	保 重	君
参 生 活	支 援 課 長	林	志 信	君
抛 点 整 備	課 長	竹 原	信 也	君
総 務	課 長 補 佐	遠 藤	博 生	君

○事務局職員出席者

参 事 務	兼 議 事 務	会 長	佐 藤	臣 克
議 会 庶 務	事 務 係	局 長	大 和	田 豊 一
議 会 庶 務	事 務 係	局 任 主	藤 田	志 穂

開 議 (午前 9時58分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回富岡町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

9番 高野 泰 君

10番 黒 沢 英 男 君

の両名を指名いたします。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第20号 富岡町税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましては内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとさせていただきます。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長(三瓶雅弘君) おはようございます。それでは、議案第20号 富岡町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、平成27年度税制改正において地方税法に定める猶予制度について、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、新たに納税者の申請に基づく換価の猶予制度を設けるとともに、徴収猶予及び職権による換価の猶予などについて所要の見直しが行われたこと。また、平成28年度与党税制改正大綱において一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、地方税法改正に伴い、町税条例の一部を改正するものです。

内容につきまして、議案第20号別紙資料、富岡町税条例新旧対照表にて説明いたします。まずは37ページをお開きください。第8条については、徴収猶予に係る徴収金の分割納付についての規定であり、猶予に係る徴収金の納付について、猶予を受ける者の財産状況、その他の事情から見て合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができるとした規定であります。

次に、38ページ、第9条については徴収猶予に係る申請手続等の規定であり、納税者が町税を一時に納付することができない事情、猶予を受けようとする金額及び期間等を申請書に記載する事項を定めるとともに、猶予該当事項を証する証書、担保の提供に関する書類を添付し、提出しなければならないとする規定であります。

次に、40ページ、第10条については、職権による換価の猶予の手続等の規定であり、町長が必要と認める場合には滞納者に対し、担保の提供に関する書類等を求めることができるとした規定であります。

次に、第11条については、申請による換価の猶予の申請手続等の規定であり、滞納者が納税を一時に納付することができないと認める場合、その者が町税の納付に誠実な意思を有すると認められるときは、町税の納期限から6カ月以内にされた申請に基づき、1年以内の期間に限り滞納処分による財産の換価を猶予することができるとした規定であります。

次に、41ページ、第12条については、担保を徴する必要がない場合の規定であり、滞納金が100万円以下かつ猶予期間が3カ月以下の場合となります。

次に、第18条においては条文の整理、第18条の2においては、行政不服審査法の改正に伴い「不服申し立て」を「審査請求」に改正するものであります。

42ページ、第23条については、条文の整理となります。

次に、第51条、また44ページの第139の3については、個人番号利用手続の一部見直しに伴い、個人番号の記載が不要となったことにより、関係文言を削除するものであります。

次に、42ページから45ページにかけて第51条、第71条、第89条、第90条第2項及び第3項、第139の3については、納期限（前7日）の括弧を削除するものであります。

次に、45ページ、附則第10条の2については、地域決定型地方税制特例措置、わが町特例の規定であり、今回内容精査により条例で定める割合を明確にした条項の改正及び削除するものです。

次に、附則第1条、施行の期日は平成28年4月1日とし、第2条において徴収猶予、職権及び申請による換価の猶予に関する経過措置を規定したものでございます。

説明は以上のとおりでございます。審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第20号 富岡町税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） おはようございます。それでは、議案第21号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正は、行政不服審査法の改正に伴い、各条項において所要の改正を行うものであります。

それでは、新旧対照表によりご説明いたします。48ページの議案第21号別紙をごらんください。第4条第2項第1号において、現行、審査申出人の氏名又は名称及び住所を改正案では住所の次に又は住所を追加し、第2号では審査の申し出に係る処分の内容を追加するものであります。また、同条第3項及び第6項においても、行政不服審査法に伴う条文の整理を行うものであります。

49ページの第6条第2項については、電子メールでの連名書提出を可能とする条文を新設し、第10条は審査申出人が提出された書類等の写し又は書面の交付を求めた場合の作成及び送付に係る費用負担等について定めるものであります。

50ページ、第11条におきましては、上記手数料の減免に関する条項を規定し、第12条で適用規定の整備を行い、第13条で決定書の作成に係る条文を規定するものであります。

なお、施行期日については上位法の施行日に合わせて本条例の施行期日を平成28年4月1日とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第21号 富岡町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を税務課長より求めます。

税務課長。

○税務課長（三瓶雅弘君） それでは、議案第22号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正は、平成28年度与党税制改正大綱において一部の手続における個人番号の利用の取り扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、地方税法改正に伴い、富岡町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

それでは、議案第22号別紙資料、富岡町国民健康保険税条例新旧対照表52ページをごらんください。第25条、国民健康保険税の減免規定において、個人番号の記載が不要となったことによる関係文言を削除したものでございます。

附則として公布の日から施行し、平成28年1月1日からの適用とするものでございます。

以上で説明を終わります。審議の方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第22号 富岡町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

この件につきましても内容の朗読を省略し、提案理由の朗読のみとしてください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第23号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、その改正の内容についてご説明申し上げます。

今回の一部改正は、平成28年4月1日より厚生労働大臣が定める指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に基づき、介護保険要介護者以外の要支援者を対象とした富岡町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準条例の一部を改正するものであります。

それでは、一部改正の内容につきまして、議案第23号別紙資料新旧対照表に基づきご説明いたします。53ページをお開き願います。第2章、介護予防認知症対応型通所介護の第2節、人員及び設備に関する基準、第9条第1項において、利用定員は変わらないものの、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、共同生活住居ごとを追加するものであります。同じく第2項において、介護保険施設「(法第8条第24項)」を「(法第8条第25項)」に改正するものであります。

54ページをお開きください。同章第3節、運営に関する基準、第37条第4項においては、サービスの提供により事故発生時の対応について新設するものであります。同節第39条第1項におきましては、

指定介護予防認知症対応型通所事業者が事業を行う場合は、地域住民との連携、協力だけでなく、関係機関の知見を有する者で構成される運営推進会議を設置し、6月に1回以上開催することを明記したものであります。同条第2項におきましては、前条で規定している運営協議会についての記録を作成し、公表することとするものであります。

55ページに移りまして、同条第3項は追加条文で、旧条例第39条第1項の条項内容である地域住民との連携、協力、交流事業についての実施について規定しております。同じく第4項においても追加条文で、事業者は利用者からの苦情に関して町が実施する相談及び援助事業に対して協力することとしています。同じく第5項においては追加条文で、事業者は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在とする建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスの提供をする場合においては、居住する利用者以外の者につきましても、同様の通所介護のサービスを提供するというところでございます。

第40条第2項において、文中、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改正し、同条に第6号を追加し、前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録を整備するものとしています。

第3章、介護予防小規模多機能型居宅介護、第4節、運営に関する基準、第62条におきましては削除となったものであります。

56ページをお開きください。第64条第2項におきましては、「次に掲げる」を「次の各号に掲げる」に改正するものであります。

57ページをごらんください。同項第8号におきましては、「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改正するものです。

第65条第1項において、「及び第31条から第38条まで」を「第31条から第36条まで第4項を除いた第37条から第39条まで」と改正し、同項の文中、読みかえるを第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護において知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読みかえるものであります。

第4章、介護予防認知症対応型共同生活介護、第1節、基本方針、第70条第1項の条文中において、「法8条の2第17項」を「法8条の2第15項」に改正するものであります。

58ページをごらんください。同章第4節、運営に関する基準、第85条第2項におきましては、次に掲げるを「次の各号に掲げる」に改正し、第7号においては「第62条第2項」を「第39条第2項」としたものであります。

同じく第86条第1項におきましては、条文中の「から38条まで」を「第4項を除く第37条、第38条、第39条」に改め、「第61条及び第62条」を「及び第61条」に改正するものです。そして同条同項中、下線引き条文中段の第56条中、介護予防小規模多機能型居宅介護従業者以降の全条文を改正するものであります。改正した条文は、下線引きした中段の第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護

について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第57条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第59条中「介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「介護従事者」と、第59条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活事業者」と読みかえるものとするものであります。

附則につきましては、この条文の施行日を平成28年4月1日からと改正したものであります。

ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号 富岡町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 富岡町養護老人ホームの指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第24号 富岡町養護老人ホームの指定管理者の指定につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

現在の指定管理者の指定期間が28年3月31日をもって終了となりますが、入所者が引き続き安全で安心できる、そして生きがいのある日常生活が送れるよう、平成28年4月1日から富岡町養護老人ホームの指定管理者の指定につき同意を求めるものであります。

指定管理者の募集につきましては、富岡町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例に基づき、富岡町養護老人ホーム東風荘指定管理者募集要綱により、平成27年12月10日から12月25日まで現在の指定管理者であります伸生双葉会、そして震災による避難時に東風荘入所者の受け入れをしていただきました郡山市内の社会福祉法人2社も募集を行ったところであります。しかし、介護スタッフの確保が困難等の理由により2社が辞退、伸生双葉会のみが介護スタッフの確保が可能なことから、申請書の提出となったものであります。

指定管理者の選定は、富岡町指定管理者選定委員会要綱に基づき、平成28年1月27日に開催いたしました。選定委員会においては、県内養護老人ホームの運営状況も参考に、伸生双葉会から提出された申請書、指定管理者事業計画書、組織体制、就業規則、運営規則、収支予算書をもとに4基準、15項目の選定基準に基づき行いました。審査の評価といたしましては、東風荘は常時高齢者の生活の場として継続して安定したサービスを提供することが非常に重要であります。同社会福祉法人は平成15年4月から質の高いサービスを継続提供し、今後も安定した運営管理が期待できるものと評価いたしました。また、施設の設置目的、利用者の平等利用、安全性、管理の責務についての認識が深く、かつ入所者との信頼関係が築かれている実績があることは高く評価するものであります。以上の評価をもとに、東風荘の管理運営経費の削減等による営業努力を行うことを前提といたしまして、富岡町大字上手岡字高津戸147番地の2、社会福祉法人伸生双葉会理事長、大原弘道を指定管理者予定候補者に選定いたしました。

なお、指定の期間につきましては平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間でありまして以上が説明の内容となります。ご同意方よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 議案そのものには問題ないのですが、これは東風荘のことを言っているのか、館山荘のことを言っているのか、どちらかをお聞きしたいと思いますし、町長、昔発足当時これは8カ町村で出資したという経緯があるのです。富岡町は60%出して残りの40%は7カ町村で負担をしたというふうな経過があるのです。ですから、理事長も榎葉から出たりあるいは大熊町から出たりというようなことがあった経緯があるのです。だから、今後そういったスタートのときのことが改めて見直されて、富岡町だけで単独でおやりになるのか、あるいはスタートと同じように10分の6を富岡町が負担して、10分の4を他7カ町村でやるというのか、ひとつそれを伺いたいということと、それから建物はどの程度傷んでいるのかです。課長、これ当時、私も随分議会で増設を頼んだことがあるのです。そうしたら今はユニット制でないと許可されないということだったので、今後現状のまま現状復帰をして継続するのかあるいはユニット制にして部屋を間仕切りにするのか、この2点について伺いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回の指定管理者の指定の同意につきましては、富岡町の養護老人ホーム東風荘の指定管理でございます。今お話ありました特別養護老人ホームにつきましては、このたびの同意には含まれておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから、館山荘の建物につきましては、現在町のほうでは内容について状況を深く理解しておりません。伸生双葉会のほうで今調査に入っているという話は聞いています。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 東風荘の件でしたらば、全く私異議はありません。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） この24号の議案に関しては大変重要な議案なのかなと思っているのですが、伸生双葉会に決まった経緯、先ほど課長のほうから詳しく説明いただきました。この議案そのものには全く私も異議はないのですが、絶対必要なものですから。ただ、今年度郡山に新築した老人ホームの件で、伸生双葉会さんが措置費がどうも足りないということで増額補正で上がってきましたよね。いろんな面で郡山のこういう関連の業者さんが介護スタッフの雇用、働いてくれる人が少ないとかどうのこうのと理由上がりましたが、伸生双葉会も同じなのかなと思うのです。伸生双葉会もそういう状況を踏まえて、もうサービスがかなり、今ある老人ホームに関してはきちっとやっていたているのはわかりますが、いろいろ高齢者のサービスに関しては伸生双葉会が富岡町の全てを担ってきたという実態があります。そういう実態がありながら、5年が過ぎようとしている中でまだ余り動きが見えてこない。幸い29年4月早ければ帰町するであろうと言われている状況で、当初の富岡町役場の跡地につくったあそこでサービスを行うというようなことは出ておるようですが、その辺で本当に伸生双葉会が震災前のように富岡町の高齢者に関していろんなサービスありますね、そういうサービスを担ってくれる気があるのかどうか、私その辺が非常に心配なのです。当然指定管理者をお願いするからにはある程度本年度の予算にも出てきますでしょうから、新年度の予算に。そういう部分である程度折り合いはついているのだと思いますが、後で、途中で1年1年高齢者が一つずつ年をとって手がかかるとなってきたから増額というのは、私はあり得ないのかなと思うのです、本来。そういう部分でどの程度きちっとした話し合いをした結果が審査委員会でもこういう状況になっているのか。また途中で足りなくなったら増額でお願いすればいいやというような問題では私はないのかなと思うのです。その辺審査会の先ほどの課長からの説明で理解はできるのですが、その実態は私はちょっと違うのかなと思うのですが、その辺どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） ありがとうございます。ただいまのご質問にお答え申し上げます。

ます

まず、伸生双葉会の本来の姿、これからの富岡町での姿が見えてこないということでございますが、まずそれにつきましては今回早ければ29年の4月に富岡町が帰還した場合に、まずは富岡町にあります本町にございますデイサービスセンター本町というサービス機関ございますので、そちらの再開を4月に向けて今準備をしているところでございます。それから、館山荘、いわゆる特別養護老人ホームにつきましては、今回の保健福祉アクションプランの中でもやはり町内に当初から特別養護老人ホームは必要であるというふうな意見が委員の方から出されました。館山荘内部でも協議をしたという話は聞いておりますが、早ければ平成31年には町内に小規模ながら特別養護老人ホームを再開したいというふうな考えがありますので、まずはご理解をいただきたいと思っております。

それから、昨年事になります、養護老人ホームの指定管理の委託料につきましては、現在年度の契約でやっております。そんな中で途中で増額申請があったということで昨年の3月の議会でも大変議論いただきました。こちらのほうにつきましては、平成25年に郡山市に東風荘が建設された際に、その運営費につきまして当初見通しが見つからないというふうなこともありまして、措置費で当初予算をとった金額で年度計画をしておいたところでございますが、その後入所者の減、それから入所者の介護度が非常に高い方が非常に多いということがありまして、手間がかかるということで職員の増加を図ったところでございます。そこの部分につきましては指定管理料の補正をお願いしたいというふうなことで昨年3月の補正でございましたが、こちらにつきましては内容につきまして町といたしましてもきちっと精査をいたしまして、介護度の高い方が何人いてどのぐらいの人数が必要なのかというのを精査いたしまして、補正額の半額になります、半額になる部分を昨年度の委託料ということで支出したということでございます。

27年度につきましては、賠償額とかいろいろあるものですから、それから伸生双葉会としての営業努力というふうなことも含めまして、当初の指定管理料だけをもとに運営を行っていただくということで、自助努力をいただいたというふうな経過でございます。

養護老人ホームの内容につきましては、ご存じのとおりでございます、県内の状況も私どもで把握させていただきました。例えばいわき市に養護老人ホームが2つございますが、1つはやはり指定管理をやっております。その指定管理の決め方といたしましては、当初予算を組んで1年間運営をしていただいて、最終精算するというふうなやり方をとっております。いわき市にあるもう一つの養護老人ホームにつきましては、やはり指定管理者が見つからないということで、市直営でやっております。そのような状況の中で非常に全国的に見ても養護老人ホームというのは厳しい運営が現状としてあるわけでございます。それと同時に養護老人ホームは全国どこもそうなのですが、高齢化が非常に進んでおりまして、高齢化に対する職員の人件費というのが大きな割合を占めているという状況を聞いております。そのようなことをいろいろと精査いたしまして、本年度審査会の中で経営努力というのを当然掲げまして、28年度もお願いしたいということでございます。ご理解いただければというふう

うに思っております。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。説明は十分理解しました。

ただ、先ほど13番の質問に対しても、富岡町にある老人ホーム、それいまだに調査しているというのはちょっとやる気に欠けているのかなと私は思うのです。実際29年4月に富岡町が早ければ帰町するとすれば、特別養護老人ホームも絶対必要なのですね、これ。必要だからこそ伸生双葉会にやってもらいたいと、そういう中で本気になってスタッフとかそういうものをそろえられるのですかと、そこが一番の問題なのかなと。かかるものに対しては足りなかったら行政が負担するのは私は当然だと思うのです。かかり過ぎているからそこまでしか面倒を見るな、あとは面倒見なくてもいいよなんていうことは絶対言いませんので、我々の先人、富岡町をつくり上げてきた人たちですので、これはどんなことをしても行政はそういう部分を補っていかなければならない。ただ、肝心なやるほう側がやる気を起こさないで、1年、2年、3年、4年と引っ張っていかれたのでは、富岡町が困るわけです。今現在郡山にある老人ホームだけでは絶対これ間に合わないし、できれば特別養護老人ホームよりは先に老人ホームを復旧、蛇谷須にあるああいうものを復旧させないと、町としても大変になろうと思うし、町のお年寄りにとっても非常にマイナスなのかと思うのです。そういうことで今全国的にスタッフ不足だということところで、20キロ圏内、ましてや富岡町放射線量が高い中で、それだけのスタッフを本当にそろえられるのですかと。富岡ではまだ帰町宣言していませんから、檜葉、広野、川内ですか、帰町宣言しているところではちゃんとスタッフをそろえて、それなりにそういうサービスも当初から行っているのです。その辺を踏まえて私は考えていただきたいと。ぜひ伸生双葉会に富岡の顔となってもらいたいと、今までそういうことで富岡町も大分お世話になってきているはずですので、ぜひ一日も早く立ち上がってもらうことを私は期待しております。そういう意味でもやはり調査すべきものは、5年たとうとしているのにまだ調査も進んでいないという実態を踏まえると、非常に私は情けない部分があるかと思うのですが、ぜひそういう部分で鋭意努力していただくことを要望して私の質問を終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第24号 富岡町養護老人ホームの指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号 富岡町立とみおか診療所の指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第25号 富岡町立とみおか診療所の指定管理者の指定につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

今回の案件は、東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から本町の復興と住民の健康保持に必要な医療提供を行うために、今年10月に開所予定の富岡町立とみおか診療所の管理運営について指定管理者の指定の同意を求めるものであります。

診療所の管理運営につきましては、これまで運営形態について検討してまいりました結果、医療人材の確保や医療報酬の改定等に対する的確な対応、そして町民等に対する弾力的な運営ができ、かつ町直営より経費節減が図れること等の理由等から、指定管理者制度を採用することとしたところであります。

指定管理者の選定につきましては、富岡町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例第5条に基づき、町長は公の施設の性格及び設置目的上、管理団体が特定される場合は公募によらず指定管理者の候補者を選定できることから、指定管理者募集要綱に基づき医療法人社団邦論会から提出された申請書を、平成28年2月18日に当選定委員会を開催して検討を行い、適正であったことから、富岡町大字本岡字関ノ前243番地、医療法人社団邦論会理事長、今村諭を予定候補者として選定させていただいたところであります。

なお、指定の期間につきましては、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間であります。

以上が説明内容となります。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

9番、高野泰君。

○9番（高野 泰君） 今説明いただきましたが、医療法人社団邦論会の実績とかそういうことは余り触れていないので、その辺ちょっと説明お願いしたい。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） 大変失礼いたしました。

医療法人社団邦論会につきましては、議員の皆様もご存じのとおり、富岡町関ノ前で今村病院ということで運営をしまっていました。現在は医療法人は解散しないでそのまま、いわき市に事務所を設けております。今村先生につきましては、神奈川の病院のほうで現在勤務しておりますが、富岡町の帰還、それから富岡町の復興のほうにぜひ協力したいということでございますので、ご了解いただきましたので、そのような形で今回同意案件を提出したということでございます。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○9番（高野 泰君） 了解。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第25号 富岡町立とみおか診療所の指定管理者の指定につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

この件につきましては、認定する路線の表中、整理番号及び路線名のみを朗読し、その他の欄については朗読を省略してください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第26号 町道路線の認定についてご説明いたします。

今回の町道認定は、復興拠点となる曲田土地区画整理事業地内の道路整備に伴う新規路線が6路線

既設路線の区域変更によるものが2路線であります。また、県道広野小高線と復興拠点となる曲田土地区画整理地内を結ぶ新規の1路線で計9路線となります。

それでは、議案第26号別紙資料2をごらんください。町道認定路線図に対象路線の一覧表と、認定対象路線に整理番号を付したものとなりますが、認定箇所図の整理番号293の曲田区画街路3号線、294の曲田区画街路26号線、295の曲田区画街路29号線、298の曲田都市計画街路3号線、300の曲田区画街路57号線、301の曲田区画街路58号線の6路線は、曲田土地区画整理事業による新規路線となります。

整理番号296の曲田区画街路32号線は、既設路線の区域変更に伴う路線であり、297の曲田区画街路34号線は県道富岡停車場線の路線変更により一部町道に振りかえとなるものです。

整理番号299の曲田都市計画街路4号線は、県道広野小高線と復興拠点となる曲田土地区画整理事業地内を結ぶ新規路線となります。

これらの路線の認定は、富岡町の復興にいずれも必要な路線であることから、道路法第8条第2項の規定により、町道路線の認定をするものです。

説明は以上となります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第26号 町道路線の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休議いたします。

休 議 （午前10時59分）

再 開 （午前11時09分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第27号 不動産の取得についての件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） それでは、議案第27号 不動産の取得について内容をご説明申し上げます。

取得を予定いたします土地は、昨年8月本町に立地が決定いたしました廃炉国際共同研究センター国際共同研究棟の建設予定地でございます。独立行政法人日本原子力研究開発機構へ売却を前提に富岡町大字本岡字王塚地内の農地、議案第27号別紙資料2で取得対象地の土地の範囲をお示しておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。富岡町大字本岡字王塚地内の農地1万1,540平方メートル、4筆を本町が取得するものでございます。この後、本町が簡易造成を施しまして、富岡町公有財産審議会のご審議を経て、独立行政法人日本原子力研究開発機構へ売却する予定としておりまして、施設建設の着手を本年4月からと予定されておりますので、ご承知おきくださるようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第27号 不動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 不動産の取得についての件を議題といたします。

この件につきましては、別添の取得証明書の朗読は省略してください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を企画課長より求めます。

企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） それでは、議案第28号 不動産の取得について提案の内容を申し上げます。

取得をいたします土地は、平成29年4月の入居開始を目指し、事業を進めております災害公営住宅第1期分の50戸の整備用地とするもののうち、平成27年度予算に購入費用を計上しております1万768.77平方メートル、13筆分でございます。なお、土地の取得単価は土地ごとに街路条件、交通近接条件、宅地条件などの個別要件を勘案しました不動産鑑定評価により決定しているところでございます。

議案第28号別紙資料をごらんいただきたいと思います。青波線囲み部のうち、既存建築物が存在いたします青着色部を除く範囲が第1期の事業用地として取得する予定の土地でございます。全体面積1万6,075.52平方メートル、22筆分でございます。このうち緑着色部の2,737.47平方メートル、8筆並びに黄色着色部の2,569.28平方メートル、1筆は平成28年度予算においてそれぞれ購入、それから借地をする予定としている土地でございます。50戸の災害公営住宅につきましては、現在住宅の配置や詳細な資料などの設計作業を進めておりまして、本年6月から造成工事、8月から建築工事の着手等を計画しておりますことを申し添え、提案の理由とさせていただきますと思います。

ご審議方よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第28号 不動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号 平成27年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、議案第29号、平成27年度一般会計補正予算（第6号）の内容についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業の完了、事務費の精査等に伴う整理が主であり、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20億4,206万円を減額し、歳入歳出予算の総額を154億1,799万2,000円とするものであります。

初めに、歳入の主な内容について申し上げます。3ページをお開き願います。第1款町税につきましては、徴収実績に基づき法人町民税9,764万3,000円、個人町民税3,504万8,000円の増などにより、町税総額で1億3,557万7,000円の増額補正となりました。

第2款地方譲与税407万4,000円及び第3款利子割交付金148万4,000円の減額は、収入見込みにより減とするものであります。

第6款地方消費税交付金については、収入実績により7,031万3,000円の増額となっております。

第8款自動車取得税交付金及び第11款交通安全対策特別交付金については、見込みによりそれぞれ253万2,000円、31万2,000円の減額となったものであります。

第10款地方交付税1億359万9,000円の増額は、普通交付税359万9,000円の増、震災復興特別交付税1億円の増によるものであります。

3ページから4ページをごらんください。第12款分担金及び負担金35万5,000円の減額は、老人福祉施設入所負担金16万円、心身障がい児就学指導審議会負担金19万5,000円の減によるものです。

第13款使用料及び手数料27万8,000円の増額は、公共用施設等の使用料48万4,000円の増、各種証明書の交付手数料20万6,000円の減によるものであります。

第14款国庫支出金については、補助事業費の確定などによる国庫補助金において復興交付金2億2,035万3,000円、公立学校施設整備補助金8,602万4,000円の増に対し、福島再生加速化交付金2億2,551万円の減、社会資本整備総合交付金1億円の減、国庫委託金において福島原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金5,560万9,000円の増に対し、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金2億4,337万円の減などにより、2億1,707万6,000円の減額となったものであります。

第15款県支出金1億9,232万3,000円の減額は、県負担金において保険基盤安定負担金1,007万1,000円の増、県補助金において営農再開支援事業補助金1億8,219万8,000円の減、県委託金において県民税徴収取扱交付金1,509万1,000円の増、福島県議会議員一般選挙委託金2,047万8,000円の減などによるものであります。

第16款財産収入3,723万4,000円の減額は、土地売払収入3,700万円の減などによるものであります。

第17款寄附金1,155万9,000円の増額は、実績に基づき一般寄附金300万円、ふるさと納税寄附金621万円、災害義援金234万9,000円の増によるものであります。

第18款繰入金15億2,359万5,000円の減額は、事業費の確定などによる国交省分の復興交付金、基金

繰入金 4 億7,356万5,000円、町勢振興基金繰入金 2 億円、災害復興基金繰入金7,569万1,000円の減及び歳入歳出予算の調整による財政調整基金繰入金 7 億7,388万9,000円の減などによるものでございます。

5 ページをごらんください。第20款諸収入 3 億8,440万1,000円の減額は、原子力事故損害賠償金 3 億8,848万円の減などによるものであります。

次に、歳出の主な内容を申し上げます。6 ページをお開き願います。第 1 款議会費640万2,000円の減額は、事務事業費の精査等によるものであります。

第 2 款総務費につきましては、総務管理費において復興交付金基金積立金 2 億2,035万3,000円、システム管理運営費2,900万2,000円の増に対し、事業費の確定などにより庁舎機能回復事業 2 億3,373万円、町づくり活性化事業費3,084万2,000円、選挙費において福島県議会一般選挙費1,464万3,000円の減などにより、総額で6,755万円の減額とするものであります。

第 3 款民生費4,151万8,000円の減額は、社会福祉費において国民健康保険事業特別会計繰出金 4,481万9,000円の増に対し、事業費精査等により介護保険及びサービス事業特別会計繰出金1,386万9,000円、児童福祉費において児童手当支給事業費948万5,000円、災害救助費において東日本大震災救助経費866万6,000円、応急仮設住宅維持管理費1,206万円、放射線健康調査事業681万2,000円、一時立ち入り事務諸経費887万5,000円、コミュニティー推進事務諸経費884万2,000円の減などによるものであります。

第 4 款衛生費4,247万1,000円の減額は、予防接種事業費1,534万1,000円の減、上水道事業費1,675万2,000円の減などによるものであります。

第 5 款労働費318万9,000円の減額は、緊急雇用対策費318万9,000円の減によるものであります。

6 ページから 7 ページをごらんいただきたいと思います。第 6 款農林水産業費 4 億1,405万1,000円の減額は、事業費の確定や事務事業の終了などにより営農再開支援事業費 1 億6,431万1,000円、農業集落排水事業特別会計繰出金6,812万5,000円、農地等維持修繕事業費 1 億5,597万9,000円、土地改良区運営補助事業費1,360万円の減などによるものであります。

第 7 款商工費 5 億8,929万3,000円の減額は、事業費の確定などにより商業拠点施設整備費 3 億7,920万3,000円、工業団地事業費 1 億7,058万4,000円、中小企業支援事業費2,010万円、個人線量計機器点検校正事業2,140万3,000円の減などによるものであります。

第 8 款土木費 2 億3,168万7,000円の減額は、事業費の精査等により土木管理費において見せる化事業2,972万2,000円の減、都市計画費において公共下水道事業特別会計繰出金 2 億7,340万円の増に対し、曲田土地区画整理事業特別会計繰出金 3 億4,142万1,000円、津波被災住宅再建事業費6,100万円、都市計画事業費3,659万4,000円の減などによるものであります。

第 9 款消防費 6 億1,384万5,000円の減額は、防災行政無線経費 5 億8,591万6,000円の減、事業費精査等による富岡町防火防犯パトロール事業費1,933万4,000円の減などによるものであります。

第10款教育費728万円の減額は、事業の完了及び事務事業の精査等によるものであります。

8ページをお開き願います。第11款災害復旧費2,477万4,000円の減額は、事業費の確定等により農地等災害復旧事業費1,061万8,000円、道路橋梁施設災害復旧事業費1,550万円の減などによるものであります。

10ページから11ページをお開き願います。第2表継続費補正は、既に設定している継続費について年割額を変更しようとするものであります。

12ページをお開き願います。第3表繰越明許費補正は、年度内に事業が完了しないおそれがあることから、翌年度に繰り越して予算を執行できるよう繰越明許費を設定するものであります。

13ページをごらんください。第4表債務負担行為補正は、老人ホーム施設管理費について委託期間満了に伴い、新たに平成28年度から平成30年度までの協定を結ぶために、また予防接種委託料及び妊婦健康診査医療料、応急仮設住宅維持管理費、町内空間線量調査委託料、発注者支援業務委託料については、平成28年度開始以前に予算を執行する必要があることから、債務負担行為を設定するものであります。

以上が今回の補正予算の概要であります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。18ページをお開きいただきたいと思ひます。18、19ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ、ございませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 30、31ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 32、33ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 34、35ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 36、37ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 38、39ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 歳出に入ります。40、41ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 42、43ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 44、45ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 46、47ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 48、49ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 50、51ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 52、53ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 54、55ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 56、57ページ。
〔「はい」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 58、59ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 60、61ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 62、63ページ。

- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 64、65ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 66、67ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 68、69ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 70、71ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 72、73ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 74、75ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 76、77ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 78、79ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 80、81ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 82、83ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 84、85ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 86、87ページ。
- 〔「はい」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 88、89ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 90、91ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 92、93ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 94、95ページ。
- 〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 96、97ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 98、99ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 100、101ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 102、103ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 104、105ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 106、107ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 108ページ、109ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第29号 平成27年度富岡町一般会計補正予算（第6号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、議案第30号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,151万2,000円増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ36億3,430万8,000円とするものです。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。歳入の主なものは、交付金の推計により国庫支出金を3,251万6,000円、療養給付費交付金を9,714万3,000円、繰入金を4,481万9,000円それぞれ増額し、共同事業交付金を2,200万5,000円減額するものです。

それでは、113ページをごらんください。第1款第1項国民健康保険税は、国保税滞納繰り越し分の収入見込みなどにより68万円を減額するものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、保険税督促手数料の収入見込みにより1万2,000円を減額するものです。

第3款国庫支出金3,251万6,000円の増額は、第1項国庫負担金において療養給付費等の負担金の交付見込み額の増などにより784万3,000円を増額し、第2項国庫補助金においては交付見込みにより財政調整交付金を2億2,088万5,000円増額する一方で、災害臨時特例補助金を1億9,621万2,000円減額し、合わせて2,467万3,000円を増額することによるものです。

第4款第1項療養給付費交付金は、交付見込みにより退職者医療交付金を9,714万3,000円増額するものです。

第6款県支出金、第1項県負担金は、交付見込みにより高額医療費共同事業交付金57万8,000円を減額するものです。

第7款第1項共同事業交付金は、交付見込みにより高額医療共同事業交付金で583万4,000円を減額、保険財政共同安定化事業交付金で1,617万1,000円を減額するもので、合わせて2,200万5,000円を減額するものです。

第9款繰入金、他会計繰入金は、保険税軽減相当額繰入金で4,028万5,000円を増額、財政安定化支援事業繰入金で453万4,000円を増額するもので、合わせて4,481万9,000円を増額するものです。

第11款諸収入30万9,000円の増額は、第1項延滞金・加算金及び過料において被保険者延滞金の収入額の増などにより20万8,000円を増額し、第4項雑入で10万1,000円を増額するもので、歳入合計において1億5,151万2,000円の増額補正とするものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。歳出の主なものは、医療費推計により保険給付費で2,993万8,000円、国保財政安定化のため基金積立金で1億5,140万7,000円をそれぞれ増額し、共同事業拠出金で額の確定により2,587万6,000円を減額するものです。

115ページをごらんください。第1款総務費80万8,000円の減額は、第1項総務管理費で職員費の増額により23万3,000円を増額、第2項徴税費で事業完了に伴い104万1,000円を減額することによるも

のです。

第2款保険給付費、第1項療養諸費では本年度支払い実績から推計し、退職被保険者分の療養給付費など2,993万8,000円を増額、第2項高額療養費は財源更正によるものです。

第3款後期高齢者支援金等及び第6款介護納付金は、財源更正によるものです。

第7款第1項共同事業拠出金は、拠出見込み額の減により高額医療費共同事業医療費拠出金で595万2,000円、保険財政共同安定化事業拠出金で1,992万4,000円の合わせて2,587万6,000円を減額するものです。

第8款保健事業費、第1項特定健康診査等事業費は、事業完了に伴い203万1,000円を減額し、第2項保健事業費39万円の増額は、事業完了に伴う不用額を減額する一方で、レセプト処理件数の増によりレセプト点検委託料を増額したことによるもので、合わせて164万1,000円の増額をするものです。

第9款第1項基金積立金は、国民健康保険給付費支払準備基金に新たに積み立てをするため1億5,140万7,000円を増額するものです。

第10款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、過誤納付金還付金の支出見込みがないことから、41万5,000円を減額いたすものです。

次ページ、116ページをごらんください。第11款第1項予備費において、歳入歳出額調整のため109万3,000円を減額し、歳出合計において、補正総額を1億5,151万2,000円の増額をするものです。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

特別会計補正予算の質疑は一般会計補正予算と同様の方法で進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。120ページをお開きいただきたいと思います。120、121ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 122、123ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 124、125ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 126、127ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 128、129ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 130、131ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 132、133ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 134、135ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 136、137ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 138、139ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 140、141ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑なしと認めます。

なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号 平成27年度富岡町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第31号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,433万5,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,064万7,000円とするものであります。

145ページをお開きください。初めに、歳入についてご説明いたします。第4款繰入金、第1項繰入金は、歳入歳出予算の調整により、一般会計繰入金を1,441万2,000円に減額するものであります。

第6款諸収入、第3項雑入は、原子力立地給付金収入実績による7万7,000円の増額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。146ページをお開き願います。第1款下水道事業費、第1項下水道事業費の1,433万5,000円の減額は、事務事業費の精査等により特環下水道維持管理費151万3,000円の減、特環下水道災害復旧事業費1,282万2,000円の減によるものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましては項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

150ページから153ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なしと認めます。

質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第31号 平成27年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時まで休議いたします。

休 議 （午前11時54分）

再 開 （午後 零時58分）

○議長（塚野芳美君） それでは、再開いたします。

次に、議案第32号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第32号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,562万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億3,785万2,000円とするものであります。

157ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明いたします。第2款使用料及び手数料、第1項使用料は、公共下水道使用料の収入実績による6万7,000円の増額補正であります。

第3款国庫支出金、第1項国庫支出金は、浄化センター改修工事委託における2億9,800万円の遞次繰り越しに伴い、同事業費に係る国庫補助金が年度内には収入されないことから2億9,064万円を減額するものであります。

第4款繰入金、第1項繰入金は、前述の国庫補助金の減額に伴い、年度内の財源不足補填と歳入歳出予算調整のため一般会計繰入金を2億7,340万円増額するものであります。

第6款諸収入、第3項雑入は、原子力立地給付金及び有価物売却収入の収入実績により154万5,000円を増額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。158ページをお開き願います。第1款事業費、第1項下水道事業費の1,562万8,000円の減額は、事務事業費の精査により、公共下水道維持管理費587万4,000円減、公共下水道災害復旧事業費999万9,000円の減、災害復旧従事職員に係る給与費24万5,000円の増によるものであります。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

162ページから169ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第32号 平成27年度富岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第33号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,726万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,393万5,000円とするものであります。

173ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明いたします。第2款使用料及び手数料、第1項使用料は、農業集落排水施設下水道使用料の収入実績による4,000円の増額補正であります。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金は、平成27年度の交付額確定により944万6,000円を減額するものであります。

第4款繰入金、第1項繰入金は、歳入歳出予算調整等により、一般会計繰入金を6,812万5,000円減額するものであります。

第6款諸収入、第3項雑入は、原子力立地給付金の収入実績により30万円の増額であります。

次に、歳出についてご説明いたします。174ページをお開き願います。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費7,726万7,000円の減額は、事務事業費の精査等により、集落排水維持管理費1,526万7,000円の減、集落排水災害復旧事業費6,200万円の減によるものであります。

説明は以上です。ご審議方よろしく願います。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

178ページから181ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第33号 平成27年度富岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第34号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算から歳入歳出それぞれ3億4,142万1,000円を減額し、歳入歳出の予算総額をそれぞれ6億3,358万4,000円とするものであります。

まず、歳入予算額の補正についてご説明申し上げます。185ページをごらんください。歳入予算額の補正につきましては、本特別会計の歳出予算額の補正に伴う一般会計繰入金の補正であり、第2款第1項繰入金を3億4,142万1,000円減額補正し、歳入合計額を6億3,358万4,000円とするものであります。

次に、歳出予算額の補正についてご説明申し上げます。186ページをごらんください。歳出予算額の補正につきましては、第1款第1項事業費を3億4,142万1,000円減額補正し、歳出合計額を6億3,358万4,000円とするものであります。主な補正の内容としましては、事業地内でありますJR富岡駅前周辺の解体家屋がおおむね終了したことに伴う支障物件移転の移転補償費の精算として3億

3,209万8,000円の減額、また次年度からの工事着手に向けて進めておりました駅前広場の実施計画などの調査委託費の精査としまして657万1,000円の減額、及び維持管理工事費の精査としまして250万円の減額など、土地区画整理事業整備費に係るものとして合計3億4,116万9,000円の減額、また本整備事業に係る諸経費及び給与費の精査としまして、それぞれ52万4,000円の減額及び27万2,000円の増額により、本特別会計の歳出予算額を3億4,142万1,000円減額するものであります。

説明は以上となります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

この件につきましても項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

190ページから197ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第34号 平成27年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第35号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入において災害臨時特例補助金による国庫補助金の増額、歳出において介護給付費準備基金積立金の増額に伴い、既定の予算に歳入歳出それぞれ1,046万6,000円を増額し、歳入歳出

予算の総額を15億7,930万1,000円とするものでございます。

それでは、歳入についてご説明いたします。201ページをごらんください。第3款の国庫支出金7,511万9,000円増額の内訳は、第1項国庫負担金が介護給付費負担金及び低所得者保険料軽減負担金額の確定により1,722万2,000円の減額、第2項国庫補助金は調整交付金及び地域支援事業交付金、そして災害臨時特例補助金等の確定により9,234万1,000円の増額となったものであります。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、介護給付費及び地域支援事業交付金額の確定によりまして4,125万4,000円の減額となったものであります。

第5款の県支出金952万2,000円の減額の内訳は、第1項県補助金として介護給付費負担金額の確定によりまして1,093万円の減額、第2項県補助金では地域支援事業交付金及び低所得者保険料軽減負担金額の確定によりまして140万8,000円の増額となったものであります。

第6款財産収入、第1項財産運用収入は、介護給付費準備基金積立金預金利子が8,000円の減額となったものであります。

次に、第7款繰入金、第1項他会計繰入金1,386万9,000円の減額の内訳は、一般会計からの繰入金として現年度介護給付費繰入金を1,394万5,000円の減額、職員給与費等繰入金で7万6,000円の増額となったものであります。

以上、総額で1,046万6,000円を増額し、歳入総額を15億7,930万1,000円といたすものでございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。202ページをごらんください。第1款の総務費38万3,000円の増額の内訳は、第1項総務管理費が職員給与費で58万6,000円の増額、第2項徴収費が賦課徴収事務諸経費で25万円の減額、第4項介護認定審査会が介護認定調査事務諸経費の精査等により4万7,000円の増額となったものであります。

第2款保険給付費8,745万2,000円の減額の内訳は、第1項介護サービス等諸費として居宅介護、地域密着型介護、施設介護、居宅介護サービス計画、特例居宅介護サービス等の給付費の総額で6,361万2,000円の減額、第2項介護予防サービス等諸費として、介護予防及び特例介護予防サービス給付費介護予防福祉用具購入費の総額で884万円の減額、第5項特定入所者介護サービス等費で1,500万円の減額となったものであります。

第3款の地域支援事業費125万7,000円の減額の内訳は、第1項介護予防事業費の財源更正と、第2項包括的支援事業費で包括的支援事業費が155万7,000円の減額、任意事業費が30万円の増額となったものであります。

第4款基金積立金、第1項基金積立金9,879万2,000円の増額は、介護保険事業の中期財政運営期間中の安定化を図るための基金を積み立てする介護給付費準備基金積立金であります。

以上、総額で1,046万6,000円を増額して、歳出総額15億7,930万1,000円といたすものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。206ページをお開きいただきたいと思います。206、207ページ、
ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 208、209ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 210、211ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 212、213ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 214、215ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 216、217ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 218、219ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 220、221ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第35号 平成27年度富岡町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、議案第36号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既定予算の総額に歳入歳出それぞれ148万2,000円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ3,658万5,000円とするものです。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。225ページをごらんください。第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の確定に伴い147万7,000円を増額するものです。

第5款諸収入、第2項償還金及び還付加算金は、還付金確定により5,000円を増額。歳入の補正総額を148万2,000円の増額とするものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。226ページをごらんください。第1款総務費、第2項徴収費は、徴収事務費の不用額62万2,000円を減額するものです。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、納付額の確定により147万4,000円を増額するものです。

第3款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は、財源更正によるものです。

第4款第1項予備費においては、歳入歳出額調整のため63万円を増額するもので、歳出の補正総額を148万2,000円の増額とするものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

項目が少ないことから一括して質疑を賜ります。

230ページから233ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第36号 平成27年度富岡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第37号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第3号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、仮設診療所一般管理費の精査によりまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ460万2,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ4,036万9,000円とするものでございます。

歳入についてご説明いたします。237ページをごらんください。第1款使用料及び手数料12万9,000円の増額の内訳は、第1項使用料におきまして内科外来収入を36万1,000円の減額、第2項手数料を49万円増額いたすものであります。

第3款繰入金は、一般会計からの繰入金を473万1,000円を減額いたし、歳入合計を4,036万9,000円といたすものです。

次に、歳出についてご説明いたします。238ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費は、看護師を含む医師報酬と医療事務委託料等内科管理費の精査によりまして460万2,000円を減額いたし、歳入合計を4,036万9,000円といたすものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

242ページから249ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第37号 平成27年度富岡町仮設診療所特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第38号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、既存の予算総額から歳入歳出それぞれ19万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ662万8,000円とするものであります。

253ページをごらんください。歳入についてご説明申し上げます。第1款サービス計画収入金、第1項予防給付費収入金は、予防支援サービス計画費の収入見込みにより19万5,000円を減額いたし、歳入合計を662万8,000円とするものであります。

254ページをごらんください。歳出についてご説明いたします。第1款介護予防支援事業費、第1項介護予防サービス計画事業費は、財源更正であります。

第3款予備費、第1項予備費は、予防支援サービス計画費収入金の減に伴い19万5,000円を減額し、歳出合計を662万8,000円といたすものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

項目が少ないことから、一括して質疑を賜ります。

258ページから261ページまでございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第38号 平成27年度富岡町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 不動産の取得についての件を議題といたします。

この件につきましては、別添の取得明細書の朗読は省略してください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を産業振興課長より求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） それでは、議案第39号 不動産の取得についてご説明をいたします。

今回の不動産の取得については、昨年6月に策定されました第2次復興計画及びその具現化のための富岡町再生発展のアクションプランにより、復興の拠点内に複合型の拠点商業施設を整備することに基づき、商業施設の土地及び建物を取得するものでございます。

商業施設は、利便性の回復や生活する上で必要となる食料品スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、100円ショップ、地元商業者によります飲食店のほか、理容、コインランドリーの店舗構成を予定しております。事業費については、4分の3を津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金及び復興加速化交付金を活用し、残り4分の1は復興特別交付税で対応するものです。

それでは、議案第39号をごらんください。取得する不動産については、次ページの拠点商業施設整備事業取得明細書に記載のとおりです。土地は小浜字中央383の曲田土地区画整理事業の仮換地先、7街区4のほか32筆で、地権者は5名、1法人により、総面積1万7,676.91平米、建物は株式会社富岡ショッピングプラザが所有する店舗で、構造は鉄骨づくり亜鉛メッキ鋼板壁2階建て、床面積は1階、2階合わせて7,118.84平米を取得するものです。取得の方法は買い入れです。取得予定価格は土地3億6,151万5,796円、建物1億2,312万円、総額で4億8,463万5,796円となっています。取得の相手方は富岡ショッピングプラザほか5名となっております。

資料といたしまして、取得する土地位置図、建物図面及び各階平面図を添付させていただいております。取得土地位置図をごらんください。赤で囲まれた区域が取得区域となります。ただし、ピンク

の線で覆われた中央の区域は借地予定となっております、借地面積は6,765平米でございます。今回取得します1万7,676.91平米を合わせて計2万4,441.91平米のうち6,765平米が現時点では借地の予定となっております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑ございませんか。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 1点だけお伺いしますが、この赤い色、朱線部分が全て取得ということ、今この図面上でも土地の面積でもなっているのですが、1点だけちょっとお伺いします、この面積で。

この中の414番というのは借地、今聞いてわかったのですが、414と416は借地面積ということで、取得面積と取得の金額を表示してあるわけなのですが、賃貸の部分の賃料とか何かというのは当然契約していると思うのですが、その金額が明示されていないのですが、その辺ちょっとお伺いします。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） ご質問にお答えいたします。

借地ということで今現在交渉を行っております。ですから、まだ契約しているわけでもなく、はっきり申しますと、借地金額について今協議をしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） ということは、あとは全ての面積は取得する予定ということでしょうか、土地の地権者あと全て記載されておりますから。ですけれども、賃借地は大丈夫な、方向的には借りられる方向で進められているのか、相当難航しているのか、その辺やっぱり一番心配なことで、もしもあわなかったらこれどうなのか、その辺がちょっとわからないですから、その辺明らかにしていただけないでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

事業そのものについてはご協力いただくということでございます。あともう一つなのですが、現時点ではという話申し上げましたが、できれば町としては取得したいというふうを考えていますので、並行して進めているというような状況もございます。ですが、今の時点では、繰り返しになりますが、当面借地という形で進めているということでございますので、事業そのものには賛成いただいておりますので、何とか早いうちにけりをつけたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） そのようなこと、今課長の答弁のとおりで安心しましたが、事業に間に合う

ように、合意できるようにその辺よろしくお願ひしたいと思ひまして、終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 私所管なのですけれども、委員会やった以後少し日にちたっていますので、ちょっと細かくお聞かせください。

今の関連なのですけれども、これ例えば借地になった場合にどういう予算措置するのか。借地になるかどうか今検討中、協議中ということですので、いろいろ金額とかいろんな面があろうかと思ひますので、そういうのはいいですから。あと、例えば借地になった場合にどういう予算措置なのか。購入する土地に関しては100%上から下がってくるという説明受けましたのでわかりますので、借地のほうを教えてください。

あと、今入る業者の名前ある程度出ましたが、富岡町の業者が名前的には4店舗、名前上がらなかつたものですから、もう決定しているとすればその名前もきちっと上げていただければありがたい。

あと建物に関しては計画どおり進んでいるのかなと思うのですが、新年度早々に多分内装工事とか外装工事の工事に着手するのかなと思うのですが、その発注の形態をどういうふうにするのか、その辺も詳しく教えていただければありがたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

まず、借地料の件でございますが、新年度予算のほうで、実は当初予算のほうでは借地の場合と先ほど申しましたように、できれば取得したいと思ひていますので、両方、二股という言葉悪いのですが、両方計上させていただいております。それで対応してまいりたいと思ひております。

それとあと事業者、町内4業者ですが、とりふじさんと桂建設さんとあとまるみつさんと、ちょっと正式名称、済みません、会社名あるのですが、前のいろはやさんが出たいということで今調整させていただいております。

発注の形態ですか、今設計もやっている最中でございまして、まだそこまでは決定しておりません。以上でございます。

〔「計画どおりに進んでいるのですか」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 工程。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） なかなか大きな物件ですので、計画どおりというか大きな意味では進んでいるのですが、やはり中身のテナントの方々との、名前が出ているヨークベニマルさんとか中身とか施設もそうなのですが、含めて今検討して、その辺がなかなか前に進まない現状がございますが、大きな意味での工程とすれば何とかおさめるような形で進んでおります。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。

土地の借地の部分ですが、借地と買い取り両方で、両面から今進めているということですので、例えばオープンするまではまだまだ時間があるわけですから、そこまで契約しないで進めていって協議していくのだと思うのですが、そうしたときにこの場所の使用法なんかは柔軟的に契約していない人でも使わせてもらえるような状況でないと支障を来すのかと思いますので、その辺の状況がどうなっているかと、あとダイユーエイトさんとかそういう大型施設店舗も入ってきますので、町内4業者に関しては規模的にそんなに大きくないのかなと思うのですが、まだ余りスペースがあるとあれば、どういう業種を入れていく考えなのか、あるとすれば。できれば町内業者に絞って入ってもらえる方があれば一番いいのしょうけれども、例えば空きスペースがあるとすればその辺の状況どうなっているのですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） まず、最初の件でございますが、まだ借りていないところでございますが、それらは従前の方々とまだ、結局私たちと借地契約して初めてうちのほうに来ますので、それは従前の方とまだ続いているというような状況になっています。ですから、今のところ工事なんか始まる前までであれば、当然今のままの状況が続くということでございますので。取得につきましては、津波交付金ですが、来年1年間ございます。ですから、その間に取得できれば交付金の対象となるというふうに思っていますので、私どもといたしましても、できれば取得したいというふうに思っております。

あと、町内4業者というか、空きについてでございますが、先ほどご説明申し上げましたように、ホームセンターとか食品スーパー、あとドラッグストア、100円ショップ等々ございますが、ドラッグストアと100円ショップは相手方もございますので、交渉中であるということだけでございます。あと理容とか何かも実は町内の業者の方々にも当たってはみましたが、町内の業者の方ではなかなか出店できないみたいな旨を今お聞きしておりますので、今からのまた状況ですが、理容とかコインランドリーとかやはり必要だと思っていますので、町内にいっしょらなければ何とかチェーン店とかそういうルートもたどりまして入れたいと思っています。そういう意味で言えば、商業施設について空きが今のところあるということではございません。

以上です。

○12番（渡辺三男君） わかりました。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○12番（渡辺三男君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 今の課長の説明の中で売ってほしいと、このピンクのところ、一応借地だけでも、売ってほしいという交渉中だということなのですけれども、今この金額が出ている値段、例えば平方2万600円とさっき聞いたのですけれども、その値段で交渉しているのか。早く売った人が平方2万600円で後から、半年、1年交渉した人が値段が上がるというのはちょっとおかしいなと思うのですけれども、やはり金額的なものはこの線は崩さないで交渉どこまでもいくということによろしいのですか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

議員さんがおっしゃるとおり、鑑定価格でございますので、今おっしゃったように相手方によって変わってくるといったことはございません。今どんな交渉かといいますと、やはりこういう価格、相手方も価格については安いという認識は持っているのですが、ただ我々としましてはほかの地権者の方々に対してもそうなのですが、町の復旧復興のためというような形でどうかご協力いただけないかというようところで交渉してまいりました。今回の方々につきましては、ご同意いただいたので今回提出となっておりますので、今後残る地権者の方々にもやはりその辺でお話しして、何とかご了承いただければと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第39号 不動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○散会の宣告

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって本日はこれで散会することに決定しました。

明日午前10時より会議を開きます。

散 会 （午後 1時57分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成28年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 高 野 泰

議 員 黒 沢 英 男

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成28年第2回富岡町議会定例会

議事日程 第4号

平成28年3月8日(火) 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 追加議案の上程
議案第50号 不動産の取得について
- 日程第3 追加議案の提案理由の説明
議案第50号 不動産の取得について
- 日程第4 議案の趣旨説明、質疑、討論、採決
議案第40号 平成28年度富岡町一般会計予算
議案第41号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算
議案第42号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第43号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計予算
議案第44号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算
議案第45号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算
議案第46号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計予算
議案第47号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算
議案第48号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計予算
議案第49号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計予算
議案第50号 不動産の取得について
- 日程第5 委員会報告
1、総務常任委員会報告
2、産業復興常任委員会報告
3、議会運営委員会報告
4、議会報編集特別委員会報告
5、原子力発電所等に関する特別委員会報告

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（14名）

1番	山本育男君	2番	堀本典明君
3番	早川恒久君	4番	遠藤一善君
5番	安藤正純君	6番	宇佐神幸一君
7番	渡辺光夫君	8番	渡辺英博君
9番	高野泰君	10番	黒沢英男君
11番	高橋実君	12番	渡辺三男君
13番	三瓶一郎君	14番	塚野芳美君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事兼 会計管理	齊藤真一君
総務課長	伏見克彦君
参事	滝沢一美君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事兼 健康福祉課長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事兼 安全対策課長	横須賀幸一君
産業振興課長	菅野利行君
参事兼 農業委員 事務局長	阿久津守雄君
復興推進課長	深谷高俊君
復旧課長	三瓶清一君
参事	郡山泰明君
教育総務課長	石井和弘君
いわき支所長	渡辺弘道君

参事兼出張所長 大玉	三 瓶 保 重 君
参事兼生活支援課長	林 志 信 君
拠点整備課長	竹 原 信 也 君
総務課長補佐	遠 藤 博 生 君
代表監査委員	坂 本 和 久 君

○事務局職員出席者

参事兼議事局長 事務局事務	佐 藤 臣 克
議事係局長	大 和 田 豊 一
議事係主任	藤 田 志 穂

開 議 (午前 9時59分)

○開議の宣告

○議長(塚野芳美君) ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回富岡町議会定例会6日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長(塚野芳美君) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

○会議録署名議員の指名

○議長(塚野芳美君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において

11番 高 橋 実 君

12番 渡 辺 三 男 君

の両名を指名いたします。

○追加議案の上程

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第2、追加議案の上程を行います。

議会事務局長の朗読を求めます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○追加議案の提案理由の説明

○議長(塚野芳美君) 次に、日程第3、追加議案の提案理由の説明を行います。

町長より追加議案の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長(宮本皓一君)登壇〕

○町長(宮本皓一君) 皆さん、おはようございます。追加議案について提案理由を申し上げます。

本定例会における議案につきましては、初日に48件の議案を提案したところでございますが、本日議案第50号 不動産の取得についての1件を追加提案させていただきました。

内容につきましては、審議の際に詳しくご説明させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

○議案の趣旨説明、質疑、討論、採決

○議長（塚野芳美君） 次に、日程第4、議案の趣旨説明、質疑、討論、採決に入ります。

初めに、議案第40号 平成28年度富岡町一般会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を総務課長より求めます。

○総務課長（伏見克彦君） おはようございます。それでは、議案第40号 平成28年度富岡町一般会計当初予算の内容についてご説明を申し上げます。

平成28年度当初予算は、ふるさと富岡での生活を見据えた環境づくりの加速化、町民一人一人の心の復興に向けた生活と誇りの再建、ふるさと富岡の発展を支える産業と交流基盤の再生を取り組み方針として重点的に予算配分を行いました。

予算総額は、対前年比で67億8,952万1,000円、率にしまして51.9%増の198億6,031万5,000円となり、過去最大の予算規模でありました昨年度を大幅に上回る規模となっております。歳出総額に対する財源につきましては、歳入総額の50.2%が国県支出金、25.3%が町税及び各種交付金、繰入金その他が24.5%となっており、財源不足を補填するため財政調整基金繰入金17億6,216万7,000円を計上し、予算編成を行ったものであります。

初めに、歳入の主な内容についてご説明いたします。3ページをお開き願います。第1款町税につきましては、震災による減免等により16億7,529万2,000円を計上し、前年度に比較して1億7,303万3,000円、11.5%の増となりました。主な内容といたしましては、個人町民税が前年度と比べ5,332万6,000円の増、法人町民税が8,805万4,000円の増、固定資産税が3,090万9,000円の増、軽自動車税が31万4,000円の減、町たばこ税が105万8,000円の増となっております。

第2款地方譲与税は、地方揮発油譲与税が110万4,000円の減、自動車重量譲与税が59万7,000円の減となり、譲与税総額では170万1,000円、2.9%減の5,735万8,000円となりました。

第3款利子割交付金については184万8,000円、74%減の649万円となりました。

第4款配当割交付金については34万5,000円、12.6%減の239万7,000円となりました。

第5款株式譲渡所得割交付金については、前年と同額の44万1,000円を計上しております。

第6款地方消費税交付金については9,620万3,000円、55.3%増の2億7,006万3,000円となりました。

第7款自動車取得税交付金については67万4,000円、5.7%減の1,113万6,000円となっております。

次に、4ページをお開き願います。第8款地方特例交付金につきましては8万3,000円、2.7%増の312万2,000円を計上しております。

第9款地方交付税につきましては、見込みにより普通交付税3億7,579万3,000円、特別交付税

5,514万8,000円、昨年度の交付実績を勘案し震災復興特別交付税26億4,000万円を計上し、地方交付税総額では対前年比5億9,044万2,000円、23.8%の増となっております。総額で30億7,094万1,000円を予算計上しております。

第10款交通安全対策特別交付金については26万3,000円、30.8%減の59万1,000円となりました。

第11款分担金及び負担金については32万6,000円、2.2%増の1,541万9,000円となっております。

第12款使用料及び手数料については、公設卸売市場施設使用料197万6,000円の減、戸籍手数料等の総務手数料71万2,000円の減などにより、前年比268万8,000円、24.6%減の823万4,000円を予算計上しております。

第13款国庫支出金につきましては、対前年比で55億792万7,000円、258.9%増の89億7,322万円となっております。主な内容といたしましては、公営住宅整備や道路新設改良事業等に係る福島再生加速化交付金が33億4,569万9,000円の増、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金12億3,427万円の増、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金4億7,153万3,000円の増、被災者支援総合交付金3億1,143万2,000円の増などに対し、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金5億2,059万8,000円の減、電源立地地域対策交付金6,688万7,000円の減などとなっております。

第14款県支出金については2億1,827万9,000円、28%増の9億9,766万8,000円となりました。主な内容は、福島県警戒区域等医療施設再開支援事業補助金が2億2,813万4,000円の増、営農再開支援事業補助金が7,097万2,000円の増、原子力災害対応雇用支援事業補助金が6,516万1,000円の増などに対し、緊急地域雇用特別補助金が1億2,038万9,000円の減、地域支え合い体制づくり助成事業補助金が6,412万3,000円の減などとなっております。

次に、5ページをごらんください。第15款財産収入につきましては74万5,000円、7.4%増の1,085万6,000円を計上しておりますが、主な内容としましては、財政調整基金利子が41万7,000円の増、復興交付金基金預金利子、国交省分でございますが、こちらが35万円の増、奨学資金貸与基金預金利子が24万7,000円の減などとなっております。

第16款寄附金については、一般寄附金、ふるさと納税寄附金、災害寄附金、それぞれにおいて存目計上となっております。

第17款繰入金につきましては2億1,506万6,000円、4.9%増の46億138万7,000円となりました。主な内容といたしましては、財源不足補填のための財政調整基金繰入金が1億8,702万9,000円の増、防災集団移転促進事業やがけ地近接等危険住宅移転事業費等に係る国交省分の復興交付金基金繰入金が2億3,558万4,000円の増、水産業共同利用施設復興整備事業に係る農水省分の復興交付金基金繰入金が1億5,872万5,000円の増などに対し、災害復興基金繰入金が3億2,610万3,000円の減、公共用施設維持運営基金繰入金が5,000万円の減などとなっております。

第18款繰越金については、前年度同額の5,000万円を計上しております。

第19款諸収入については、スポーツ拠点づくり推進事業助成金400万円の減、除雪業務委託負担金

81万9,000円の減などにより506万4,000円、4.8%減の1億153万6,000円となりました。

第20款町債につきましては、前年同額で福島県災害援護資金貸付金1,000万円を計上しております。

次に、歳出の主な内容を申し上げます。6ページをごらんください。第1款議会費については、共済費の915万2,000円の減などにより、前年度と比較し581万1,000円、5%減の1億1,116万3,000円となっております。

第2款総務費については、対前年比8億6,953万3,000円、22.2%の減となりました。主な内容としたしましては、農水省分の復興交付金基金積立金が1億5,872万5,000円の増、高度情報化推進計画事業費が1億1,229万8,000円の増、富岡町災害復興計画策定業務等に係る町づくり活性化事業が6,877万4,000円の増となる一方で、富岡町役場本庁舎の機能回復に係る事業費が9億1,670万6,000円の減、公共用施設維持運営基金積立金1億9,100万4,000円の減などとなっております。

第3款民生費については3億1,629万5,000円、14.6%の増の24億8,314万9,000円となりました。主な内容としたしましては、新規事業である年金生活者等支援臨時福祉給付金事業1億260万1,000円の増、国民健康保険事業特別会計への繰出金である保険基盤安定繰出金7,819万8,000円の増、応急仮設住宅維持管理費6,825万9,000円の増、生活支援バス運行事業費6,691万5,000円の増などに対し、介護保険及びサービス事業特別会計の繰出金3,812万1,000円の減、社会福祉事業2,363万1,000円の減などとなっております。

第4款衛生費については2億3,954万5,000円、26.4%減の6億6,798万3,000円となりました。主な内容としたしましては、仮設診療所整備事業費2億7,312万2,000円の増などに対しまして、環境クリーン化促進事業委託料5億円の減などとなっております。

第5款労働費については4,827万6,000円、42.6%減の6,516万2,000円となっております。主な内容としたしましては、5年間の集中復興期間が終了し、雇用対策の枠組みが被災者の雇用維持確保から、原子力災害対応雇用支援へとシフトしたことによるものであります。

第6款農林水産業費については3億100万5,000円、22.5%減の10億3,692万6,000円を計上しております。主な内容としたしましては、営農再開支援事業費6,901万2,000円の増、施設の災害復旧に係る多目的集会所管理事業費6,366万7,000円の増などに対して、農業集落排水事業特別会計繰出金2億7,930万7,000円の減、帰還困難区域の農地防火対策除草に係る農地等維持修繕事業費1億4,165万9,000円の減などとなっております。

第7款商工費については18億4,515万8,000円、618.1%増の21億4,369万9,000円となりました。主な内容としたしましては、商業拠点施設整備事業費の16億7,405万8,000円の増、工業団地事業費1億7,515万9,000円の増、再生可能エネルギー事業費5,000万円の増などに対しまして、個人線量計機器点検校正事業費5,986万3,000円の減、原子力広報・調査等事業費1,243万5,000円の減などとなっております。

第8款土木費につきましては37億3,023万5,000円、134.7%増の65億8万4,000円となりました。主

な内容といたしましては、新規事業である公営住宅整備事業費17億983万1,000円の増、道路新設改良事業10億2,560万円の増、防災集団移転事業費10億2,617万3,000円の増、がけ地近接等危険住宅移転事業費1億2,867万7,000円の増、津波被災住宅再建事業費1億7,103万7,000円の増などに対し、除染後の農地の放射線量測定に係る見せる化事業費1億9,793万8,000円の減、公共下水道事業特別会計繰出金1億122万7,000円の減、蛇谷須地区特環下水道事業特別会計繰出金3,635万7,000円の減などとなっております。

第9款消防費につきましては7億599万円、131.2%増の12億4,394万1,000円となりました。主な内容といたしましては、町内の防災行政無線のデジタル化に係る防災行政無線経費5億7,744万円の増、広域圏組合負担金9,298万5,000円の増、町内消防屯署の復旧等に係る消防施設維持補修費3,317万8,000円の増などに対し、富岡町防火防犯パトロール事業費1,465万3,000円の減などとなっております。

7ページから8ページをごらんいただきたいと思います。第10款教育費につきましては15億2,310万6,000円、367.7%増の19億3,738万4,000円となりました。主な内容といたしましては、文化交流センターの復旧等に係る施設管理費9億7,849万8,000円の増、体育施設の復旧に係る体育施設管理費2億7,355万5,000円の増、町内学校施設の復旧等に係る施設整備事業費2億4,802万4,000円の増、3D計測事業などに係る歴史民俗資料館事業費2,304万4,000円の増などに対しまして、小学校教育振興費233万1,000円の減、小学校教育用コンピューター整備事業費338万6,000円の減などとなっております。

第11款災害復旧費につきましては1億5,698万4,000円、69.2%増の3億8,393万3,000円となりましたが、主な内容は漁港災害復旧事業費2億163万4,000円の増などに対し、農地等災害復旧事業費1,118万9,000円の減、道路橋梁施設災害復旧事業費2,547万円の減となっております。

第12款公債費につきましては2,407万7,000円、9.5%減の2億3,019万3,000円となっております。内訳といたしましては、元金が2,114万3,000円の減、利子が293万4,000円の減となっております。

第13款諸支出金は存目計上でございます。

第14款予備費につきましては、前年度同額の1,500万円を計上をいたしております。

以上が平成28年度一般会計当初予算についての主な内容であります。主要な事務事業の詳細については平成28年度事業計画の概要をお手元に配付しておりますので、参考資料としてごらんいただきたいと思います。

ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法につきましては、慣例によりまして、歳入歳出とも項別審査を行い、その後に総括審査を行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。14ページをお開きいただきたいと思います。14、15ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 16、17ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 18、19ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 20、21ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 22、23ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 24、25ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 26、27ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 28、29ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 30、31ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 32、33ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 34、35ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 36、37ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 38、39ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 40、41ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 42、43ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 44、45ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 46、47ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 歳出に入ります。48、49ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 50、51ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 52、53ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 54、55ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 56、57ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 58、59ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 60、61ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 62、63ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 64、65ページ。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） 済みません、65ページ、002、高度情報化推進計画事業費についてお伺いしたいのですが、28年度の事業概要を見ますと、ホームページ及びタブレット端末を管理運営して町内外に町の最新情報を発信するというのと、あとスマートフォン向けのアプリなどをつくるということをお伺いしたいのですが、この中でタブレット端末かなり古くなって今の機種と比べると非常に遅いというような話もよく聞くのですが、そのあたりの更新ということをお考えかどうかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） それでは、ただいまのご質問にお答えします。

タブレット端末につきましては、震災直後に情報発信力を高めるということで町民の皆様に配付をいたしました。それから5年がたっておりまして、実は28年度いっぱい現在のタブレットが使用を終了するという契約になってございます。29年度には新しい情報の伝送力の高いそういったタブレットを皆様のほうに配付できるようにということで今考えておりまして、それに伴いましてアプリです

とかタブレットの中身についても検討、それから開発を進めるというような予算の計上になっております。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

29年度ということで1年もうちょっと待たなければいけないのかなというふうに思うのですが、いろいろ通信料の問題とかもあると思いますので、全家庭というのは厳しいのかもしれませんが、例えば復興住宅であるとかある程度集合住宅に関しましてワイファイのフリースポット化をすとか、そういったところの検討もされているかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） フリースポット化につきましては、県内でも観光地等におきましては既にやっているところもございまして、町でもただいま申されましたように、町民が集うような場所あるいは町内に戻ってからであれば、役場とか商業施設とかそういったところでの利用というのは考えていかなければならないなということでは考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

やはり情報発信非常に大事だと思いますので、戦略的にやっていただきたいと思います。スマートフォンだけに限ってしまうとなかなか使われない方もいると思うので、タブレットを含めてご検討していただけるというのは非常にありがたいし、ぜひ皆さんが、受けられる方が同じような情報を受け取れるような努力を今後もしていただきたいと思います。

済みません、要望しておきます。よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、66、67ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 68、69ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 70、71ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 72、73ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 74、75ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 76、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 78、79ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 80、81ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 82、83ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 84、85ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 86、87ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 88、89ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 90、91ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 92、93ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 94、95ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 96、97ページ。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 97ページの生活支援バス運行事業についてお伺いしますが、以前に質問したときに来年度は運行のほうの見直しを行うということだったのですけれども、どのように見直しされているのか、具体的に教えてください。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） それでは、お答えいたします。

生活支援バスの運行スケジュールの見直しということですが、現在は郡山地区、三春地区、大玉地区におきまして、週4日、1日4便運行されております。しかしながら、以前より利用者が少ないのではないかというふうなご指摘を受けておりましたので、昨年9月に1カ月間利用実態調査を行いました。その結果、各地区とも入居者の約五、六%の方が利用しているというふうな結果が出ております。また、あわせて仮設住宅の入居者に対してバスの利用に関するアンケート調査も行ってございます。その結果からはバスの利用状況から全くなくなるのは困りますけれども、減便するのはやむなしというふうな意見を多数いただいております。これらを受けまして郡山地区、三春地区、大玉地区の

仮設住宅の自治会長さんら等集まってお話しして、いろいろ協議して、効果的なバスの運行を図るために今現在利用実態に応じた運行スケジュールを検討しているところでございます。具体的には週2日程度、1日午前、午後の2便程度がよろしいかなというふうに考えてございますが、なおこれらにつきましては利用者の方に十分承知して理解もいただかなければいけないということで、年度明けですぐということではないのですが、年度の途中から十分な承知をしてご理解をいただきながら運行スケジュールの見直しを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

また、あわせて仮設住宅の近くには公共交通機関、バス等もございますので、これらの場所とかそれから運行時間もしくはご利用方法などにつきましても十分承知するような形で対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 確かに利用者は少なくなったとはいえ、現時点では5%程度いるということで、なくすことはこれは難しいというか必要だと思っております。ただ、仮設住宅の利用状況も大分少なくなってきて、半分近く減っているのかなというふうには感じているのですけれども、特に最近になると県の復興住宅のほうに引っ越しする方が大分多いということで、県の復興住宅ということなので、これは県のほうでやられるというのが筋だとは思っておりますけれども、特に富岡町だけしか入居されていない復興住宅も中にはあると思っておりますので、そちらに入られている町民の方の意見では、何か町のほうは全然何もしてくれないという意見が多いのですけれども、なかなか県の建物なので難しいところはあると思っておりますけれども、町としても例えばその周辺をちょっと回れるようなことも必要ではないかと思っておりますけれども、そういうことはできないのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） お答えいたします。

議員おっしゃるように復興仮設住宅からそのまま復興公営住宅のほうに移られるという方が多くいらっしゃいまして、復興公営住宅に移られた後につきましては、こちらといたしましても、自立した生活を送っていただきたいというふうな考えもございまして、日常の交通手段としては地元の公共交通機関をご利用いただきたいなというふうに考えております。また、入居説明会の際にも最寄りのバス停とかをご案内するような形で、皆さんにそちらのほうをお勧めしているところでございます。ただ、やはりおっしゃるようなご意見も多く伺いますが、復興公営住宅につきましては今現在自治会の設立が次々と進んでいるところでございます。いろんな町の方と一緒に入るところはなかなか難しいのですが、富岡町が中心になった復興公営住宅もございまして、そういったところの自治会等につきましてもいろいろ意見交換をするような機会もございまして、そのようなときに皆さん方のご意見を伺いながら、今後いい方法を検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） ありがとうございます。

ぜひ県営住宅に移ったからということで関係ないことではないわけですから、町民の特に富岡町だけの県営住宅に関しては町民のほうでも情報収集できるような、そういった場を多く設けていただいて要望を聞いていただければ幸いですので、要望しておきますので、よろしくをお願いします。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、98、99ページ。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） コミュニティーの推進等につきましての質問なのですが、今3番議員のところからもありましたが、復興住宅に移っていくことが多い反面、自立して自分の住宅で生活する人がふえてきたかと思うのですが、そういうところがなかなか、借り上げのときにもあったわけですが、なかなか町の情報がうまく話しする機会がないというようなことがあったのですが、それに対して新たな取り組みについてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、避難されている皆さんが町に帰還するまでの間、町民同士のつながりを保ち、情報交換を行ったりお互いに支援し合ったりするために避難されている町民の皆さんによるコミュニティづくり推進団体の立ち上げを推進して、その活動に対して助成してございます。その推進をさらに進めるために来年度につきましては推進団体を立て上げる要件として、今まで30世帯以上必要だというふうな要件を半分程度に軽減するような条件とするとともに、助成金につきましても郡内のほかの自治体と同等水準になるような見直しを今検討して精査しているところでございます。こういった形で避難されている方のコミュニティがあちこちに立ち上がるということを期待するとともに、さらにその運営につきましてもいろいろと相談に乗りながら支援していくというふうな形で、町民同士のコミュニティ活動が活発に行われるようにして、孤立防止とか生きがいにつながるような対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 大変ありがとうございます。

世帯が小さくなればよりつくりやすくなるということもあろうかと思えます。本当にありがとうございます。助成金もある程度出していただけるということだけでいけると思うのですが、できれば先ほども出ましたような復興住宅に入っている人たちだけのコミュニティではなくて、その周辺に住んでいる人たちもあわせてそういうコミュニティ、仮設のときには仮設という形だったのですが、そういうことではなくて、やはり地区としてある程度集まりができるコミュニティをつくっていく

ことが大切かなというふうに思うのですが、その辺に関しては要綱をこれからという詳しいところもあろうかと思うのですけれども、その辺に関してはどういうふうなお考えでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 生活支援課長。

○参事兼生活支援課長（林 志信君） お答えいたします。

コミュニティーづくりの推進団体ということで、核となる例えば今おっしゃいました復興公営住宅の自治会等は核となるかもしれませんが、その周辺に住宅を再建された方、それから借り上げていらっしゃる方、そういった方も含めてある一定の地域、広い範囲でのコミュニティーという形でのコミュニティーづくりをお願いするような、推進していくような形で考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○4番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、100、101ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 102、103ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 104、105ページ。

6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 105ページの環境衛生事業費の中の仮設トイレ巡回委託料と、あとごみステーション購入費ということで2つ質問させていただきたいのですが、まず1つ目の仮設トイレ巡回委託料について、これから町も特例宿泊また準備宿泊も出てくると思うのですが、その点でやっぱり仮設トイレというのは使用度が出てくると思うのです。それでこの前ちょっと富岡の町に行きましたら、まだイノシシ等の野生の動物が徘徊されている状況において、こういう場所については特にある程度環境衛生という形の立場に置くと、常にきれいにしておくべきではないかと思うのですが、巡回的なものの今現状どうやってやっているのかということと、ごみステーションの購入費ということは今までごみステーションありますが、新たにまたつくるのか、また今までのやつを取りかえるのか、その点2点教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） まず、1点目の仮設トイレの巡回委託料の件でございますが、町内には現在26カ所の仮設トイレがございます。これを業務委託ということで1週間に1回巡回して清掃しているというような状況になっております。今議員おっしゃるとおり、町内には野生動物等がいるということで、維持管理の面、町民が一時帰宅あるいは特例宿泊等でも例えば利用する場合等につい

て、安全という面で大変重要なことですので、そこらあたりについてはしっかりと野生動物等に荒らされないような取り組みということで、柵を結うなりというようなことは消耗品という中で今後検討してまいりたいと思います。

それから、ごみステーションの購入費でございますが、これは既設のごみステーションが大分老朽化して利用するのに支障が出ているということがございまして、町内の10カ所程度を新規に、同じ場所でございますが、取りかえるという内容でございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） ありがとうございます。

まず、1点目の仮設トイレの巡回ということで、これはやっぱり今ご説明のとおりやっていただければよいかと思いますし、また一番心配しているのは特例宿泊等の宿泊が始まったとき、町民がもちろん多く入っていらっしゃると思うのですが、そうなった場合、トイレ周辺のポイ捨てという言い方は表現悪いと思いますが、ごみを捨てられたりとかされた場合、そういうものに対しての野鳥等の影響度が十分出てくると思いますので、先ほど言われた説明のとおりやっていただきたいと強く要望します。

もう一点につきましては、ごみステーションについて10カ所ということで、古いものをかえるということの説明であります。これも理解できるのですが、もしできるのであればある程度、今仮設トイレとごみステーションはもちろん離れているところが数多いと思うのですが、できるだけ何カ所か、これから町民の要望に沿うような形でステーションの場所をずらしていただくという形の考えあるかどうか、ちょっとその1点だけ教えてください。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） ごみステーションの購入ということで、既設のごみステーション老朽化しているものについては今議員ご心配のとおり、野生動物等が中を食い散らかしたり、そういったことが懸念されるということもあって新たにします。今町内に置いてあるごみステーションの設置場所については、町民の方は最寄りのごみステーションは理解している、場所はどこにあるかということも理解していると思います。ただ、今後新たに必要かどうかというような箇所については今後の町民の方の意見等も踏まえ、あるいは私ども現地確認の上、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○4番（遠藤一善君） 了解しました。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、106、107ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 108、109ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 110、111ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 112、113ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 114、115ページ。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 115ページの松くい虫の件なのですが、この手法、従来ヘリコプターを使って散布していたと思うのだけれども、今富岡の置かれている状況を考えたときに、ヘリコプターを使うと森林除染は全然していませんので、2次被災の可能性が大なのです。そこら辺現課の産業振興課と復興推進課のほうではどんな調整して、どのように考えているのかお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

この項目で松くい虫防除委託料となっておりますが、実際議員おっしゃるとおり、今松くい自体ヘリコプター等ではやっておりませんし、それ自体はやっておりません。この項目で実際は危険木除去委託料ということで、20カ所程度の危険木が生じていますので、その都度この予算で道路等の危険木支障木が出た場合に対応しております。松くいについては今のところ議員おっしゃるようになかなか難しい状況があるので、今は行っていないのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 内容は十二分わかりました。そうしたときにこの項目でいいのか悪いのか、倒木なら倒木というわかりやすい名目で予算措置するべきだと思うのですが、その点はどうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 従来は危険木とか何か、これはいい悪いの話ではないのですが、実際に道路上とか何かの場合に松くい虫の被害を受けて倒木というか危険木除去してまいりました。その延長上でここでやっているというふうな考えでございます。ただ、議員おっしゃるとおり、実際の問題という形であれば、ちょっとそれは検討させていただきたいと思います。ただ、従前もその中でやってきた延長上でやっているということで今のところはお理解いただいて、あと内容についてはちょっと協議させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） そうしたら、最後に確認しておきたいのですが、今後何年後に従来の松くい虫の事業を再開する予定なのか。というのは、今答弁あったようにだんだん松くい虫で倒木関係かなり出てくると思う。町場にも随分松くい虫だか放射能汚染で立ち枯れしているのだから、とにかく松関係のやつが多くなってきていると思う。巡回しているからわかると思うのだけれども。そこら辺の考え方、今後の。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） お答え申し上げます。

現時点ではまだそこまでいっていないというのが実情です。実際、ただ今後帰還が進んでいく、あるいは人が帰ってくる中では当然必要になってくる部分だと認識しております。ただ、町単独というよりは県林業の森林防除等の部門もございますので、その辺と連携協議しながらこの辺については今後対応してまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、116、117ページ。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 117ページの商工費の002番、中小企業支援事業費の中で富岡町被災事業者等再開支援事業補助金という項目があるのですが、前年度も2,000万円の減額補正をしているということで、この補助金に対しまして来年度はどのような方針で進んでいくのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

本年度につきましては、途中では要綱の改正等も行いましたが、実際には現時点で2件程度ということで考えています。予備でというか万が一の場合に備えて1件程度考えております。これはご存じのように上限500万円で5分の4、富岡町等に来たときに設備投資等を行ったときに支給するという補助内容でございます。

今後なのですが、12月の際にも国のほうで8,000社回って中小企業等々の支援策を講じるというような話でございました。実際現時点でも大枠は示されております。中小企業等の設備とかあとなかなかグループ補助金で対応できない部分においても、今後支援をしていくというふうな新たな枠組みとか制度が3月に大枠で示されております。ですから、今後中小企業等の支援は当然大きな金もかかりますので、国の制度の活用、今要綱等をつくっているらしいのですが、できるだけ細かい実際に役に立つとか使い勝手のいいものということで今要望しております。これ当初予算の策定期間とあと国のこういう内容の報告がずれているということもあるのですが、基本的には設備投資とかそう

いった中小企業支援については、県国というか国の補助金等を中心に考えてまいります。なおかつそれでも対応できない部分、結局この町の要綱自体には国県の支援とダブっては支給しませんよということもありますので、どういう状況があるかというのはなかなか難しいのですが、やはりそれに漏れた部分で対応できる部分に対応していくというような考えでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 国のスキームが細かい要綱が出ていないという状況で、今月中には出すということではいろんなところ出ているのですが、漏れたところということで基本はいいのかと思うのですが、けれども、せっかく一般財源でやっているものですから、一社でも多く個人事業主も含めて、中小企業の会社ではなくても一般の個人事業の人たちも含めて、一社でも多く富岡町で事業を再開するステップとなるような形で進めていけるように、ぜひとも柔軟な対応をしていただきたいと思うのですが、その辺についてはいかがでしょう。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、あっても使われないのではしょうがないということございますので、国等の制度の改正もございますので、それと見合わせながら町のほうでもできる限りは当然そういった方向でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、118、119ページ。

3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） 119ページの商業拠点施設整備事業費の備品購入費についてなのですが、こちらの中身のほうをちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

備品購入費ですが、これご存じのとおりというか、今までご説明申し上げましたように、津波補助金使っております。商業施設でテナントが入ってまいります、その中でテナントの標準的な、例えば食品センターですと色々な厨房機器とかございます。そういったものをテナント企業と調整の上で入れるという補助金でございます。ですから、今メニューというよりはテナントと話し合ってそれを国に補助を申請してその上で、ただそれはあくまでも標準なので、標準外の備品を入れようとするときにはテナントさんの負担になるといったもので、備品の内容については各テナントから上がってくるものということでご理解いただければなと思います。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） わかりました。

この備品というのはその事業者のものになるのか、もしくはレンタルというか貸し出しになるのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

当然国のお金を使っていますので、町所有という形で、企業の方というかテナントの方に貸し出すというふうになっております。

○議長（塚野芳美君） 3番、早川恒久君。

○3番（早川恒久君） やはり商業施設の事業は今回町としても目玉の事業ということで、絶対にこれ成功しなくてはいけないと思っているのですけれども、なかなか有償では来ていただけないということで、賃料とかこういう備品の補助とかをして来ていただくということにはなっているのですが、実際に今後契約していく中でせっかく集まっていたのはいいのですけれども、実際やってみたらこれ無理だとか、あとは毎日やるのは無理だとか、そういう形になるのをちょっと懸念しているのですけれども、やはりにぎわいを出すためには毎日営業していただいて、夜はとりあえず無理だと思うのですけれども、昼間の時間帯は、日曜日はなかなか難しい面もあると思うのですけれども、その辺の約束というか、契約の中にそういうところまで入れていただかないと、絶対にうまくいかない部分が出てくるのではないかと思うのですけれども、その辺はよく考えた上で契約を交わしていただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） お答えいたします。

実際に企業と交渉という話はあれなのですが、実際に今家賃が減免だったり備品をやります、あるいは公設民営です。建物は減免しながらお貸ししますというわけです。そうしますと、当然残る部分というのはランニングコストだったりするわけです。ですから、その部分でこれは当然今後の住民の方の帰還見通しとかあるいはその通過交通等々を勘案して今設定はしております。ただ、設定どおりいくかどうかというのはやはり今後の話なので、その辺が企業さんもシビアに考えていらっしゃいます。ですから、このぐらいの負担は、全部ではないのですが、大きな企業でありますと、社会貢献という意味合いもあるので、この範囲とかというの示されます。ですから、そういう状況の中でできるだけ我々とすれば、住民の方に帰っていただくとかあるいは通過される方とか何か、就業されている方に使ってもらえるような方法を支援していくというしかないのだと思っています。

ただ、当然議員ご心配のとおり、今後うまくいかなかったらどうするのかなという、当然それはもちろん念頭に置いてあります。だから、その辺は実際に当初の事業規模だったりあるいはどうやっ

て運営していくかというのは企業も考えているのですが、その中では我々も一緒に入ってそうならないようにしていくというふうにしております。一方ではどうしてもランニングコストという部分は、いかんせん人件費だったり何かする部分があるので、それは町としても今の制度ではランニングコストなかなか難しいので、これは町としてこういう状況であるのでということで国、県に対してその辺何とかならないのかということで、町長を初め新たな制度設計に向けてやってくれよというような要望も出しております。ですから、企業とともになるべくそういう状況のないように当然契約というかそういう今段取りで話し合いは行っているし、一方国、県にも求めてまいるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長、営業日の件について。

産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） 申しわけございません。当然通過交通とかいろんなあるので、朝晩の問題とか、朝晩には何台通るといようなシミュレーションをしています。ただ、まだ基本的に我々としては1週間ずっとあけていただきたいとは思っているのですが、そこまでまだ詰めてはおりません。申しわけございません。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、120、121ページ。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 環境放射線モニタリング事業、これについて質問させていただきます。

今現在環境放射線モニタリング委託料と町内線量マップ作成業務委託料という2つの委託料入っているのですが、委託の業務の内容、どういったことを測定してください、どういうマップをつくってくださいという内容を簡単に聞かせてください。

○議長（塚野芳美君） 健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） お答えいたします。

環境放射線モニタリング委託料につきましては、現在106カ所の空間線量を調査いたしまして、毎月広報紙等に公表しておりますが、平成28年度につきましては、140カ所に箇所をふやして事業を実施していきたいというふうな考え方でございます。

それから、町内線量マップ作成委託料につきましては、こちらにつきましては今モニタリングいろんな形で、例えば町内のロードマップとかいろいろやっておりますけれども、それから町内でやっている線量の調査につきまして、今非常にホームページでは見づらい状況になっておりますので、その辺のところを一括管理して、例えば土壌の線量調査であるとか食料品の線量調査、それからもちろん先ほど申し上げました町内の線量調査とか、そういったものも1カ所で、一つのサイトで見れるようなデータベースを構築していくというふうな考え方で今のところは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 今課長のほうから土壌という言葉があったので土壌汚染、例えばゼロ5とかゼロ10とか、そういったことも委託しているということであれば安心できるのですが、余り空間線量にこだわらないで、どんどんと地中のほうの線量、こういったものもきっちり町民の方にお知らせするべきだと思いますので、土壌やっているとということであれば質問はこれで終わります。

ありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、11時15分まで休議いたします。

休 議 （午前11時03分）

再 開 （午前11時14分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

122、123ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 124、125ページ。

4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 8款土木費の2番、001の道路維持の中でこちらのところで桜の木の保全管理というのがあったのですが、去年までは消毒をする、あとちょっと剪定もしていたみたいなのですが、桜の維持保全に関してまたそのままの管理でいくのか、ただある程度桜の植えかえも含めて考えていっているのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） ただいまの質問にお答えいたします。

次年度においても今年度同様、桜の消毒、その他、施肥ですとか、そういった形で現在のものを維持管理していくという考えでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 当然維持管理は必要なのですが、今後に向けて普通の維持管理だけではない方法もやっぱり考えていかなければいけないかなというふうに思うので、その辺も考えていただきたいと思うのですが、その辺に関してはどういうふうな方向でしょうか。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） お答えいたします。

今年度においても樹木医の診断を得まして、委託しまして、老朽度とか施肥の状況を調べなければならないというような判断をしていただきまして、老朽が激しいものであれば植えかえるしかないというふうに考えておりますし、まだまだ大丈夫なものであれば施肥にて対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○4番（遠藤一善君） はい。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、126、127ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 128、129ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 130、131ページ。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 9款の消防費です。これ常備消防費は2億7,800万円となっております。これ私言いたいのは、広域消防の負担金、震災前は1億8,000万円ぐらい出したのです。広域圏の消防の現状をお知らせいただきたいとともに、震災前は1億8,000万円ぐらいの支出金だったのですが、どうしてこういうふうに1億円ぐらい上がったのか。それから、広域消防を見直す考えがあるのかどうかをお伺いしたい。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） 答えいたします。

広域消防に関しましては、現在檜葉のほうに本部を置きながら活動していただいています。28年度については富岡消防を町内に戻すという形で現在進めてまして、ここの負担金については庁舎建設、浪江、富岡、葛尾等の庁舎建設の負担金も含んでおりますので、今年度については若干上がっているというような状況でございます。

以上でございます。

○13番（三瓶一郎君） 了解。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、132、133ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 134、135ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 136、137ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 138、139ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 140、141ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 142、143ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 144、145ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 146、147ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 148、149ページ。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 150、151ページ。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ちょっと聞きなれない言葉出てきたものですから、これどういう事業かお聞かせください。003のとみおか絆の集い事業費、この事業どういう事業なのかちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

とみおか絆の集い事業につきましては、今年度まで行っておりました子ども友情の集いの名称を変えたものでございます。これにつきましては、平成23年12月から子供たちの絆をつなぐ事業を行ってきたわけなのですが、年々参加する子供さんたちも減っているというようなことなものですから、28年度におきましては保護者を一堂に会しましたものにも実施していきたいということでございます。

内容といたしましては、富岡のマスコットキャラクターのとみっぴーとの交流とか、あと富岡かるたの体験、学年ごとに分かれてのレクリエーションゲーム、マジックバルーンづくりや保護者も参加しての木工クラフト体験とあわせて、今年度まで行っております10歳となる小学4年生の2分の1成人式等を昼食をともにしながら行っていきたいなというふうに考えております。対象として考えおるのが、小学校1年生から高校3年生までの子供とその保護者というふうなことで考えてございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） わかりました、内容については。

友情の集いということで、大変富岡町を知ってもらおう形づくりには子供にとっては重要な事業だったのかと思うのです。それにまた今度父兄も一緒に入れて細部細かく事業を展開するという事ですので、ぜひなかなか町内で勉強したり友達と遊んだり、そういうふうなことをやって初めて富岡というものが心の中に根づくとは思うのですが、オギャーと生まれた子供ももう5歳になるわけですから、そういう意味で考えていくと1年生が今度6年生になるわけですか、ほとんど富岡町というものは知らないような状況になっている中で、そういうイメージづくりはぜひ大切だと思うので、ぜひ強力にやっていただければありがたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） ありがとうございます。

議員おっしゃるとおり、今対象となっている子は震災以後に生まれた子が対象になってきておりますので、今回の28年度につきましては保護者の方、特にお母さん方の参加を得まして、小さい子供たちも参加できるように創意工夫してやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（塚野芳美君） よろしいですか。

○12番（渡辺三男君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、152、153ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 154、155ページ。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 001の体育館施設管理費なのですが、修繕料ということで3月いっぱい貸していたやつが戻ってきて、いよいよ29年4月に向けて体育館など修繕工事に入るのかなと思うのですが、あそこの場所、先行除染したのですよね、あの体育施設。先行除染しましたが、除染の業者さんが3年、4年専用して使っていたわけです。当然もう一度除染してから今度体育施設の修繕に入るべきだと思うのですが、その辺の工程的な問題どうなっているのか、お聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

今年度被害調査の結果をもとに28年度に社会体育施設といいますが、スポーツ施設の改修を行っていきたいというふうに考えてございます。28年度につきましては、総合スポーツセンターの共有設備、受水槽、高架水槽、受変電設備等とあとは総合体育館、武道館、テニスコート、野球場、児童公園等々の実施設計までを考えてございます。工事といたしましては、総合スポーツセンターの共有設備、

これがないと総合体育館のほうも稼働できないものですから、を含めまして、総合体育館の修理、施設全体の原形復旧を基本として考えてございます。

先ほど議員さんおっしゃるとおり、今年度において貸し出しは終了ということでございます。3月の末に町のほうで業者のほうと確認をし合いながら、貸し出しをした状況、今返していただける状況を確認して、新年度からは改修工事に入りたいというふうに考えてございます。施設の体育館の中につきましては、当然クリーニングしていただいたの返却というふうに考えてございます。あわせまして、施設内の再除染といたしますか、それにつきましては私のほうでまだ検討していなかったものですから、ちょっと業者のほうに確認はしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 中身についてはわかりました。一番重要なことなのかなと思うのです。富岡町のメインになる体育施設、やっぱり子供から大人まで集う場所ですので、これは確認云々より業者にきちっとやらせないと、作業の休憩所になっていたわけですから、かなり先行除染してもまた多分汚れているのかなと思うのです。先行除染したデータがあればそのデータと比較してもいいし、例えば比較して高い低い、それは別として、やっぱりきちとした再除染をして、町にお返しするのが私は筋なのかなと。内部に関してはクリーニング当然なことであって、内部は先行除染していませんので、それはやっぱり幾ら敷物をして土足で上がったりしていますので、それはクリーニングは当然なことです。外部が一番問題だと思しますので、やっぱり調査設計以前にきちとした、もう一度除染をしてもらって渡してもらおうという形で考えていただきたいと思うのですが、どうでしょう。

○議長（塚野芳美君） 教育総務課長。

○教育総務課長（石井和弘君） お答え申し上げます。

先行除染したときの数値を確認しながら、線量の確認をして、再除染というような形が必要であればそちらのほうを要望していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） これ絶対やってもらわなきゃダメですよ。投げておいた場所だって半減しているのですから。だから先行除染した数字を確認して数字より上がっていないからいいよとか悪いよではなくて、また除染すれば今の現状から下がるわけですから。これはやっぱり絶対もう一度除染してもらって、それで渡してもらおうという方向で進んでいただきたいのですけれども、町長どう考えますか。

○議長（塚野芳美君） 町長。

○町長（宮本皓一君） 議員ご指摘の件でございますが、町として要望してもそちらのほうでやらないというような状況でも困りますので、これらについてはお話し合いをして、そして町の要望を何とか聞いていただくような方向で進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

- 議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、156、157ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 158、159ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 160、161ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 162、163ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 164、165ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 166、167ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 168、169ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 170、171ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 172ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

13番、三瓶一郎君。

- 13番（三瓶一郎君） 総務課長、収入の部で町債を1,000万円組んでいるのです。公債費を2億3,019万3,000円ですか、これらの関係はどのように理解したらいいのかをお聞きしたいと思いますし
2点目は富岡町の公債残高はどのぐらいあるのかをお聞かせいただきたいと思います。

それから、3点目は基金繰入金46億円ほど出ていますけれども、これは正式な名称はどういう基金なのか、あるいはこれは財調の1つなのか。

その3点を伺いたいと思います。

- 議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 大変申しわけございません。1問目の歳入の公債費ということでございましたが、もう一度ご質問のほうをお願いしてよろしいでしょうか。

- 議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 収入の部で町債を1,000万円計上しておいて、それで支出で公債を2億3,019万3,000円計上しています。これらの関係と申しますか、からくりという失礼を言い方しませんが、この関係をお知らせいただきたいと思えます。

2点目は、公債残高がどのくらいあるのかということが2問目です。

3問目は、歳入の部で基金繰り入れ、これ46億138万2,000円、これはどういう基金なのか。これは財政調整基金なのか、あるいは本当の純然たる基金なのか、この3点をお伺いいたします。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） まず、歳入の町債1,000万円でございますが、こちらにつきましては災害救助費、福島県災害援護基金貸付金で1,000万円につきましては歳入ということになります。これは町から出資をしまして、最終的に町のほうに戻ってくるというようなお金でございます。

それから、公債費につきましては159ページのほうに金額としてのってございますが、長期債の元金の償還金、それから長期債利子の償還金ということで合わせての計上となっております。

続きまして、公債費の残高についてでございますが、172ページのほうに公債費の残高としてのってございまして、28年度末の見込みといたしまして、10億6,907万7,000円というふうな金額になってございます。

さらに基金繰入金の内訳でございますが、39ページのほうに基金繰入金の内容がのってございまして、申し上げますと、財政調整基金繰入金が17億6,216万7,000円、町勢振興基金が6億円、災害復興基金繰入金が1億7,389万7,000円ということで、以下こちらのほうに書いておる基金、合わせまして46億138万2,000円の繰り入れというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） そうすると、わかりましたけれども、これ基金繰り入れで46億円ですね。これ財政調整基金から17億円ほど出ているのです。今この時期に、大変なことわかりますよ、大変なことわかりますけれども、わずか54億円ぐらいしかない財調を、ここで17億円切り崩していくということになると、だんだんこれ財調が減っていく。私はこれは好ましい会計ではないのではないかなと、こう思うのです。その辺について課長のお考えはいかがか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 財政調整基金の繰り入れ17億円ということでございます。昨年度は15億円程度でございましたが、約2億円ぐらい増加をしております。財政調整基金につきましては、今回その他の特財というものを相当厳しく見込みまして、それでもなお不足する部分について今回繰り入れを行うというような考えでございます。

先細りしていくのではないかなというようなお話でございますが、29年の4月に向けてさまざま復興事業が今盛んに行われている時期でございますので、今ここで繰り入れをしていくべきというような

考えをしております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） そうすると、最後の質問になりますけれども、大変難しいですね。やっぱり財調に手をつけるというのは本当に危険状態にあるというようなことでないと、今私は決してこれは褒められたものではないなと思っているのですけれども、最終的に今現在財調はどのくらいあるのですか、財調残高。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 現在27年度末ということで申し上げますと、約49億円、50億円弱というような金額でございます。

○13番（三瓶一郎君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 行政連絡員経費の中の区長報酬、副区長報酬、仮設住宅自治会長、副会長、この報酬のことで、ちょっと所管だったから質問できなかったのですが、最近復興公営住宅なんかもできまして、先ほど課長の答弁で人数制限を緩和ということで、近隣に家を建てた人も中に含めたりいろいろ考えていくということなのだけれども、今自治会長なんかやっている人なんかの意見で、やはり富岡の27行政区の区長手当はそのままの金額で、自治会長さんから比べると自治会長さんはちょっと少ないと。確かに1人頭何百円かというふうなお金は出しているということは事実でも、やはり会長さん手当というものをちゃんと富岡の区長さん並みに考えてほしいというような、そういった話もありますし、できれば柔軟に対応していただいて、ここで公平性、休眠中の区長さん手当と今活動している自治会長さんの手当を同レベルに持ってってもらいたいと思うのですが、その辺のお考えどうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 総務課長。

○総務課長（伏見克彦君） 行政区の区長さんの手当、それから自治会の会長さん方の手当についてでございますが、現在行政区長さんの手当よりも仮設の会長さんのほうの手当のほうが若干上回っておるという状況でございます。自治会長さんにつきましては、仮設の自治会内の連絡調整、それからコミュニティーの育成、見守りなど、町と入居者の橋渡し役として活動していただいているということで役員報酬をお支払いしているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） わかりました。仮設住宅自治会長さんの報酬のほうが区長さんよりも上回っているということを聞きましたので、了解しました。その辺のことは正しく伝えてもらいたいと思います。

ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 私二、三点ちょっと質問したいのですけれども、まず早ければ29年4月帰町を目指すということで、今なかなかテレビ、新聞、また町のほうでも目玉として商業施設とか診療所とか公営住宅とかというほうに進んでおりますが、一番重要なのはやっぱり放射線量なのかなと思うのです。委員会でも私言わせてもらったのですが、本来商業施設とか診療所のないような山の奥でも生活は可能なわけですよ、放射線量が全くないがために。今一番帰町を妨げているのは放射線量、また29年4月に早ければ帰町するに当たっても、放射線量がかなりの妨げになるのかなと。

これ冒頭で渡してありましたが、富岡町帰町計画の中でも余り線量には触れていないのです。そういった中で私らは年間1ミリシーベルト以内だよということで、被曝線量ね、1ミリ以内だよということで、なかなか1ミリ以内では30年、40年戻れないだろうということで国が1ミリに近づける、我々も1ミリに近づけるという表現で濁してしまったわけですが、やっぱり帰町を目の前にして線量をきちっとうたうべきだと思うのです。国は20ミリと言っている中で、なかなか我々とは余りにもギャップがあり過ぎると。そのギャップをある程度やっぱり埋めておかないと、帰町するに当たっての目安なんか全然私はできないと思うのです。20ミリというと3.7ですか、1ミリ以内というと0.23。では何ぼにするのだと、なかなかこれ難しいです。ただ、難しいけれども、帰町する町がきちっとやっぱりうたわないと、帰町の目安というのは何にも出てこないと思うのです。

そういった中で1ミリ以内なんていうのは本当に30年も40年も帰れないと思いますので、例えば3ミリとか5ミリ、そうすると0.23ではなくて1ミリとか1.2ミリとかとなっていくのかなと思うのですが、これ町と議会でやっぱり早目に帰町を目指す第一条件としてここまでは下げてくださいよという線をきちっと出して、それである程度宅地の90%が我々がうたった数字に達して、雨どいの下とかそういうところがそれより異常に高いところは私はホットスポットというのかなと思うのです。今ホットスポットなんてきれいごとと言ってやっていますが、とてもホットスポットというのはどういうところかと言ったら、全体を見渡して異常に高いところがホットスポットだと言っているだけです。全然話にならないのです。だからもう12市町村でいろいろ町長も副町長も担当課も苦勞してそういう問題は毎回多分話、会議していると思います。だけれども、12市町村の先頭を切って我々富岡町でそういう問題をきちっと決めるのも一つの私は方法だと思いますので、ぜひみんなで決めていただきたいと思います。

あともう一点なのですが、警戒区域になっておりますので、29年4月に帰町を目指すという中で、やっぱり地元に戻って店を直したりして、地元で店を開きたいという人もいるみたいなのです。私のところにも二、三件パーマ屋さんとかそういう関係の人がいるのです。足かせになっているのがリフォームのときの産業廃棄物、廃棄物がべらぼうな値段で、直すこともできないなんていう悲鳴上げて

いるのです。本来であれば10万円、20万円で処理できるものが200万円、300万円の見積もりが上がってきていると、町でどうにかならないのという悲鳴が出ているのです。これも同じく町長を筆頭に国とか担当の環境省とかそういう部分でかなり私は詰めているのだと思います。委員会でも質問の中でもかなり詰めているのだけれども、国の機関のほうが首を縦に振ってくれないと、そういう状況で国がやらないからできないということであれば、やっぱり復興にかなり妨げになると思いますので、国と折衝しながら、町は町できちっとした答えを出して、一時町の敷地にきちっとした形で保管して、最終的に国が了解すれば国のほうで処理してもらえし、了解してもらえないとすれば、やっぱり町のほうである程度処理をしてくれないと、とてもそういう部分にお金がかかり過ぎて地元に戻ってやろうとする人たちの意欲もそいでしまうと。

早ければ29年4月と町が言っているのですから、新年度早々からでもやっぱりそういう答えをびしっと出して町民に促さないと、もう29年どころか30年、31年になったって戻れないような状況ができてしまいますので、ぜひ政策の中でそういうことを打ち出してもらいたい。予算書なんか見るとそういう部分には全然手かかっていないです。

ガンマカメラなんかだっただけのお金をかけて購入したって、今年度は60万円ぐらいしか予算とっていないわけですから、ほとんど事業をやらないということですよ、これ。効果あるかないかは別問題として、やっぱりきちっと私はやるべきだと思うのです、そういう問題は。

放射線量が最終的には一番の問題ですから、やっぱりそういう部分できちっと手を差し伸べていかないと、なかなか町民は理解しないのかなと。今富岡町で商業施設つくったり、診療所つくったり、公営住宅つくったりしても、幾らそういうことをやっても、曲田地区にすばらしいものはできるのですけれども、それは富岡町の中で見たときにはすばらしいなというだけの話で、みんな住んでいるところはいわきとか郡山、もうすごい人口密集地に住んでいるわけですから、右を見ればスーパーがある、左を向けば病院、県下でも有数な病院がぼつらぼつらとあると。そういうところと比較したら到底勝てないですので、ふるさとのよさを出すにはやっぱり放射能の数値をきちっと払拭するのが私は一番の手だてなのかなと思いますので、ぜひそういう方向で進んでもらいたいのですが、どうでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 企画課長。

○企画課長（林 紀夫君） まず、帰町計画の中でというお話もありましたので、私からひとつお答えをさせていただきたいと思います。放射線量の話でございます。

議員おっしゃるとおり、放射線量、それから放射線の状態というのは非常に大事なことというふうに認識しております。何度か繰り返させてはいただいておりますが、国の避難指示解除の要件の中に20ミリシーベルト以下、年間ということもございますけれども、我々そこでよろしいというふうを考えているわけではなくて、しからは線を引くというところについてどのラインで引けるのかというのも非常に難しいところがございます。ということで、帰町計画の中では現状を評価してそれをお示し

して皆さんでお話し合いをしましょう、総合的に判断してまいりましょうというような帰町計画にしたというところでございますので、帰町計画についてはご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） 1番目の線量についての考え方というのは、委員会で復興推進課としての考えは申し述べさせていただいたところでございますので、私のほうからは2番目の質問についてお答えさせていただきたいと思えます。

リフォームの際の廃棄物の処分については実際問題がございまして、これは一般質問でも出ていましたし、また私どもも大変心配しておりまして、復興局とあと県の産業廃棄物課、それと相双地方振興局と年末に打ち合わせをして、年明けてからも一度打ち合わせさせていただきました。この問題、スムーズにどうすれば回るのかということについて、今町の問題点を国、県に話をしましたところ、早急にイメージ図みたいなものをつくってみるというふうなお話はいただいているところでございます。また、それを待っていて主体的に動かないというわけではございませんで、どういう方法がいいのかということで、町としても今考えております。

議員おっしゃった1カ所に、例えば町の敷地に保管しておいて、今後状況を見て処分できるものについては処分していくというのも一つの方法だと思えます。その方法も考えてはおります。ただ、一方ではそれを行うことによって町として負の財産の処分が今度困ってしまつては、それでは物事はうまく進まないものですから、どういう方法がいいのかということについてやはり今後しっかり詰めていきたいと思っております。ただ、時間がないというのもごもっともなお話でございますので、早急にそのところは検討してまいりたいと思えます。例えば町の敷地を利用して線量測定業務を一元化してはかることによって処分ができる、それが運搬距離が長いとかあるいは避難指示区域、特に居住制限区域という名前が足かせになっているということもあるようですので、榎葉町あたりではある程度スムーズにいつているというお話も聞きますので、またそれは避難指示解除についても慎重に行わなければならない一方で、そういう問題も出ているということなものですから、ここについては今後町としても情報を共有する中で、方針を早急に決定していきたいと思えます。

それから、先ほどのガンマカメラの件でございますが、ガンマカメラの件については購入はしているものではございません。委託業務というところで実施しているもので、今年度は1,700件程度やっておりますが、来年度については環境省がフォローアップ除染が町の要望を酌んで前倒したことから、現地の線量測定業務とバッティングすることから、新年度については必要数を最低数にとどめておりますが、今後はモニタリング調査は重要なことでございますので、必要な予算というのは次年度以降また計上させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 副町長。

○副町長（齊藤紀明君） 私からも1点補足してご説明します。

事業系廃棄物につきましては、私もここ1年以上ずっと申し上げてまいりました。ただ、今議員おっしゃるとおり、来年の早ければ29年4月の帰還開始に向けてまさに待ったなしの状態であります。他町の状況も十分調べるのですが、他町とやっぱり実態が違いますので、先ほどお話あった実際は引き取ってくれる業者はあったにしても、べらぼうな請求をされたということがあるのであれば、それは問題ですし、議員おっしゃるとおり、事業再開意欲の大きな足かせになると思いますので、その辺の現場の実情、富岡の実情というのは他町とも違う部分あるかと思しますので、しっかりと国に伝えて早急に何らかの改善あるいは何らかのワンステップ、ツーステップ踏めるように、しっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、私からも補足してご答弁させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。

まず、線量の問題ですが、なかなか難しいという言葉しか返ってこないのですが、数値を決めようということで。実際ホットスポットは何マイクロ以上をホットスポットとって除染しているのですか。恐らく宅地の中で5マイクロあったと、そんな高いところは困難区域以外にないと思うのだけでも、全体を見渡したとき5マイクロあったと。雨どいの下が8マイクロあるからホットスポットだといって多分除染しているのだと思うのです、ホットスポットの除染は。だってそれが雨どいの下8マイクロあってホットスポットの除染だよといって除染やって5マイクロまで下がったって、そんなのは何の意味もないと思うのです。だから実際1マイクロとか2マイクロ、年間23.7だとすれば、その半分10にすれば1.5とか1.7になるのかなと思うのですが、せめてそういう数字を押さえておいてそれより高いところをホットスポットだよというのであれば理解できるのです。町長も常々議員のとき目標値のない除染なんてあり得ないと言っていました、まさに私はそのとおりだと思うのです。ホットスポットの除染、ホットスポットの除染。ホットスポットの除染やれば帰れるような話になってきてしまうのです、最低の数字がないから。やっぱり議会と執行部が一つになってきちっと打ち出すのも一つの方法だし、それをぜひやりましょう。

あとは事業系のごみです。リフォームに係る事業系のやつは業者は一向に構わないのです。施主からいただければいいわけだから。200万円でも500万円でも1,000万円でも。ただ、富岡町民のマイナスになってしまうのです。だからそれは環境省と1年協議しようが3年協議しようがそれは構わないですから、まず町が自己財源で片づけるぐらいの意気込みで、やっぱりそういうことをきちっとやって初めて帰る人にまた拍車かけて、後ろから応援するような形になると思うのです。

さっきもちょっとしゃべったのですが、環境省だって富岡町の実態はよくわかっているはずだと思うのです。我々エコテックだって泣きの涙である程度は了解したわけですよ、いろんな今から条件がいろいろ整備されればいいですよということで了解しているわけですから。そのぐらい、事業系のご

みぐらい二つ返事でとりますよと言ってくれないのだったら、白紙に戻せばいいのですよ。我々は福島県全体のごみを入れるという判断したのですよ。そういう判断していながら、環境省がやっぱり首を縦に振らないということは、富岡町を余りにも愚弄し過ぎますよ。自分たちのいいようにやってください、やってください、了解すればこちらの意向は全然聞かない。これはやっぱりきちっとしてもらわないと困ります。

あと先ほどガンマカメラの件も答弁していただきましたが、それは購入という言葉で私間違った部分あります。それは委員会でも新年度の使い道は聞いておりますので、その答弁ありがとうございます。

その2つどうなのでしょうね。

○議長（塚野芳美君） 復興推進課長。

○復興推進課長（深谷高俊君） まず、1点目のホットスポットの件、私どももしっかりこないというところは正直持っています。フォローアップ除染でこれからホットスポット局地的に線量が高い箇所については再除染をするという話は聞いておりますが、どの程度からやるのかということについては環境省から明確な回答はないということで、町としてはあくまでも年1ミリシーベルトには当然こだわっておりまして、そうしますと、0.23マイクロシーベルトという計算の仕方になりますが、そこを目指して当然除染というのはやるわけですから、環境省が具体的な数字は示していない中では、できるだけ広く数字についてもできるだけ多くの箇所をとにかくやってくださいというようなお話はこれまでもしておりまして、環境省が夏から秋ぐらいには完了したいという予定を持っておるようですが、果たしてそこまで本当に終わるようなボリュームではないはずだから、年内をまず目標にホットスポットをフォローアップ除染をやってくださいということを申し上げております。そういうことでできるだけ広い箇所を深く掘って、そこは対応していただきたいと思っております。私からはそこまでのお話とさせていただきたいと思えます。

それから、2番目の廃棄物の処分でございますが、当然国とか県の出方を待つて何もやらないということでは主体性がないという、それまででございますので、町として何ができるのかということ、当然何かをやれば町の負担というのが出てくることは予想されますが、そこについては町として何ができるかということは早急に詰めさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） わかりました。

担当課の課長から十分委員会なんかでも説明は聞いております。何回やってもこれ水かけ論ですので、課長からもきょう私質問した意向を酌んでいただいて、環境省の会議とか何かでじゃんじゃんやってもらおう。また、町長にお願いなのですが、環境省の会議、全協あたりをもって私らにもそういうことを質問とか要望とかという機会を数ふやしてもらえば、議員全体でも言える場ができるかと思

ますので、ぜひその辺をよろしく願いいたします。

最後要望しておきます。ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） そうしたら総括なもので、私は今後29年4月に向かって少しでも町民が戻られる意欲が出るような政策をしてもらいたいと思っています。見せる観光で富岡川のアユ組合とかサケ組合関係の現状がどのようになって再開できるのか。それと紅葉川の従来のハクチョウの飛来関係は、町当局でどのように考えているのか。あと、夜の森の桜。

つくる農産物では下郡山、上郡山の実証実験でやっている田んぼ関係、米作とか、今後始まるであろう野菜関係とか、そういうものをどのように考えているのか。

あと最後に緊急避難場所及び避難場所、これ町民の人、私もそうだったのですけれども、恥ずかしながら。緊急避難場所の位置づけと避難場所の位置づけ全然違うのです。そこら辺の明確な線引きしているとは思いますが、再度町民の方々に理解して、どういう場所に行けば緊急避難場所として対応できるのか、避難場所として対応できるのかの再確認もう一度してもらいたいと思うのですがいかがなものでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 産業振興課長。

○産業振興課長（菅野利行君） ご質問にお答えいたします。

まず、1点目のアユとかサケでございますが、これは2つの組合、サケのほうとあと内水面のほうございまして、アユとか何かの放流については規模は小さいながらもここ3年ぐらいやっております。その中で2つの組合が一緒になってアユの放流、内水面とかあとサケの放流に取り組みたいというお話は何ってありました。あと河川改修なんかもございますので、それにあわせてという話もございませぬ。現状から申しますと、その辺が再度両組合の組合員の方々とお話し合いをいたしまして、途中若干我々の情報というか認識不足もあったのかもしれませんが、やはりなかなか一緒になれないとか、そういったお話もお聞きしておりましたので、その辺どうなっているのだろうというお話をまたしております。近々に関係者の方々とお話し合いというか実際の実態、再把握をして、なおかつその上で明るい方向というか、一緒になってやっていくのだという方法がきちんとなっていくのであれば、やはり町としても当然そういうアユにしてもサケにしても一つの大事な資源なので、それはそれでやっぱり支援していくというような立場でございますので、まずは再度組合員の方というかメンバーの方とお話し合いをさせていただいて、その中で方向性を見出していくと。ただ、河川の改修等もありますので、これも急いでやっていきたいというふうに思っております。

2つ目のハクチョウでございますが、申しわけないのですが、現在のところにおいてハクチョウをどうこうしろというふうな形では検討はしておりませぬ。ただ、私見れば従前もそんな大きな観光地というわけではないにしても、河川と海辺でハクチョウがたわむれるというような珍しいということ

もごさいますので、それはちょっと地元の方が餌をやっていたとかそういうこともありますし、現在申しわけないのですが、ハクチョウがどのような形で飛来しているかもまだ把握していない現状ですので、それも改めてそういう視点で見直して検討させていただきたいと思います。

桜についてですが、これは一般質問でもお答えさせていただいたとおり、富岡町の重要な資源でございますので、とりあえずできるところから、放射線量のお話ありましたが、その辺300メートルぐらいしかないので、今のところは、帰還困難区域を除けば、やはり放射線量等々を見合わせて、ライトアップとかそういった形で、きっかけ、糸口が必要だと思うので、その辺からまず始めていきたい。残る帰還困難区域につきましては、これは新聞等によるわけですが、夏ごろまでにはどうするか、例えば除染とか何かという方向性を出すということでございますから、それと見合わせて、当然さっきの桜の保全等もあるのですが、そういうのを続けながらやはり重要な資源としてぜひ除染等を進めていく、放射線量の低下があれば、やはり従前のように近づけるような形で取り組んでまいりたいと思っています。

あと食品等々です。野菜の安全性等についてですが、現在米については実証栽培をしております、来年度も3ヘクタールに広げるという状況があるので、それはそれでやはり低線量地区でございますし、きちっとした安全性の確保を図りながら、やはり拡大の方向にいただければいいなと思っております。野菜でございますが、これも昨年から本格的にやりたいという考えはあったのですが、ちょっと時期を逸したという形で、昨年は野菜2カ所、赤木と高津戸というか下千里地区で職員の手によるものをやっております。ただ、試験栽培とか実証栽培に向かっていくのには、年2回同じものをもって、それをやっとならして行ってやっていくというようなルールがございます。それにはクリアしませんが、とりあえず昨年つくったものについては3月、成長を待って参考値になりますが、データはとっていききたいと思います。来年度でございますが、これは当初予算にも計上しておりますが、やはり今後帰還に向けて家庭菜園であったり、あるいは農家の収入の道としての野菜、農業所得という形でやっていくためには、当然野菜をつくっていくという、加工していくのは当然でございますので、来年は解除準備と居住制限区域の最低3カ所ずつやって、改良普及所と連携してやっていくと。あとできれば町独自でもできるのであれば、それは随時復興組合とか何かをお願いしてやっていきたいということで、実際にある改良区と連携してある部分の予算と、あとそれを支援していくというかやっていく方々の予算も計上しておりますので、そういった仕組みの中で野菜の安全性あるいは今後の本格的な復活に向けた取り組みの糸口としていきたいと思っております。

私の所管については以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） お答えいたします。

緊急避難場所の理解というところでございますが、今回災害対策基本法の改正によりまして、指定緊急避難場所、それから指定避難所の指定というところが新しく法制化されました。それに伴って現

在町では地域防災計画を作成している段階でございます。その中でしっかりとした場所を指定しまして、これからマニュアル、それからパンフレット等もつくりながら、町民のほうにはお知らせをしていきたいというふうに考えてございます。現在策定中でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） さきの富岡川のアユ、サケ、ここは今現在県事業で富岡川の大規模改修発注終わっていると思うのですけれども、発注者側の県、あとは2組合また関係どこまでするかわかりませんけれども、町。関係ではよくここら辺の打ち合わせ、意思の疎通関係終わっているのかどうか、むしろ終わっていないのであれば、町としてもこの2組合のためにも前に出て指導するようにしてください。

あと夜の森の桜も同じですけれども、いろいろ事情あるのはわかっています。わかっていますから、ただ単に放射線量が高い低いばかりではなく、手当てをこうむるなりしておかないと、いざというときに間に合わないことになりますので、そこら辺も国を動かしてやってください。

あとつくる農産物の下郡山、上郡山、ライスセンター組合員が一生懸命やっているのはもとよりわかっていますけれども、町のほうもいま少し前にどんどん支援して、一人でも多くの従来の農業従事者が戻ってきて米をつくるのだ、野菜をつくるのだという意欲を増すような手法をとってもらえれば一番いいと思っています。

それとあと緊急避難場所と避難場所は今やっているということですので、いいのですけれども、ただ一つだけどっちも同じ場所だから何かあったらどっちへも行けるのだというような認識の仕方は絶対させないように、わかるようにやってください。

お願いして答弁は要りません。終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号 平成28年度富岡町一般会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午後1時10分まで休議いたします。

休 議 (午後 零時 14分)

再 開 (午後 1時09分)

○議長(塚野芳美君) それでは、再開いたします。

次に、議案第41号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を議題といたします。
総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

[総務課長補佐朗読]

○議長(塚野芳美君) 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長(植杉昭弘君) それでは、議案第41号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計当初予算の内容についてご説明申し上げます。

28年度予算は、今年度同様、保険税一部負担金の減免が継続されるものとして編成し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億127万1,000円とするもので、予算総額の前年度の比較において2,229万9,000円の率にして0.65%の減、歳入歳出の内容はともに今年度同様となっております。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。175ページをごらんください。第1款第1項国民健康保険税は、税の減免を継続するものとして現年度分については存目で8,000円を計上し、一般被保険者及び退職被保険者に係る滞納繰り越し分155万5,000円と合わせて156万3,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、保険税督促手数料8,000円を計上しております。

第3款国庫支出金17億8,174万1,000円は、第1項国庫負担金において療養給付費等に係る国庫負担金として4億6,227万3,000円を計上、第2項国庫補助金において財政調整交付金1億6,151万円を、災害臨時特例補助金については一部負担金及び保険税免除措置に対する財政支援分として11億5,785万8,000円を計上し、合わせて13億1,946万8,000円の計上をしております。

第4款第1項療養給付費交付金は、退職者医療に係る交付金8,907万4,000円を計上しております。

第5款第1項前期高齢者交付金は、前期高齢者に係る交付金として4億295万1,000円を計上しております。

第6款県支出金1億4,232万3,000円は、第1項県負担金において高額医療費共同事業交付金及び特定健診等負担金として1,662万7,000円を計上し、第2項県補助金において療養給付費等に係る財政調整交付金として1億2,569万6,000円を計上しております。

第7款第1項共同事業交付金7億9,480万4,000円は、高額医療費共同事業交付金として5,859万4,000円を計上し、保険財政共同安定化事業交付金においては7億3,621万円を計上しております。

第8款財産収入、第1項財産運用収入は、基金積立金預金利子として3万5,000円を計上しており

ます。

第9款繰入金1億8,607万1,000円の内容は、次ページの176ページをごらんください。第1項他会計繰入金において、保険税軽減相当額等繰入額、職員給与費等繰入金などの一般会計からの繰入金として1億8,607万円を計上し、第2項基金繰入金を存目で1,000円の計上といたしたものです。

第10款第1項繰越金は、存目で2,000円を計上しております。

第11款諸収入269万9,000円の内容は、第1項延滞金、加算金及び過料においてそれぞれ存目で5,000円を計上し、第2項預金利子においては利息分として3万5,000円、第3項受託事業収入において後期高齢者の健診に係る受託料として265万2,000円を計上、第4項雑入においては第三者納付金や返納金及び雑入など全て存目とし7,000円を計上したもので、歳入合計では34億127万1,000円となったものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。177ページをごらんください。第1款総務費3,241万2,000円は、第1項総務管理費として職員給与費や一般管理事務諸経費及び県保険連合会負担金などで3,083万8,000円を計上し、第2項徴税費において町税に係る事務諸経費として100万3,000円を計上、第3項運営協議会費は、国保運営協議会の運営経費として30万1,000円を計上し、第4項趣旨普及費において広報活動に要する経費として27万円を計上したものでございます。

第2款保険給付費21億6,187万2,000円は、第1項療養諸費では免除措置の継続により一般及び退職被保険者に係る一部負担金を含めた保険者負担額など21億3,692万8,000円を計上しており、第2項高額療養費においては一般及び退職被保険者に係る高額療養費として379万2,000円を計上、第3項移送費は存目として2,000円を計上し、第4項出産育児諸費は1,975万円を計上、第5項葬祭諸費において140万円を計上したものです。

第3款第1項後期高齢者支援金等は、後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金として2億9,219万8,000円を計上しております。

第4款第1項前期高齢者支援金等は、前期高齢者支援金として16万6,000円を計上したものです。

第5款第1項老人保健拠出金は、老人保健医療に係る事務費拠出金等として7,000円を計上しております。

第6款第1項介護納付金は、社会保険診療報酬支払基金への介護納付金として1億1,025万7,000円を計上しております。

次ページ、178ページをごらんください。第7款第1項共同事業拠出金6億6,933万3,000円は、共同事業に係る国保連合会への拠出金ではありますが、高額医療費共同事業分として5,524万5,000円を計上し、保険財政共同安定化事業分として6億1,408万8,000円を計上しております。

第8款保健事業費3,312万5,000円の内容は、第1項特定健康診査等の事業費において特定健康診査の実施に係る事業費として2,624万4,000円を計上し、第2項保健事業費では健康増進事業並びに医療費適正化事業として688万1,000円を計上しております。

第9款第1項基金積立金は、国保支払準備基金の利子分として3万7,000円を計上しております。

第10款諸支出金41万8,000円は、第1項償還金及び還付加算金において存目で6,000円を計上、第2項繰出金も存目で1,000円の計上しております。

第11款第1項予備費は、給付費の増大などによる予定外の支出に対応するため、また歳入歳出額調整のため1億185万7,000円を計上し、歳出合計を34億127万1,000円といたすものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

特別会計予算の質疑は一般会計予算と同様の方法で進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、そのような順序で審議を進めることにいたします。

それでは、歳入の部から入ります。

182ページをお開きください。182、183ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 184、185ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 186、187ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 188、189ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 190、191ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 192、193ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 歳出に入ります。194、195ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 196、197ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 198、199ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 200、201ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 202、203ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 204、205ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 206、207ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 208、209ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 210、211ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 212、213ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 214、215ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 歳入歳出総額これ34億円の計上をしています。国は社会保障、いわゆる今度の消費税の値上がり、これが10%になったときに、その2%は社会保障制度に回すということなものですから、これは国の支出金が配分されるのだらうと思うのですけれども。ですから、そういう意味ではいいことかなと思うのですけれども。

それともう一つは、今医療費が我々避難者は免除になっています。これはいつごろまで延長されるのでしょうか。

この2点伺います。

○議長（塚野芳美君） 住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） ご質問ありがとうございます。

まず、1点目の国は消費税の医療費の還元についての話です。こちらにつきましては、実は平成27年度から準備期間といたしまして、低所得者の対策の強化などに国のほうから自治体のほうに1,700億円交付金として出すような方策を国のほうでしておるところでございます。

あと第2点の医療費の免除につきましては、こちらは残念ながら国のほうでは毎年2月の下旬ぐらいにその次の1年後まで医療費の一部負担の免除及び国税の減免に対する国からの財政支援、1年ごとに決めております。震災から今まで例えば広野町とか楡葉町とか避難解除になったところも財政支援は続いておまして、富岡町でも例えば早ければ平成29年4月に解除になったとしても、財政支援は続けていただけるものだとは思っているのですが、残念ながら今現状では国のほうでも年度ごと

の予算になっておりますので、状況を見ないとわからないというのが現状でございます。

以上でございます。

○13番（三瓶一郎君） 了解。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第41号 平成28年度富岡町国民健康保険事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第42号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

219ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金、第1項分担金は、受益者分担金滞納繰り越し分1,000円の存目計上です。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料は、特環下水道使用料及び下水道使用料滞納繰り越し分それぞれ1,000円の存目計上、第2項手数料についても督促手数料1,000円の存目計上であります。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金1,000万円は、特環下水道施設災害復旧に係る蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業費補助金であります。

第4款繰入金、第1項繰入金3,791万8,000円は、下水道施設の維持管理費、災害復旧事業費、公債費等の財源としての一般会計繰入金であります。

第5款繰入金、第1項繰入金は、前年度繰越金1,000円の存目計上。

第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子、第3項雑入についてもそれぞれ

れ1,000円の存目計上であり、歳入総額は4,792万6,000円となっております。

220ページをお開き願います。次に、歳出についてご説明いたします。第1款下水道事業費、第1項下水道事業費3,463万5,000円は、蛇谷須浄化センター及びマンホールポンプ場等の維持管理に係る特環下水道維持管理費1,413万5,000円、舗装本復旧工事等に係る特環下水道災害復旧事業費2,050万円であります。

第2款公債費、第1項公債費1,229万1,000円は、特環下水道事業債元金償還金1,108万6,000円、同利子償還金120万5,000円であります。

第3款予備費、第1項予備費は、前年度同額の100万円の予算計上であり、歳出総額は4,792万6,000円となっております。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

224ページをお開きください。224、225ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 226、227ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 228、229ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 230、231ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 232、233ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 234ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第42号 平成28年度富岡町蛇谷須地区特定環境保全公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第43号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

237ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金、第1項負担金3,000万1,000円は、富岡駅前の曲田区画整理事業に伴う管渠整備工事に係る工事請負工事負担金3,000万円及び受益者負担金滞納繰り越し分1,000円の存目計上であります。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料は、公共下水道使用料及び下水道使用料滞納繰り越し分がそれぞれ1,000円の存目計上。第2項手数料は、督促手数料1,000円の存目計上であります。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金10億円は、公共下水道施設災害復旧に係る公共下水道事業補助金（一般分）です。

第4款繰入金、第1項繰入金10億9,712万6,000円は、下水道施設などの維持管理費、災害復旧事業費、給与費、公債費等の財源としての一般会計繰入金であります。

第5款繰入金、第1項繰入金は、前年度繰入金1,000円の存目計上。

第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子、第3項雑入については、それぞれ1,000円の存目計上であり、歳入総額は21億2,713万4,000円となっております。

238ページをお開き願います。次に、歳出についてご説明いたします。第1款事業費、第1項下水道事業費16億9,915万8,000円は、富岡浄化センター及びマンホールポンプ場等の維持管理に係る公共下水道維持管理費6,371万9,000円、日本下水道協会福島県支部負担金等の公共下水道整備諸経費1万円、富岡駅前の曲田土地区画整理事業に伴う管渠整備工事に係る公共下水道整備事業費3,000万円、富岡浄化センター改修工事委託が富岡川北の舗装本復旧工事等に係る公共下水道災害復旧事業費15億8,837万2,000円、災害復旧等の従事職員の給与費1,705万7,000円であります。

第2款公債費、第1項公債費4億2,297万6,000円は、公共下水道事業債元金償還金3億2,756万8,000円及び同利子償還金9,540万8,000円であります。

第3款予備費、第1項予備費は、前年度同額の500万円の計上であり、歳出総額は21億2,713万4,000円となっております。

説明は以上であります。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

242ページをお開きください。242、243ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 244、245ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 246、247ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 248、249ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 250、251ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 252、253ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 254、255ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 256、257ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 258ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号 平成28年度富岡町公共下水道事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を議題といたします。
総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を復旧課長より求めます。

復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） それでは、議案第44号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

261ページをお開き願います。初めに、歳入についてご説明いたします。第1款分担金及び負担金、第1項分担金は、受益者分担金滞納繰り越し分1,000円の存目計上です。

第2款使用料及び手数料、第1項使用料は、農業集落排水施設下水道使用料及び下水道使用料滞納繰り越し分それぞれ1,000円の存目計上。第2項手数料についても、督促手数料1,000円の存目計上であります。

第3款国庫支出金、第1項国庫補助金1億8,300万円は、農業集落排水施設災害復旧に係る農業集落排水事業補助金であります。

第4款繰入金、第1項繰入金2億4,720万7,000円は、農業集落排水施設の維持管理費、災害復旧事業費、公債費等の財源としての一般会計繰入金であります。

第5款繰越金、第1項繰越金は、前年度繰越金1,000円の存目計上。

第6款諸収入、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項町預金利子、第3項雑入についてもそれぞれ1,000円の存目計上であり、歳入総額は4億3,021万5,000円となっております。

262ページをお開き願います。次に、歳出についてご説明いたします。第1款集落排水事業費、第1項集落排水事業費3億5,000万5,000円は、上手岡浄化センター、小良ヶ浜浄化センター及びマンホールポンプ場等の維持管理に係る集落排水施設維持管理費4,500万円、福島県農業集落排水事業推進協議会費に係る集落排水建設事業諸経費5,000円、管工事等に係る集落排水災害復旧事業費3億500万円などであります。

第2款公債費、第1項公債費7,921万円は、集落排水事業債元金償還金6,259万3,000円、同利子償還金1,661万7,000円であります。

第3款予備費、第1項予備費は、前年度同額の100万円を計上し、歳出総額は4億3,021万5,000円となっております。

説明は以上です。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

266ページをお開きいただきたいと思います。266、267ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 268、269ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 270、271ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 272、273ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 274、275ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 276ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

13番、三瓶一郎君。

○13番（三瓶一郎君） 蛇谷須特環及び公共下水道並びに農集の説明が終わったわけですが、町長、これは政策だから町長に伺うのですけれども、これに該当しないものに対しては町は合併浄化槽を推進しておりましたよね。これが1件当たり5人槽で60万円とか70万円、そういうのがあってそれを随分推進したのです。ところが、合併浄化槽でもやっぱり5年、10年使わないと、これはだめなのです。それらを入れかえという大変なお金かかるので、これは清掃するということで清掃をした後に種つけをやって、通常に使うというようなことですから、これに該当しない一般家庭の合併浄化槽についての今後の対応を、私が言ったようなことで対応されていかれるのかどうか、それひとつ町長にお伺いします。

○議長（塚野芳美君） 復旧課長。

○復旧課長（三瓶清一君） 合併浄化槽の件でございますが、現段階では合併浄化槽関係につきましては、第1回目のくみ取りは環境省で行うというふうになってございまして、日にちはまだはっきりは明確にはなっていませんけれども、新年度から行うというふうに聞いております。

以上でございます。

○13番（三瓶一郎君） 了解。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第44号 平成28年度富岡町農業集落排水事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 平成28年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計予算の件を議題といたします
総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第45号 平成28年度富岡町曲田土地地区画整理事業特別会計予算の内容についてご説明申し上げます。

平成28年度における当該特別会計における予算額といたしましては、歳入歳出の予算としてそれぞれ総額6億777万1,000円を計上しているところであります。

まず、歳入についてご説明申し上げます。279ページをごらんください。第1款第1項県負担金としまして、福島県が行う富岡川改修工事に拠出する用地代金として、河川管理者負担金350万円を計上。

次に、第2款第1項繰入金としまして、同特別会計歳出予算第1款土地地区画整理事業費に係る歳出額のうち、前款第1項県負担金、第3款第1項繰越金及び第4款第1項町預金利子で賄う事業以外の財源として6億416万9,000円と、同歳出予算第2款予備費の財源として10万円の合計6億426万9,000円を一般会計繰入金として計上するものであります。

また、第3款第1項繰越金及び第4款第1項町預金利子として各1,000円の予算額を存目計上し、当該会計の平成28年度歳入予算総額を6億777万1,000円として計上しております。

なお、第2款第1項の繰入金6億426万9,000円のうち、福島再生加速化交付金及び震災復興特別交付税の対象となる事業費の相当額5億6,135万円分については、当該補助金等が財源となっております。

次に、歳出についてご説明申し上げます。280ページをごらんください。本年度の当該特別会計の歳出となる主要な事業は、復興拠点における交通ネットワークのかなめとなるJR富岡駅前の交通広場の整備事業費であります。当該事業地につきましては、現在関係権利者のご理解と環境省の協力のもと、今月末には更地化される見込みであり、また配置等の設計につきましてもJR東日本様のご理解により確定したところであります。このことより第1款第1項事業費としまして、本駅前交通広場

や接道となる都市計画道路等の整備費として街路整備工事費を計上し、また新たな宅地と道路の再配置に伴う上下水道の工事負担金として8,500万円、J R 富岡駅舎前面の用地購入予算として2,100万円、電柱等の移転に係る損失補償として1,575万円、また下期事業などに係る調査設計費、既存施設の維持管理工事により整備費として5億9,750万円を計上したところであります。また、これらの整備事業に係る諸経費として土地区画整理審議会の開催や旅費等の事務費73万6,000円を計上し、給与費1,618万5,000円を合わせて当款の事業費で6億767万1,000円を計上しております。

次に、第2款第1項予備費としましては、昨年同様10万円を計上し、本特別会計の歳出予算を総額6億777万1,000円としたものであります。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

284ページをお開きください。284、285ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 286、287ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 288、289ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 290、291ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第45号 平成28年度富岡町曲田土地区画整理事業特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第46号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計当初予算の内容についてご説明させていただきます。

今回の予算は、震災により避難が長期化する状況下で、要支援や要介護の認定者数及び施設介護サービス受給者には落ちつきが見られ、前年度と比較して6%減、金額にして8,032万4,000円の減となり、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億1,684万5,000円とするものであります。

まず、歳入についてご説明いたします。295ページをごらんください。第1款の保険料、第1項介護保険料は、滞納繰り越し分として2,000円を存目計上するものです。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、証明手数料として2,000円を存目計上しております。

第3款国庫支出金の合計額6億6,686万円の内訳は、第1項の国庫負担金が介護給付費負担金として2億2,242万2,000円、第2項の国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金、そして被災による被保険者の保険料の減免措置に対する財政支援の延長により、災害臨時特例補助金として4億4,443万8,000円を計上しております。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金は、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金といたしまして3億4,108万9,000円を計上しております。

第5款県支出金の合計は1億7,670万4,000円の内訳として、第1項県負担金が介護給付費負担金として1億7,044万7,000円、第2項県補助金が地域支援事業交付金として625万7,000円を計上しております。

第6款財産収入、第1項財産運用収入は、利子及び配当金として4万6,000円を計上しております。

第7款繰入金の合計額2億3,213万6,000円の内訳は、第1項他会計繰入金が一般会計から介護給付費及び職員の給与費として2億13万6,000円を繰り入れするものあります。第2項基金繰入金は、介護給付費準備基金繰入金として3,200万円を繰り入れするものであります。

第8款繰越金、第1項繰越金は1,000円を存目計上しております。

296ページをごらんください。第9款諸収入、合計額5,000円の内訳は、第1項延滞金、加算金及び過料及び第2項預金利子として、それぞれ1,000円を存目計上しております。また、第3項雑入は第三者納付金返納金等で3,000円を計上しており、歳入合計14億1,684万5,000円となったものでございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。297ページをごらんください。第1款の総務費、合計額4,389万7,000円の内訳は、第1項総務管理費が一般管理費及び職員の給与費の経費として2,846万

7,000円、第2項徴収費は保険料の賦課徴収費用に係る経費として35万9,000円。第3項運営協議会費は事務諸経費として3,000円を計上しております。第4項介護認定審査会費は、認定審査に係る経費といたしまして1,506万8,000円を計上しております。

第2款保険給付費13億3,864万6,000円の内訳は、第1項介護サービス等諸費が介護認定者の保険給付費分として12億4,282万2,000円、第2項介護予防サービス等諸費は、要支援者等に対する保険給付費分として5,861万6,000円、第3項その他の諸費は、審査支払手数料として109万4,000円、第4項高額介護サービス等諸費は、給付費として2,000円を計上、第5項特定入所者介護サービス等費は、特定入所者に対する給付費といたしまして3,611万円、第6項高額医療合算介護サービス等費は、給付費として2,000円を計上しております。

第3款地域支援事業費3,324万4,000円の内訳は、第1項介護予防事業費が高齢者施策事業費として1,339万4,000円、第2項包括的支援事業費が包括支援事業等に係る人件費等の経費として1,985万円を計上しております。

第4款基金積立金、第1項基金積立金は、利子積立金として5万3,000円を計上しております。

第5款諸支出金、合計額5,000円の内訳は、第1項償還金及び還付加算金が第1号被保険者の過年度加算金、償還金として3,000円。298ページに移りまして、第2項延滞金及び第3項繰出金は、それぞれ1,000円を存目計上しております。

第6款予備費、第1項予備費は100万円を計上し、歳出合計を14億1,684万5,000円とするものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

302ページをお開きください。302ページ、303ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 304、305ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 306、307ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 308、309ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 310、311ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 312、313ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（塚野芳美君） 314、315ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 316、317ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 318、319ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 320、321ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 322、323ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 324、325ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 326、327ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 328、329ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 330、331ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 332、303ページ。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。
総括で質疑を賜ります。ございませんか。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。
討論。
〔「なし」と言う人あり〕
- 議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。
これより議案第46号 平成28年度富岡町介護保険事業特別会計予算の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（塚野芳美君） 起立全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
2時15分まで休議いたします。

〔11番（高橋 実君）退席〕

休 議 （午後 2時04分）

再 開 （午後 2時15分）

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

次に、議案第47号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を住民課長より求めます。

住民課長。

○住民課長（植杉昭弘君） それでは、議案第47号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の内容についてご説明を申し上げます。

今回の予算は、保険税一部負担金の免除が継続されるものとして編成し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,481万8,000円とするもので、前年度の比較において6.2%、204万5,000円の増。歳入歳出の内容は、ともに今年度と同様になっております。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。337ページをごらんください。第1款保険料、第1項後期高齢者保険料は、免除措置の継続により存目で3,000円を計上しております。

第2款使用料及び手数料、第1項手数料は、納付証明及び督促手数料として存目で2,000円を計上しております。

第3款繰入金、第1項一般会計繰入金は、一般管理費等の事務費繰入金197万7,000円及び保険基盤安定繰入金3,272万7,000円を、合わせて3,470万4,000円を計上しております。

第4款第1項繰越金は10万円を計上しております。

第5款諸収入9,000円は、第1項延滞金、加算金及び過料、第2項償還金及び還付加算金、第3項預金利子、第4項雑入、全て存目として9,000円を計上したもので、歳入合計は3,481万8,000円となったものです。

次に、歳出についてご説明いたします。次ページ338ページをごらんください。第1款総務費は、第1項総務管理費において一般管理費の事務経費の169万6,000円を計上し、第2項徴収費において徴収に係る事務経費として28万1,000円を計上し、総額197万7,000円としたものです。

第2款第1項後期高齢者医療広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合の納付金として3,273万円を計上しております。

第3款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金において、保険料還付金を存目で1,000円、還付加算金を5,000円、第2項繰出金は、存目1,000円の合わせて7,000円を計上しております。

第4款第1項予備費に歳入歳出額調整のため10万4,000円を計上し、歳出合計を3,481万8,000円としたものです。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

342ページをお開きください。342ページ、343ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 344、345ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 346、347ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 348、349ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第47号 平成28年度富岡町後期高齢者医療特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第48号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計当初予算の内容についてご説明申し上げます。

大玉村仮設診療所の28年度の運営は、井坂晶医師及び堀川章仁医師のご理解により、前年度同様木曜日と金曜日の週2回の内科診療を行います。

歳入歳出の予算総額は、前年度に比べ538万9,000円減の歳入歳出それぞれ2,715万4,000円とするものでございます。

それでは、353ページをごらんください。最初に、歳入についてご説明申し上げます。第1款使用料及び手数料の合計額702万8,000円の内訳は、第1項使用料が内科外来等収入を見込み682万8,000円を計上し、第2項手数料は、内科外来分の文書料として20万円を計上しております。

第2款県支出金、第1項県補助金は、地域医療復興事業補助金といたしまして350万円を計上しております。

第3款繰入金、第1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金として前年度より474万7,000円減の1,662万4,000円を計上するものです。

第4款繰越金、第1項繰越金及び第5款諸収入、第2項預金利子につきましては、それぞれ1,000円を存目計上とし、歳入総額を2,715万4,000円といたすものであります。

354ページをごらんください。次に、歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1項総務管理費は、職員給与費及び医師等報酬、そして負担金や医薬材料費など診療所の管理費として2,615万3,000円を計上しております。

第2款諸支出金、第1項繰出金は1,000円を存目計上いたし、第3款予備費、第1項予備費は100万円を計上し、歳出合計を2,715万4,000円といたすものであります。

なお、平成28年度をもって当大玉仮設診療所が終了することから、町と診療所管理者で近隣の二本松市及び本宮市内の医療機関へ患者引き受けによる協力依頼を行うとともに、今後は患者の聞き取りによる紹介状の作成を行い、仮設診療所診療患者の健康維持に努めてまいります。また、町事業として高齢者及び独居宅の巡回訪問に加え、毎週水曜日には健康サロン、月1回は大玉社協サロンの参加を呼びかけるとともに、保健師による講話、お茶会、レクリエーション等を継続して実施してまいります。ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

それでは、歳入の部から入ります。

358ページをお開きください。358ページ、359ページ、ございませぬか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 360、361ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 362、363ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 364、365ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 366、367ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 368、369ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第48号 平成28年度富岡町仮設診療所特別会計予算の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を議題といたします。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を健康福祉課長より求めます。

健康福祉課長。

○参事兼健康福祉課長（猪狩 隆君） それでは、議案第49号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計当初予算の内容についてご説明申し上げます。

当事業は、介護予防マネジメント、総合相談と支援、権利擁護等の包括支援事業や要支援の方々のサービス計画を作成する事業であり、歳入歳出予算の総額は前年度より2万1,000円増の歳入歳出それぞれ650万1,000円とするものであります。

最初に、歳入についてご説明申し上げます。373ページをごらんください。第1款サービス計画収入金、第1項予防給付費収入金は、計画策定収入金として599万9,000円を計上しております。

第2款繰入金、第1項一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金として50万円を計上しております。

第3款繰越金、第1項繰越金及び第4款諸収入、第1項雑入につきましては、それぞれ1,000円を

存目計上し、歳入総額を650万1,000円といたすものであります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。374ページをごらんください。第1款の介護予防支援事業費、第1項介護予防サービス計画事業費は、計画作成委託料といたしまして600万円を計上するものであります。

第2款諸支出金、第1項繰出金は1,000円を存目計上し、第3款予備費、第1項予備費につきましては50万円を計上し、歳出合計を6,050万1,000円といたすものであります。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

歳入の部から入ります。

378ページをお開きください。378ページ、379ページ、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 380、381ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、項別審査を終わります。

総括で質疑を賜ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第49号 平成28年度富岡町介護サービス事業特別会計予算の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 不動産の取得についての件を議題といたします。

なお、別添の取得明細書については朗読を省略してください。

総務課長補佐の朗読を求めます。

総務課長補佐。

〔総務課長補佐朗読〕

○議長（塚野芳美君） 内容の説明を拠点整備課長より求めます。

拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） それでは、議案第50号 不動産の取得についての内容をご説明申し

上げます。

今回の不動産の取得につきましては、昨年11月5日付で国土交通大臣より同意を受け、復興交付金事業により進めております防災集団移転促進事業に係る移転元地の買い取りを行うための不動産の取得であります。

議案第50号、別紙資料、富岡防災集団移転促進事業買い取り対象位置図をごらんください。黒枠で囲まれた災害危険区域図の中の富岡川北側の赤着色の部分を拡大しております。今回取得する土地につきましては、この買い取り対象位置図の中で黄色に着色した土地であり、所有者は坂本康弘氏であります。各筆の土地の面積につきましては、議案第50号の2枚目、富岡町防災集団移転促進事業取得明細書のとおりであり、宅地、介在農地を合わせまして総面積7,966.89平方メートルであります。土地取得予定価格としましては1,770万8,597円であります。契約者は富岡町小浜687番地、坂本康弘氏であります。

なお、今回取得いたします移転促進区域内の土地については、災害復旧事業、復興事業に必要であれば、国、県に無償譲渡を行うものとなっております。また、町の復興事業用地にも活用できるものとなっております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（塚野芳美君） 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑ございませんか。

10番、黒沢英男君。

○10番（黒沢英男君） 1点だけちょっと確認なのですが、お伺いしたいと思うのですが、富岡町防災集団移転買い取り促進事業ということで、鑑定士を入れた金額がこういう金額に明示されていると思うのですが、やはり例えば先般防災集団移転ではないのですが、毛萱の紅葉川の拡張工事の買収県のほうで入りました。もう半年近く前からですよ。その価格帯と若干違う面も当然、震災前の土地の評価額によって違ってくると思うのですが、鑑定の仕方というのは町でこれは鑑定士を入れて評価されている金額なのか。例えば県のほうはそれ相応に鑑定士を入れて査定して買収金額を提示しているわけなのですか、その辺の1点だけどういう方法で金額を算出されたのか伺いたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

ご存じのように、この防災集団移転事業のもととなります災害危険区域につきましては、県事業、防潮堤、浜街道あと防災林、そして私たちの防災集団移転事業、全て同じエリアということでございまして、今回県と町と調整させていただきまして、不動産鑑定につきましては町のほうの鑑定結果をもとに同一価格で進めさせていただくことになっております。

以上でございます。

○10番（黒沢英男君） 終わります。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） これも私の委員会なのですけれども、ちょっと詳しい説明まだ聞いていなかったものですから、ちょっとお聞かせください。

防災集団移転ということでその地区、その地区まとまって購入するのかなと思っていたのですが、飛び地になっている理由、ちょっとお聞かせください。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） お答えさせていただきます。

基本的には所有者のお持ちになっている土地が点在しているということもございまして、地権者ごとに契約を進めさせていただいているところでもございまして、今回土地の面積が5,000平米を超えてかつ700万円を超えているということで、今回同意ということでお願いしているところでもございます。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） わかりました。

今回契約済みになったのがこの飛び農地になっているところであって、最終的にはこれ全体的に集団防災移転の事業で買い取るという形になるのかと思うのですが、もう一回確認させてください。

○議長（塚野芳美君） 拠点整備課長。

○拠点整備課長（竹原信也君） 議員のおっしゃるとおり、今坂本さんの土地がこのような飛び地になっていますけれども、この間にある土地につきましても災害危険区域になっている宅地及び介在農地については個々に買い取らせていただくような形になっております。

以上でございます。

○12番（渡辺三男君） ありがとうございます。

○議長（塚野芳美君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 討論なしと認めます。

これより議案第50号 不動産の取得についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（塚野芳美君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この後休議をいたしますが、休議の中で各委員会を開いていただきます。

それでは、委員会の開催時間と場所について申し上げます。

この後直ちに1階会議室において、まず最初に総務常任委員会、産業復興常任委員会を開催していただき、その後原子力発電所等に関する特別委員会の開催をお願いします。終わりましたら、議会報編集特別委員会、最後に議会運営委員会の順で開催していただきますようお願いいたします。

それでは、3時まで休議いたします。

休 議 (午後 2時41分)

再 開 (午後 2時56分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

○委員会報告

○議長(塚野芳美君) 日程第5、委員会報告に入ります。

初めに、総務常任委員会の報告を委員長より求めます。

4番、遠藤一善君。

〔総務常任委員会委員長(遠藤一善君)登壇〕

○総務常任委員会委員長(遠藤一善君) 報告第6号、平成28年3月8日、富岡町議会議長、塚野芳美様、総務常任委員会委員長、遠藤一善。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、3月8日午後2時43分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。(1)総務課に関する件、(2)いわき支所に関する件、(3)企画課に関する件、(4)税務課に関する件、(5)健康福祉課に関する件、(6)住民課に関する件、(7)教育委員会に関する件、(8)出納室に関する件、(9)議会事務局に関する件。

2、調査の経過。出席委員、6人、欠席委員、1人、説明出席者、なし、職務出席者、庶務係長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ただいま総務常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、産業復興常任委員会の報告を委員長より求めます。

12番、渡辺三男君。

〔産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君）登壇〕

○産業復興常任委員会委員長（渡辺三男君） 報告第7号、平成28年3月8日、富岡町議会議長、塚野芳美様、産業復興常任委員会委員長、渡辺三男。

閉会中の継続調査の申し出について。

本委員会は、3月8日午後2時43分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、所管事務の調査。（1）復旧課に関する件、（2）復興推進課に関する件、（3）拠点整備課に関する件、（4）農業委員会に関する件、（5）産業振興課に関する件、（6）安全対策課に関する件、（7）生活支援課に関する件。

2、調査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議会事務局長。

3、調査の結果。調査未了につき、当委員会において閉会中の継続調査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま産業復興常任委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会運営委員会の報告を委員長より求めます。

6番、宇佐神幸一君。

〔議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君）登壇〕

○議会運営委員会委員長（宇佐神幸一君） 報告第8号、平成28年3月8日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会運営委員会委員長、宇佐神幸一。

閉会中の継続審査及び調査の申し出について。

本委員会は、3月8日午後2時47分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査及び調査事件。（1）会期、議事日程、議案の取り扱い、発言等議会の運営に関する件、（2）議会関係例規類の制定、改廃に関する件、（3）議長の諮問に関する件。

2、審査及び調査の経過。出席委員、5名、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査及び調査の結果。審査及び調査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査及び調査

の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、議会報編集特別委員会の報告を委員長より求めます。

9番、高野泰君。

〔議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君）登壇〕

○議会報編集特別委員会委員長（高野 泰君） 報告第9号、平成28年3月8日、富岡町議会議長、塚野芳美様、議会報編集特別委員会委員長、高野泰。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、3月8日午後2時46分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。議会報の編集等に関する件。

2、審査の経過。出席委員、全員、欠席委員、なし、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上であります。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま議会報編集特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

次に、原子力発電所等に関する特別委員会の報告を委員長より求めます。

8番、渡辺英博君。

〔原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君）登壇〕

○原子力発電所等に関する特別委員会委員長（渡辺英博君） 報告第10号、平成28年3月8日、富岡町議会議長、塚野芳美様、原子力発電所等に関する特別委員会委員長、渡辺英博。

閉会中の継続審査の申し出について。

本委員会は、3月8日午後2時44分より富岡町郡山事務所桑野分室において委員会を開催した結果について、次のとおり報告いたします。

記、1、審査事件。原子力発電所並びに東日本大震災に関する件。

2、審査の経過。出席委員、12名、欠席委員、1名、説明出席者、なし、職務出席者、議長、議会事務局長、庶務係長。

3、審査の結果。審査未了につき、当委員会において閉会中の継続審査の要ありと決したので、富岡町議会会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出をいたします。

以上、報告します。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま原子力発電所等に関する特別委員会委員長より報告がありましたが、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告のとおり決しました。

○動議の提出

〔「議長、1番」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） この際、議決の結果生じた字句等の整理について議長に委任するため動議を提出いたします。

〔「賛成」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいま1番、山本育男君より動議の提出がありました。所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

内容の説明について、山本育男君より説明を求めます。

1番、山本育男君。

○1番（山本育男君） 本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任いたしたく発案いたします。

○議長（塚野芳美君） お諮りいたします。

ただいまの動議のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字等の本筋を失わない範囲における修正等について、富岡町議会会議規則第45条の規定により、議長に一任することに決しました。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 3時08分)

再 開 (午後 3時11分)

○議長(塚野芳美君) 再開いたします。

○町長の挨拶

○議長(塚野芳美君) お諮りいたします。

ここで閉会の前に町長より発言を求められておりますので、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(塚野芳美君) 異議なしと認めます。

町長の発言を許可します。

町長。

〔町長(宮本皓一君) 登壇〕

○町長(宮本皓一君) 皆さん、大変お疲れさまでした。今定例会も皆様のご理解とご協力を賜り、提案いたしました平成28年度当初予算を初め、議案48件の議決をいただいたこと、まことに感謝申し上げます。

皆様の任期の最後となりました3月定例議会最終日の席をおかりしまして、一言ご挨拶を申し上げます。本定例会初日の町政運営に臨む基本的な考え方でも申し上げましたが、東日本大震災及び原子力発電所災害の発生から5年が経過し、全町避難が続く中、我が町は早ければ平成29年4月の帰還開始を目指し、一人でも多くの町民が安心してふるさとで暮らすことができるよう、全職員一丸になってさまざまな施策を展開しております。しかしながら、生活インフラの構築、住環境や福祉サービス提供体制などの整備、避難生活に対する支援など、解決しなければならない問題は山積しております。私はこの困難を乗り越え、そして富岡町の未来を築いていく覚悟を持って、引き続き町民の皆様とともに考え、ともに歩んでまいります。

議員の皆様におかれましても、同じ被災者の立場でありながら、ふるさとの早期復興をなし遂げるとの使命感のもと、県内外に分散し、避難している町民のために、まさに東奔西走、奮闘されてこられたその姿に胸が熱くなる思いであります。この4年間、さまざまな政策やその執行状況に対し、厳しくも温かいご指導、真摯なご提言を多数賜りましたこと、ここに改めて感謝申し上げます。

ご案内のとおり、来る3月27日には富岡町議会議員一般選挙が執行されます。帰還目標を目前に控えたこの時期、議員の皆様が果たされる責務に対して町民の寄せる期待はますます大きくなっており、引き続き立候補される方におかれましては、この選挙を戦い抜いて再びこの議場にお戻りいただきたく、町民の期待に応えるべく、一層の活躍を祈念するものであります。また、今期限りでご勇退される方がおられるとすれば、きょうまで培ってこられた豊富な経験と識見を持って、我が町の復興、発展と町民それぞれの生活の再建に向けてさらなるご指導とご協力をお願い申し上げます。

結びになりますが、この4年間に皆様から賜りました格別のご理解、ご協力に重ねて感謝申し上げますとともに、皆様のますますのご健勝を心からお祈り申し上げます、挨拶といたします。

ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（塚野芳美君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって平成28年第2回富岡町議会定例会を閉会いたします。

閉 会 （午後 3時15分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

平成28年 月 日

議 長 塚 野 芳 美

議 員 高 橋 実

議 員 渡 辺 三 男